

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(備考等)
RS	1	08.消防・防災・安全	村	御杖村	総務省	B 地方に対する規制緩和	消防防員の確保等に向けた取組について(令和2年12月15日付消防庁長官通知)別添2、公務員に関する基本原則、消防法	外国人消防防員が従事できる活動内容の明確化	外国人消防防員が従事できる活動内容(公権力の行使をしない範囲)について明確化し、地方公共団体に周知すること	当村は、人口約1,440人、うち65歳以上約850人(高齢化率約60%)と、全国的にも高齢化が進んでいる自治体である。村では、人材確保・高齢化への対応の一つとして消防防員の確保に対する検討を可能とし、人員確保に努めている。消防防員については、非常勤の公務員であり、公権力の行使が認められていたため、日本人(日本国籍を有する者)でなければならない内容が法理・判断であり、外国人消防防員は、消防防員の特権力行使に直接従事しない分野においてのみ活動することができると認識している。外国人消防防員が従事できる活動内容について、明確に示されていない。確固たる基準がないままに、自治体によって従事可否が判断・差異を生ずることになり、公平な競争環境を醸成することが困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianboosyu/2023/teianboosyu_jokoku.html
RS	2	11.総務	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第1条の2、第2条第2項、第7項、第291条の2第1項	広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域の行政単位ものであること	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも広域行政ブロック単位の広域連合(各ブロック知事会議構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定自治体)が加入する広域連合を含む。以下同じ)、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。	広域行政の推進に不可欠なことから、国からの権限移譲の導入体制を整備するよう広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権限の移譲が実現した事例は皆無である。過去の当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できないとして事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。	
RS	3	11.総務	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2第4項	広域連合制度における国の移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等	国内に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障を立証できない限り、移譲に同意するものとするこの明確化を求める。	地方自治法第252条の17の2(1)「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することにより要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。このため、要請権を行使しうる広域連合においては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体の持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(広域連合規約の改定が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されることのみで、処理スームは全く整備しておらず、要請を受けられないと判断してもその理由が不明である。	
RS	4	11.総務	その他	関西広域連合	総務省	A 権限移譲	地方自治法第291条の2第1項、第4項	広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る地方分権特区(仮称)及び実証実験要請権の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的な手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに変更がない場合は権限移譲を行う(地方分権特区(仮称)の導入を求める。あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。	当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲したことがない実情から見て非常に柔軟な制度設計であると恨まれたことになっていない。過去の当広域連合提案でも、地方分権特区(仮称)の具体的な姿の一つとして、高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限移譲等6項目を総合的なパッケージとして提案した「職業人材活羅特区(仮称)の導入」について、国側からの回答は存在しない。このことから、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。移譲の可否を机上で検討するだけでは、移譲に伴う危信を列挙し移譲不可の結論を導くことは容易であり、現行制度には移譲の可否を客観的に検証できる具体的な手段が欠如している。	
RS	5	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法施行令第1条、調剤師法施行規則第1条第3項第3号、様式第11号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の7第2項第3号、様式第86の2	調剤師免許申請における医師の診断書の添付を不要とすること	調剤師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要とし、麻薬等の中毒者であるかないかについては、免許申請書の様式上で確認を行うこととする。	調剤師免許を受けようとする者は、申請書に「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないか」に関する医師の診断書を添付することされており、免許申請者に対して医師の診断を受けるための時間的・金銭的負担を要している。実情等において医師の処方箋等に記された処方箋に準じて医師の診断書を作成し、申請書の添付は原則不要とし、令和3年8月から、(1)診断書の添付は原則不要とし、(2)申請書の様式上で、「①麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者及び②精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」であるかについて確認を行い、(3)②に該当する者であれば場合のみ医師の診断書の添付を要求することとしている。このことを踏まえ、調剤師免許申請手続についても同様の見直しを図るべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianboosyu/2023/teianboosyu_jokoku.html
RS	6	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	製薬衛生師法施行令第1条、製薬衛生師法施行規則第1条第2項第2号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の7第2項第3号、様式第86の2	製薬衛生師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書の添付を不要とすること	製薬衛生師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要とし、麻薬等の中毒者であるかないかについては、免許申請書の様式上で確認を行うこととする。	製薬衛生師免許を受けようとする者は、申請書に「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないか」に関する医師の診断書を添付することされており、免許申請者に対して医師の診断を受けるための時間的・金銭的負担を要している。実情等において医師の処方箋等に記された処方箋に準じて医師の診断書を作成し、申請書の添付は原則不要とし、令和3年8月から、(1)診断書の添付は原則不要とし、(2)申請書の様式上で、「①麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者及び②精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」であるかについて確認を行い、(3)②に該当する者であれば場合のみ医師の診断書の添付を要求することとしている。このことを踏まえ、製薬衛生師免許申請手続についても同様の見直しを図るべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianboosyu/2023/teianboosyu_jokoku.html
RS	7	11.総務	町	利府町	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第53条第1項及び第2項	不在者投票における選挙人への情報提供に係るの明確化	投票用紙及び投票用封筒、不在者投票証明書(他)は、当該選挙における選挙人及び投票の氏名掲示の写し等を併封するなどルールを明確化する。	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会が選挙人が投票する不在者投票において、選挙人が名簿登録地の市区町村から交付を受けるのは、投票用紙及び投票用封筒、不在者投票証明書の3点のみが法に定められている。この点のみでは選挙人候補者氏名等がわからないため、氏名掲示の写しやホームページを確認するよう依頼するなどの工夫をする市区町村もある。しかし、法に定められた3点のみを送付する市区町村もあり、選挙人が投票をする市区町村の選挙管理委員会が、選挙人から候補者氏名等について知らない旨の要請があった場合、選挙公報や新聞等を提供、あるいは選挙管理委員会から候補者氏名の告知の写しをA5で取り、選挙人に提供しているところである。このように、不在者投票をする選挙人の候補者氏名等の情報提供に係る運用方法が明確化されていない。各市区町村の選挙管理委員会によって運用するルールが異なり、不在者投票をする選挙人の間で得られる選挙情報に不公平が生じているため、選挙人からの問い合わせにより各地の選挙管理委員会と職員の対応が生じ業務的な負担が生じているのが実情である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianboosyu/2023/teianboosyu_jokoku.html
RS	8	03.医療・福祉	一般市	四條畷市、枚方市、西宮市	B 地方に対する規制緩和	厚生省保険局国民健康保険課長通知(県外分診療報酬の全国法適用)について(昭和50年7月25日保険発第72号)	県外分診療報酬の全国法適用(国民健康保険)を地方単独医療制度において適用すること	国民健康保険被保険者について、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払業務も全国法適用を適用し、療養取扱機関が立地する所在地の都道府県国民健康保険法において行うこと、原則50%の厚生省保険局より、国民健康保険課長通知で規定されている、この公費負担医療に地方単独医療制度が含まれているかどうか明確でない。地方単独医療制度における県外分診療の場合の審査支払業務も、市町村から都道府県国民健康保険法に委託できるの明確化など、地域において合意形成が円滑に取組めるような措置を求める。	支障事例】市区町村が実施する公費負担医療費助成については、当該市区町村の属する都道府県の医療機関等で現物給付となっており、都道府県外受診については、申請による償還払いとなっている。地理的要因により、県外分診療報酬等が都道府県外のみならず各都道府県、都道府県に居住している住民からも、都道府県外現物支給対応を求められ、一部市区町村では、社会保険加入者については、全国法適用のある社会保険診療報酬支払基金、医療機関等の協議の上現物支給を実施しており、このことと住民サービスの向上及び事務の効率化につながる。一方で、国民健康保険加入者については、都道府県外現物支給が難しく、サービス格差が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianboosyu/2023/teianboosyu_jokoku.html	
RS	9	児童扶養手当給付	一般市	佐野市	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第4条、第28条	児童扶養手当の支給に関する法律施行規則第4条、第11条	児童扶養手当の支給に関する法律施行規則第4条、第11条	受給資格者が児童扶養手当法第4条に規定する要件に該当しなくなった場合や、手当の支給を受ける権利を行使せず時効消滅する場合以外においても、受給資格者が希望する場合は、支給資格喪失手続を行うことが可能とする。	現行の児童扶養手当制度においては、受給資格者(以下「資格者」という。)に対して、毎年、原則対面による現況届の提出を義務付けているため、就業等により所得制限の上限を上回り全部支給停止となった資格者についても、同様(現況届を提出し)なければならない。また、資格喪失する場合は、児童手当法第4条に該当しなくなった場合や、資格者本人の申請による資格喪失制度が存在していない。現行の児童扶養手当制度は、資格者本人の申請による資格喪失制度が存在しない。また、全部支給停止の資格者に対しては、自治体は毎年書類を送付し、提出されない場合の督促を行うが、資格者は提出のために仕事を休み平日に窓口へ向いている現状届を提出せず、権利の時効消滅を招く資格者がいる。その場合であっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に合理的負担や事務負担は発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianboosyu/2023/teianboosyu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(3)消防法(昭23法186)</p> <p>(a)消防団員の活動内容については、一般的に公権力の行使に該当すると考えられるものを整理し、公権力の行使に該当せず、外国人消防団員が従事できる活動内容の参考となる事例と併せて、地方公共団体に令和6年度中に通知する。</p>	—	消防団員の活動内容については、都道府県及び指定都市に対して、外国人消防団員が従事できる活動内容についての一定の考え方を並びに外国人消防団員の活動事例を示した。	【総務省】消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について(令和7年1月31日付)消防庁長官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_1	総務省消防庁地域防災室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】</p> <p>(20)調理師法(昭33法147)</p> <p>(i)調理師の免許申請に係る手続(施行令1条)については、都道府県における当該事務の実態を把握した上で、医師の診断書(施行規則1条2項3号)の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(28)調理師法(昭33法147)</p> <p>(ii)調理師の免許申請(施行令1条及び施行規則1条2項)については、令和6年度中に各令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。</p>	調理師の免許申請に係る添付書類(調理師法施行規則1条2項)については、省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とした。	【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令の公布について(公布通知)(令和7年2月4日付)厚生労働省健康・生活衛生局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_5+Q8:Q11	厚生労働省健康・生活衛生局健康課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(25)製菓衛生師法(昭41法115)</p> <p>製菓衛生師の免許申請に係る手続(施行令1条)については、都道府県における当該事務の実態を把握した上で、医師の診断書(施行規則1条2項2号)の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(37)製菓衛生師法(昭41法115)</p> <p>(ii)製菓衛生師の免許申請(施行令1条及び施行規則1条2項)については、令和6年度中に各令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。</p>	製菓衛生師の免許申請に係る添付書類(製菓衛生師法施行規則1条2項)については、各令を改正し、医師の診断書の添付を不要とした。	【厚生労働省】製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令の公布等について(令和7年1月16日付)厚生労働省健康・生活衛生局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_6	厚生労働省健康・生活衛生局健康課
<p>【総務省】</p> <p>(6)公職選挙法(昭25法100)</p> <p>(ii)不在者投票の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書等の交付又は発送(施行令53条)については、選挙の期日の公示日又は告示日より後に交付又は発送する場合は、氏名等掲示用の候補者等情報を同封するよう配慮するとともに、候補者の氏名一覽や選挙公報などの候補者等情報が掲載されたホームページの周知に配慮するよう、地方公共団体の選挙管理委員会に令和5年度中に通知する。</p>	—	不在者投票の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付又は発送に際して、選挙の期日の公示日又は告示日より後に交付又は発送する場合は、氏名等掲示用の候補者等情報を同封するよう配慮するとともに、候補者の氏名一覽や選挙公報などの候補者等情報が掲載されたホームページの周知に配慮するよう地方公共団体の選挙管理委員会に通知した。	【総務省】不在者投票における選挙人への候補者等情報の提供について(令和6年1月23日付)総務省自治行政局選挙管理課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_7	総務省自治行政局選挙管理課
<p>【子ども家庭庁(16)】【厚生労働省(42)】</p> <p>地方単独医療費助成制度</p> <p>地方単独医療費助成制度の利用者が居住する区域外の医療機関を受診する場合において、全国的に現物給付を円滑に行えるよう、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づき対応状況を踏まえつつ、以下のとおりとする。</p> <p>・区域外分の診療報酬の審査支払業務については、審査支払機関と調整の上、区域外の国民健康保険団体連合会が地方公共団体との委託契約により当該業務を行うことが可能であることなど、全国決済に係る事項を地方公共団体に令和6年度中に周知する。</p> <p>・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>・医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定DXの取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度情報を収録したマスタの作成及び当該マスタの効果的な活用方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	<p>・区域外分の診療報酬の審査支払業務については、昭和50年7月25日付保険発第72号国民健康保険課長通知「異分診療報酬の全国決済について」を改正する通知を发出するとともに、国民健康保険団体連合会の国保給金システムを改善することにより、令和7年4月請求分(同年3月診療分)から、異分地方単独医療費等助成の公費併用レセプト(75歳未満の国保加入者分)の受付対応及び国民健康保険団体連合会の異分地方単独医療費等助成の公費併用レセプトのデータ交換による全国決済について、自県の国保連合会との契約のみで他県の国保連合会への当該業務の委託を可能とした。</p> <p>・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地単公費のレセプト請求に係る共通化・標準化ルールを検討するとともに、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、その結果を全国自治体向け説明会を開催して周知した。</p> <p>・医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定DXの取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度情報を収録したマスタを作成し、厚生労働省のホームページに掲載して公表した。また、同マスタの効果的な活用方策について検討した結果、同マスタを令和6年6月(予定)からの本格提供を目指して開発中の共通決定システム(診療報酬算定と患者の窓口負担金計算の機能について、レセプトコンピュータが共通で利用できるプログラムの根拠データとして活用することとした。これに基づき、マスタの項目を整理したため、取組後の項目に基づいて自治体がマスタデータを修正できるようWebフォームを構築し、令和7年4月1日の運用開始に向けて、利用手順等を全国自治体向け説明会等で周知した。</p>	【厚生労働省】「異分診療報酬の全国決済について」の一部改正について(令和7年2月10日付)厚生労働省保険局国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_8	<p>子ども家庭庁成育局母子保健課、支援局家庭福祉課、支援局障害児支援課</p> <p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【子ども家庭庁】</p> <p>(7)児童扶養手当法(昭36法238)</p> <p>(ii)児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>5【子ども家庭庁】</p> <p>(9)児童扶養手当法(昭36法238)</p> <p>(ii)児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(令和6年3月5日付)子ども家庭庁支援局家庭福祉課長通知】</p>	児童扶養手当に係る認定は受けていないものの、全部支給停止である場合において、受給資格者から児童扶養手当の受給資格を辞退したい旨の申出があった場合の資格喪失の取扱いについて「児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について」(令和6年3月5日付)こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)により各自治体へ通知した。	【子ども家庭庁】児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について(令和6年3月5日付)こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_9	子ども家庭庁支援局家庭福祉課



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(12)住民基本台帳法(昭42法81)</p> <p>(注)転居届(23条)のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について、令和6年度を目途に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	-	-	-	-	総務省自治行政局住民制度課
<p>【こども家庭庁】</p> <p>(7)児童扶養手当法(昭36法238)</p> <p>(注)児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>5【こども家庭庁】</p> <p>(9)児童扶養手当法(昭36法238)</p> <p>(注)児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(令和6年3月5日付こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)】</p>	<p>児童扶養手当に係る認定は受けているものの、全部支給停止である場合等において、受給資格者から児童扶養手当の受給資格を辞退したい旨の申出があった場合の資格喪失の取扱いについて(児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について)(令和6年3月5日付こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)により各自指図あて通知した。</p>	【こども家庭庁】児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について(令和6年3月5日付こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_11">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_11</a>	こども家庭庁支援局家庭福祉課
<p>【デジタル庁】</p> <p>(9)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(注)マイナンバー(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、公共サービス(情報連携の基盤)と連携し、令和8年早期に個人番号利用事務(2条10項)以外の事務にも利用できるようにする。</p>	-	-	-	-	-
<p>【こども家庭庁(9)(1)】【デジタル庁(6)(1)】</p> <p>母子保健法(昭40法141)</p> <p>里帰り出産に關し、住所先と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。</p>	-	-	-	-	-
<p>【厚生労働省】</p> <p>(14)生活保護法(昭25法144)</p> <p>(注)生活保護制度の居住地特例(19条3項)の対象範囲を介護保険制度の対象範囲と平仄を合わせて、特定施設入所者全体に拡大することについては、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(23)生活保護法(昭25法144)</p> <p>(注)生活保護制度の居住地特例(19条3項)の対象については、令和7年度から特定施設入居者及び介護老人福祉施設入居者(介護保険法(平9法123)8条27項に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。)にも拡大することとし、その旨を地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)、令和6年4月24日付厚生労働省社会・援護局長通知)】</p>	<p>第213回国会において成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)において生活保護法を改正し、介護保険法に規定する特定施設に入居している場合又は同法に規定する介護老人福祉施設に入居している場合(同法に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。)にも拡大することとし、その旨を地方公共団体に通知した。</p>	【厚生労働省】生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布等について(令和6年4月24日付厚生労働省社会・援護局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_15">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_15</a>	厚生労働省社会・援護局保護課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(15)狂犬病予防法(昭25法247)</p> <p>(注)犬の死亡の届出における鑑札及び注射済票の添付(施行規則8条2項)については、関係者の意見等を踏まえつつ、その在り方について検討し、必要があるときは制度の見直しの中で所要の措置を講ずる。</p>	-	-	-	-	-
<p>【こども家庭庁】</p> <p>(8)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金(13条1項、31条の6第1項及び32条1項)については、地方自治法(昭22法67)96条1項10号及び地方公共団体の条例に基づく債権放棄が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(令和5年10月26日付こども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡)】</p>	-	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金について、地方自治法96条1項10号及び地方公共団体の条例に基づく債権放棄が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	【こども家庭庁】母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄について(令和5年10月26日付こども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_17">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_17</a>	こども家庭庁支援局家庭福祉課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(14)生活保護法(昭25法144)</p> <p>(注)費用返還義務(63条)、費用等の徴収(77条、77条の2及び78条)及び生活保護のためのその他の収入に基づき生じる債権については、地方公共団体における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平27厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を改正し、債権の免除規定(地方自治法施行令(昭22政令16)171条の7)が適用される旨を明確化した。</p> <p>【措置済み(令和6年3月29日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知)】</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(23)生活保護法(昭25法144)</p> <p>(1)費用返還義務(63条)、費用等の徴収(77条、77条の2及び78条)及び生活保護のためのその他の収入に基づき生じる債権については、地方公共団体における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平27厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を改正し、債権の免除規定(地方自治法施行令(昭22政令16)171条の7)が適用される旨を明確化した。</p> <p>【措置済み(令和6年3月29日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知)】</p>	<p>生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について(平成27年10月6日付社援保発1006第1号)の一部改正について、地方公共団体へ令和6年3月29日に通知して、返還金等の債権の取扱いについて明確化した。</p>	【厚生労働省】生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について(令和6年3月29日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_18">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_18</a>	厚生労働省社会・援護局保護課



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【総務省(2)】【法務省(2)】 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81) 国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍簿本及び住民票の写し等の請求については、発行に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係機関からの意見聴取を行った上で、請求様式の標準化について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;【総務省(4)】【法務省(2)】 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81) 国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍簿本及び住民票の写し等の交付の請求については、交付に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に通知する。</p>	<p>公用請求書の様式を収集するほか、住民票の写し等の交付の請求に関する標準的な請求様式策定の取組も参考として、戸籍簿本等の標準的な請求様式の案を作成した。 住民票の写し等の交付の請求に係る標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に通知した。</p>	<p>【法務省】戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて(一部改正について(依命通知)(令和7年4月11日付け法務省民一第3095号)) 【総務省】住民基本台帳法に基づく(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する提案募集関係))について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課長通知) 【総務省】住民基本台帳法に基づく(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する提案募集関係))について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisambosyu/2023/r5tu_tsuchi.html#5.20">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisambosyu/2023/r5tu_tsuchi.html#5.20</a></p>	<p>法務省民事局民事第一課 総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>5【法務省】 戸籍法(昭22法224) (イ)夜間及び休日における戸籍簿本等の交付中止処理については、以下に掲げる事項について、令和5年度中に市区町村に周知する。 ・一定の条件を満たす場合には、非常勤職員及び守衛等の受託事業者の業務従事者が実施することが可能であること。 ・地方公共団体の基礎業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書において、個人単位で操作権限を設定できることが必須の機能要件とされていることを踏まえ、これらの者が当該処理に機能を限定した端末を使用することが可能となること。</p>		<p>メールにより、各法務局・地方支務局を通して、各市区町村に以下の事項等を周知した。 ・一定の条件を満たす場合には、非常勤職員及び守衛等の受託事業者の業務従事者が実施することが可能である旨。 ・地方公共団体の基礎業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書において、個人単位で操作権限を設定できることが必須の機能要件とされており、これらの者が当該処理に機能を限定した端末を使用することが可能となる旨</p>			<p>法務省民事局民事第一課</p>
<p>5【厚生労働省】 (33)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (イ)障害支援区分の認定を要しない場合の調査(20条2項)については、市町村(特別区を含む。)における事務の実態等を踏まえつつ、当該調査の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 5【厚生労働省】 (49)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ロ)障害支援区分の認定及び支給要否決定のために市区町村が行う調査(20条2項)のうち、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、市区町村の事務負担を軽減するため、「介護給付費等の支給決定等について」(平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を改正し、障害支援区分の認定を行う場合の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行うこととした。 [踏査済み(令和6年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、こども家庭庁支授局長通知)]</p>	<p>障害支援区分の認定及び支給要否決定のために市区町村が行う調査(20条2項)のうち、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、市区町村の事務負担を軽減するため、「介護給付費等の支給決定等について」(平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を改正し、障害支援区分の認定を行う場合の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行うこととした。</p>	<p>【こども家庭庁】【厚生労働省】介護給付費等の支給決定等について(一部改正について(令和6年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、こども家庭庁支授局長通知))</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisambosyu/2023/r5tu_tsuchi.html#5.23">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisambosyu/2023/r5tu_tsuchi.html#5.23</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>5【こども家庭庁】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) (ロ)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)の中間年の見直しについては、市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。</p>					



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>5【総務省】</b> (7) 地方税法(昭25法226) (4) 固定資産課税条例に固定資産の価格が登録されていない等の不動産について、道府県知事が価格を決定した場合に、当該不動産の所在地の市町村長に通知する「当該価格その他必要な事項」(73条の21第3項)については、市町村が納税義務者に、より適切に説明を行えるように、道府県と市町村の間で必要な資料を共有し、相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和6年度中に周知する。</p>		<p>令和6年1月19日に開催された全国道府県総務局長・市町村税担当課長合同会議にて、道府県と市町村の間で必要な資料を共有し、相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【総務省】不動産価格決定時の県市間の情報共有について(令和6年1月19日 全国道府県総務局長・市町村税担当課長合同会議資料)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.html#5_28">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.html#5_28</a></p>	<p>総務省自治税務局固定資産課課</p>
<p><b>5【厚生労働省】</b> (33) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (34) 障害福祉サービス等の提供(5条)を行う事業所に係る報酬算定については、通所系サービス事業者が居宅を訪問するなど、事業者が代替的方法によりできる限りの支援の提供を行う際には、通所系サービス事業者のサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象とすることができる場合の基準を明確化するなど、災害時においても利用者への継続的な障害福祉サービスの提供を確保する観点から可能な方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; <b>5【厚生労働省】</b> (49) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1) 障害福祉サービス等の提供(5条)を行う事業所に係る報酬算定については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平法第55)2条1項の規定に基づき特定非常災害に指定された場合だけでなく、特定非常災害に指定されていない場合においても、被災した道府県が、障害福祉サービス事業所等の被害状況等を把握した結果、公共交通機関の寸断や事業所の倒壊等により、通所によるサービス提供が困難な状況が想定されるなど、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とする取扱い(以下この事項において「臨時的取扱い」という。)での支援が適当であると判断した場合は、国に個別に協議することとし、国が認めた場合は、被災した道府県に臨時的取扱いを適用する旨を地方公共団体に通知した。 〔留意済み(令和6年3月29日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡〕</p>	<p>特定非常災害に指定されていない場合においても、被災した道府県が、臨時的取扱いでの支援が適当であると判断した場合は、国に個別に協議することとし、国が認めた場合は、被災した道府県に臨時的取扱いを適用することについて、各道府県、指定都市及び中核市宛てに事務連絡を発送し、周知した。 また、臨時的取扱いにおける「できる限りの支援」について、訪問による支援が困難である場合等においては、コミュニケーションアプリの活用や電話等による支援も市町村が適切であると判断した場合には対象とすることができることについて、各道府県、指定都市及び中核市宛てに事務連絡を発送し、周知した。</p>	<p>【厚生労働省】災害に伴い一時的に避難している利用者に対する継続した障害福祉サービスの提供に係る留意事項について(令和6年3月29日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.html#5_31">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.html#5_31</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
RS	32	12.その他	中核市	福井市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の5第1項、森林法の関係等の施設の取扱いに関する特別措置法第5条第10項	市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画の一体的策定を可能とすること	市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画の一体的策定を可能とすること	【現行制度について】市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画に適合して策定することができる「特定間伐等促進計画」について、両計画をそれぞれ策定する必要があるが、両計画の記載事項は、「間伐」、「造林」、「作業路等の整備」に関する事項など一部重複している。【支障事例・制度改正の必要性】市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画の2つの計画をそれぞれ策定する必要があり、両計画の一体的策定ができないことによる非効率(事務、人員及び経費負担)が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyuu/2023/seinbosyuu_jokoku.html
RS	33	12.その他	中核市	福井市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第6条第9項、第10条の5第7項から第9項まで、第10条の第4項	市町村森林整備計画の変更手続の簡便化	市町村森林整備計画の軽微な変更(都道府県作成の地域森林計画の変更を受けての変更など)変更内容に市町村の判断を伴わない形式的な変更をい、以下同じ。の場合においては、次のような変更手続の簡便化を求める。市町村森林整備計画の案の公表後の縦覧期間(30日)内において、軽微な変更の場合には2週間程度以内に短縮できるように求める。また、国への意見聴取や県への正式な協議に先立つて事前協議が必要とされているが、軽微な変更の場合には事前協議を行わなくてもよい運用に改める。	都道府県知事は、地域森林計画の変更により市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるとは、市町村に当該市町村森林整備計画を変更すべき旨を通知し、市町村は、通知を受けたときは森林整備計画を変更しなければならないとされている(森林法第10条の6第1項、第2項)。市町村森林整備計画を変更する場合は、「学識経験者からの意見聴取」、「計画書」の縦覧、「国への意見聴取・県への協議」の協働など所定の手続を経る必要がある(同法第10条の6第4項)。また、実務上、国への意見聴取及び県への協議は、毎年12月頃に地域森林計画を変更しており、市町村は県からの通知を受けた後、翌年3月31日までに市町村森林整備計画の変更をしなければならない。1月から3月までの約3か月間しかない中、上記の様な変更手続が必要であり、人員・事務、経費の負担が生じている。また、地域森林計画を変更する際には、森林法第6条の規定により縦覧を行っていることから、当該地域森林計画の変更を受けて変更する際の市町村森林整備計画(案)の縦覧は二重の手続きといえ、このような場合については縦覧期間を短縮しても問題は生じないと考える。また、国への意見聴取及び県への協議は、事前協議も含めそれぞれ2回ずつ行っているが、軽微な変更であれば、地域森林計画の適合性を確認するのみである(※特に当市では、県の地域森林計画の変更を受け変更する場合、県から修正文書が指定された形と通知されることから事前協議が必ず必要といえ、2回の協議は必要ないとする)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyuu/2023/seinbosyuu_jokoku.html
RS	34	03.医療・福祉	一般市	藤沢市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省告示第529号(平成18年9月29日)「用具のハ」	日常生活用具給付等事業において給付可能な用具の要件の見直し	厚生労働省告示第529号(平成18年9月29日)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」における(1)用具の要件のうち「用具の製作、改良又は修繕に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」の削除又はユニバーサルデザインの普及等に対応した改正を求める。	日常生活用具については、国・都道府県、市町村の財政負担に基づき実施しており、用具の要件が厚生労働省告示第529号(平成18年9月29日)に規定されている。用具の要件は、日常生活上の便宜を図ることを目的として、安全性、実用性、自立支援、社会参加促進等に加え、製作、改良又は修繕に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの、と定められている。近年、ユニバーサルデザインの普及やスマートフォンアプリの多機能化で、一般製品でも障害者の日常生活上の便宜を図ることが可能となる傾向がある一方で、告示の当該要件によって給付等の対象外とせざるを得ない状況となっている。例えば、音声ガイドやオープニングや吹紙等は、視覚障がい者用に開発、製造されたものではなく、一般に市販されているものだが、結果的に視覚障がい者の生活の利便性向上に寄与するとの当事者意見がある。また、スマートフォン用のテキスト読み上げアプリも同様に、障がい者用に開発されたものではなく、視覚障がい者が日常的に利用しているものである。これらの製品に関する情報提供としては、年に10程度度数が、一度対象外となるが、当事者が製品等の情報を断念してしまい、需要が潜在化している懸念がある。【現時点では、】ついた製品を日常生活用具として給付等することによる障害者の生活の利便性向上を図ることができると考えているにもかかわらず、当該要件があることで、給付等ができず、地域における課題を市町村が自主的に解決するに当たっての障壁となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyuu/2023/seinbosyuu_jokoku.html
RS	35	11.総務	市区長会	中核市市長会、郡山市、江戸川区、高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人に対する番号の利用等に関する法律施行令第13条第3項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第16条、個人番号カードの交付に関する事務処理要領	マイナンバーカードの代理人交付における本人確認書類等の要件緩和	マイナンバーカードを代理人に交付する際は、必要となる交付申請者の本人確認書類として当該交付申請者の親族等(例：同一世帯員又は～～親等内の親族)が交付申請者の顔写真を証明した書類も認めていたが、交付申請者の出席が困難な理由として親族の看護(介護)を含めていたことなど、カードの一番の普及と見直す見直しを行っていただきたい。	マイナンバーカードを代理人に交付する際は、交付申請者の本人確認書類として官公署から発行(発給)された交付申請者の写真が表示された書類その他これに類する書類として以下の書類が認められていること。①交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類②交付申請者が在宅で健康保険サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る介護支援サービス介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類③交付申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類④しかしながら、以下の事例のように交付のたみ困難で上記のような本人確認書類を提示することができない者もあり、また、事務処理要領(令和5年4月1日改正)に「やむを得ない理由により出席が困難である認めらる者として示された例には親族を看護(介護)している者が入っていないが、実際は親族の看護(介護)により出席できない者もあり、カードの代理人交付に至らない事例が発生している。【事例1】交付申請者が介護のため遠方の他市に居住していることから代理人交付を希望しても、本人確認書類である運転免許証は毎日現地で使用するもので代理人に預けることができない(住民票を現在の居住地に移す予定はない)【事例2】交付申請者が高齢で官公署の発行(発給)する顔写真の表示がある書類を持っており、自宅で家族に介護されているが介護保険サービスは受けていないため顔写真の表示のある本人確認書類が用意できない【事例3】交付申請者が長期入院により代理人交付を希望する場合において、顔写真が表示された本人確認書類を所持していないことから入院中の病院に顔写真証明書の作成を依頼するも拒否されたため、顔写真が表示された証明書を用意できない【事例4】交付申請者は顔写真が表示された本人確認書類を所持しており、補助人工心臓を装着した患者在宅で看護している。交付申請者は人工心臓の研修を受けており親の唯一の介助者として一時も娘のそば離れられず出席は困難である。しかしながら、代理人交付を認める理由(「親族の看護(介護)」)が含まれておらず、さらに代理人に顔写真を表示した本人確認書類も用意することができない。【問題点】マイナンバーカードの代理人交付が認められるケース拡充については、令和3年提案募集にて既に議論され、令和4年1月31日付けで「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の一部改正により、限定的に代理人交付可能なケースが拡充されたところであるが、マイナンバーカードの交付率は年々増加しており、カードの交付・更新事務の負担は令和3年提案時点と比べて、大きく増している。また、令和5年度版のカードと健康保険証との一体化を考慮すると、上記のように本人が出席することが困難で、かつ写真が表示された本人確認書類を所持し合っていない方からの交付申請も増えてくることと予想される。このため、必要とする方にカード交付できない状況が続くこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyuu/2023/seinbosyuu_jokoku.html
RS	36	12.その他	一般市	ひたちなか市	デジタル庁、法務省	B 地方に対する規制緩和	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記簿連携システムの活用を可能とすること	法務省が保有する登記簿連携システムの活用については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、申請人等に対する登記事項証明書の交付が各種法令において規定されている手続に範囲が限定されているため、自治体間の公用請求により取得しているデータが真であるか確認することが難しく、迅速に登記事項証明書を取得することが望ましい事例が多く、移動時間を費やしても法務局へ向かい公用請求をしているのが実情である。【現状】当市では、様々な手続において、職員が法務局へ向かい登記事項証明書等の公用請求を行っている。【問題点】行政業務の複雑化・多様化を受け、職員の業務効率が低下している中、移動に多くの時間を浪費している現状の運用は非常に非効率的であり、改善の必要があると見えていた。【解決策】自治体でデジタル庁主導のもと、先行運用団体として、申請人等に対する登記事項証明書の交付が法令上規定されている手続のうち一部について、法務省が保有する登記簿連携システムを利用した登記事項証明書の添付省略を実施している。現在の枠組みでは、公用請求によって登記事項証明書を取得している手続については情報連携の対象外とされていることから、対象範囲を拡大し、住民の利便性向上のみならず、職員の業務効率化に繋がる運用への変化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyuu/2023/seinbosyuu_jokoku.html	
RS	37	11.総務	一般市	三原市	総務省	B 地方に対する規制緩和	昭和38年12月19日 自治庁行第93号各都道府県総務部長宛 行政長官通知	出納員その他の会計職員について個別の任命を不要とすること	出納員その他の会計職員の任命について、辞令形式によらず、規則等で一定の職にある者が当然に「出納員その他の会計職員に充てることができる」として、以下のように任命を可能とすること。また、可能であるならばその旨を明確にすること。	出納員その他の会計職員については、地方自治法第171条第2項において「出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。」と定められており、昭和38年12月19日 自治庁行第93号各都道府県総務部長宛 行政長官通知(同)により、個々の職員を充てて職ではなく辞令形式により任命することが普通であると解されているため、個々の職員に対する市長長を併用した辞令(出納員証)を廃止できない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyuu/2023/seinbosyuu_jokoku.html
RS	38	05.教育・文化	都道府県	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第77条の2、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件(令和元年文部科学省告示第56号)、遠隔教育特例校制度実施要領(令和5年度における遠隔教育特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続について(事務連絡))	夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第77条の2、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件(令和元年文部科学省告示第56号))、遠隔教育特例校制度実施要領(令和5年度における遠隔教育特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続について(事務連絡))	当市では令和6年4月に県東部に県立夜間中学の開校を予定しており、中、西部においても入学希望の状況により、今後、分教室(サテライト)の設置を検討しているところ、下記のような事例が想定されることから、要請と求める。①夜間中学と分教室の特性上、身近なところで授業を受けられるよう、分教室(サテライト)を設置することを考えているが、受信側にも教員を配置することが困難な場合が想定される。学校長の判断で教員免許を保持していない者を認めるなど、柔軟な運用が必要である。②入学時には事前不登校だった者等が想定され、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受けられる場面が一定程度発生すると見込まれるものの、現行規定では出席扱いとすることができない。③分教室に多数の教員配置は困難なため、遠隔教育特例校の活用が考えられるが、申請手続きや実施にかかる評価等に負担が生じること夜間中学運営に支障が生じる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyuu/2023/seinbosyuu_jokoku.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】  (4) 森林法(昭26法249)及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平20法32) 市町村森林整備計画(森林法10条の5)及び特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法5条)については、一体的に決定することが可能であることを明確化し、市町村に令和5年度中に通知する。</p>	—	市町村森林整備計画及び特定間伐等促進計画については、一体的に決定することが可能であることを明確化するため、林野庁森林整備部計画課長通知を改正した(令和6年3月28日施行)。	【農林水産省】「市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について」の一部改正について(令和6年3月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2023/1561tsuchi.htm#5_32	林野庁森林整備部計画課
<p>【農林水産省】  (3) 森林法(昭26法249)  (i) 市町村森林整備計画の変更(10条の6)については、市町村の事務負担の軽減に資するよう、市町村森林整備計画を変更した事例を分析した上で、計画を変更する必要がない類型及び関係森林管理局長への意見聴取(10条の6第4項において使用する10条の5第8項)の必要がない類型を整理するとともに、都道府県知事との協議(10条の第5項において使用する10条の5第9項)に立立つ連絡調整については手続の簡略化が可能な類型及びその方法を明確化し、これらの類型及び方法について地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	—	市町村森林整備計画の変更については、市町村において市町村森林整備計画を変更した事例を分析し、計画を変更する必要がない類型、関係森林管理局長への意見聴取の必要がない類型並びに都道府県知事との協議に先立つ連絡調整の手続の簡略化が可能な類型及びその方法について整理し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】「市町村森林整備計画の変更手続の簡略化について」(令和6年3月28日通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2023/1561tsuchi.htm#5_33	林野庁森林整備部計画課
<p>【総務省】  (19) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)  (v) やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときに行うことができる個人番号カードの代理人への交付(施行令13条5項)については、市町村(特別区を含む。)における事務の実態等を踏まえつつ、親族の看護又は介護を行う者に係る取扱いについて検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	< 令7 > 4【総務省】 (33) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1) やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときに行うことができる個人番号カードの代理人への交付(施行令13条5項)については、申請者の負担軽減に資するよう、親族の看護又は介護のため客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる場合にも代理交付を行うことが可能であることを明確化し、都道府県等に通知した。 【措置済み(令和7年3月27日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡)】	マイナンバーカードの代理交付に係る具体的な支援の実態について自治体にアンケートを実施した上で、当該アンケートの結果に基づき、「親族の看護又は介護により客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる場合には、代理交付を行うことが可能」という内容を含む「個人番号カードの交付事務等に関する質疑応答集」について(令和7年3月27日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡)を、各都道府県及び各指定都市の社会保険・税番号制度担当部長宛てに発出した。	【総務省】個人番号カードの交付事務等に関する質疑応答集について(令和7年3月27日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2023/1561tsuchi.htm#5_35	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
<p>【デジタル庁】  (11) 公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続  公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、早期の対応に向けてシステム整備等の工程表を令和5年度中に作成し、必要な措置を講ずる。  (関係府省:法務省)  【法務省】  (8) 公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続  公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  (関係府省:デジタル庁)</p>	—	—	—	—	—
<p>【文部科学省】  (16) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平28法105)  夜間中学(14条)におけるオンラインの活用については、夜間中学の設置を促進し、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る観点から、以下のとおりとする。  ・できるだけ多くの者に対して学ぶ機会を提供できるように、対面での授業を原則とした上で、サテライト教室や自宅などで授業の配信が受けられること、当該配信による成果を含めた総合的な評価により修了が認められる場合も含むこと、高等学校入学者選抜においては進学上の不利益が生じないよう配慮することなどについて、地方公共団体に令和5年度中に通知することを通じ、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添った質の高い教育の実現に向けた取組を推進する。  ・遠隔教育特例校(学校教育法施行規則(昭22文部省令1177条の2)の指定申請については、次回の遠隔教育特例校の申請手続に向けて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実施要項及び実施計画書の様式の見直し等を含め、本制度の更なる運用改善のための検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	< 令6 > 1【文部科学省】 (22) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平28法105) 夜間中学(14条)の教育活動におけるオンラインの活用については、当該教育活動の充実を図る観点を含め、遠隔教育特例制度(学校教育法施行規則(昭22文部省令1177条の2))について、告示を改正し、告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合には、これまで、実施要項に基づき、実施計画書の提出により文部科学大臣の指定を受けたこととして手続を不要とした上で、各都道府県教育委員会等の適切な関与の下で「教科・科目充実型の遠隔授業の実施を可能とし、遠隔教育の活用に関する留意事項等と併せて、都道府県教育委員会等に通知した。 【措置済み(学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する件(令和6年文部科学省告示第47号)、令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知、令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室、参事官(高等学校担当)付事務連絡)】	夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となるが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自校において授業の配信が受けられるようとする場合は可能であることや、課程の修了や卒業の認定に当たっては、こうした学習も含めた卒業の成績を総合的に評価して行うことも可能であり、高等学校入学者選抜においては、オンラインを活用した学習を受けたことによる不利益が生じないよう配慮いただくこと等について、各都道府県・指定都市宛に事務連絡を発生し、周知した。 中央教育審議会初等中等教育分科会個別協議な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、遠隔教育特例校制度も含めた義務教育における遠隔教育の在り方について検討し、令和5年12月に中間まとめを取りまとめた。また、中間まとめを踏まえ、大臣の指定を不要とすること等と内容とする遠隔教育特例校制度の見直しを行った。	【文部科学省】今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について(依頼)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室、参事官(高等学校担当)付事務連絡) 【文部科学省】義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について(通知)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【文部科学省】学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する件(令和6年文部科学省告示第47号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2023/1561tsuchi.htm#5_38	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個案等)
RS	39	11.総務	その他	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、片点村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根府田広域市町村圏振興整備組合、荒川地区広域市町村圏振興整備組合、前田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬県部水道企業団	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項及び第290条	一部事務組合の構成団体の名称を変更するための規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体の名称が変更される場合における地方自治法第287条第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とする要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 町の市制移行や一部事務組合の名称変更などあって市町村合併や一部事務組合の統合を伴わないものについては、単にその地方公共団体の名称が変更されるのみで、団体としての同一性は維持されていることから、これらの事情は共同処理に影響を及ぼすおそれはないが、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。特に一部事務組合の名称変更については、この名称変更に係る当該一部事務組合の構成団体の議会の議決も必要となるため、当該議決から当該名称変更日までに時間的余裕がない場合も多く、当該名称変更に伴う規約の変更の手続の中でも、開催時期がある程度決まっている構成団体の議会の議決を得ることが大きな事務負担となっている。当該組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる(本組合のように数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する)。 【支障の解決策】 上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。	—
RS	40	11.総務	その他	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、片点村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根府田広域市町村圏振興整備組合、荒川地区広域市町村圏振興整備組合、前田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬県部水道企業団	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項及び第290条	一部事務組合の構成団体が解散又は消滅する場合の規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体が消滅又は解散する場合における地方自治法第287条第1項第3号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とする要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 市町村合併により市町村が消滅する場合であって合併後の市町村が共同処理に加入しない場合や、一部事務組合が解散する場合には、当該消滅又は解散する構成団体は存在しなくなるのであるから、当然に規約を変更する必要がある。 その変更内容は「構成団体から、○○(団体名)を削除する。」という軽微な内容であるにもかかわらず、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。当該組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる(本組合のように数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する)。 【支障の解決策】 上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【金融庁(1)】【国土交通省(8)】 自動車損害賠償保障法(昭30法97) 都道府県等が自動車損害賠償責任共済事業についての共済規程(共済掛金等に係るものに限る。)の変更について認可しようとするときに国土交通大臣及び内閣総理大臣の事前同意(29条の2第1項等)を得る手続については、都道府県等の負担軽減に資するよう、令和6年度中に、都道府県等からの同意申請を受け付けてから同意するまでの手続を見直す。</p>		<p>都道府県等が自動車損害賠償責任共済事業についての共済規程(共済掛金等に係るものに限る。)の変更について認可しようとするときに国土交通大臣及び内閣総理大臣の事前同意(自動車損害賠償保障法第28条の2第1項等)を得る手続について、都道府県等の負担軽減に資するよう、従来、個別として中小企業庁等を經由して関係都道府県から国土交通省及び金融庁へ送付していた同意依頼は、手続の一部短縮化のため、関係都道府県から直接国土交通省及び金融庁へ送付いただくフローに変更したことを、関係都道府県に通知した。</p>	<p>【金融庁】自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更の同意に関する手続の簡略化について(依頼)(令和6年3月29日付け金融庁監督局保険課事務連絡) 【国土交通省】自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更の同意に関する手続の簡略化について(依頼)(令和6年3月29日付け国土交通省物流・自動車局保庫制度参事官室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r56u_tsuichi.html#5.42">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/r56u_tsuichi.html#5.42</a></p>	<p>金融庁企画市場局総務課保険企画室 国土交通省物流・自動車局保庫制度参事官室</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【子ども家庭庁】</p> <p>(1)児童福祉法(第22法164)</p> <p>(1)児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金に係る交付要綱については、地方公共団体等の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市(特別区を含む。)に通知する。</p>		<p>令和6年5月に、児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金に係る交付要綱について、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市(特別区を含む。)に通知した。</p>	<p>【子ども家庭庁】児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金についての一部改正について(令和6年5月22日付)子ども家庭庁長官通知</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56_tsuchi.html#5_45">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56_tsuchi.html#5_45</a></p>	<p>子ども家庭庁支援局家庭福祉課</p>
<p>【子ども家庭庁(6)】【文部科学省(5)】</p> <p>教育職員免許法(第24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>幼児進捗型認定子ども園における保育教諭等の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。</p>		<p>幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼児進捗型認定子ども園の保育教諭等となることができる特例等の期限については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「教育職員免許法」の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和6年法律第53号)により、令和11年度末まで(主幹保育教諭、指導保育教諭については、令和8年度末まで)延長された。</p>	<p>【子ども家庭庁】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56_tsuchi.html#5_47">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56_tsuchi.html#5_47</a></p>	<p>子ども家庭庁成育局成育基盤企画課 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課</p>
<p>【子ども家庭庁(5)(甲)】【文部科学省(2)(甲)】</p> <p>児童福祉法(第22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼児進捗型認定子ども園の居室の床面積に係る基準(幼児進捗型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和6年度中に政令を改正し、令和11年3月31日まで延長することとする。また、本特例の適用団体における待機児童の解消に向けた計画の進捗状況を毎年確認し、情報提供や助言などの必要な支援に努める。</p>		<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第96号)により、令和11年3月31日まで、特例の期限を延長した。</p>	<p>【子ども家庭庁】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第96号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56_tsuchi.html#5_48">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56_tsuchi.html#5_48</a></p>	<p>子ども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R5	51	02.農業・農地	一般市	小浜市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第11②③④ウ、Ⅳ第2①(5)②、Ⅳ第2②(9)④ウ、Ⅳ第2③(9)④ウ、Ⅳ第2④(4)	経営所得安定対策等による特定付付面積等の現地確認の方法の見直し	経営所得安定対策等実施要綱に定められている作付面積等の農業共通事項等の情報提供をともなう確認、確認ができない場合は現地確認を行うものであるが、実施としては、農業共通事項等から提供可能な情報は農業計画書と同等のものであり、基本的に現地調査を要するものとなっている。当市においては、毎年度の現地確認について、市職員が中心となり、JA及び農業共済組合等と協力し8名体制で実施し、約半月を要しており、当該団体の職員が減少する中で事務負担が大きくなっている。なお、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金においては、市町村による農用地の管理状況の確認について、画像による確認も許容されているところ、作付面積等の確認も画像により可能であるため、経営所得安定対策等においても同様に画像による確認も可能な改正を求めたい。なお、画像確認も可能な改正は、令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」におけるアナログ規制の削減に関する基本的な方向性にも合致するものである。	経営所得安定対策等実施要綱より、市町村は地域農業再生協議会の構成員として、交付申請者から提出された農業計画書と作付面積等の照合等に係る確認作業を担うこと定められている。この確認作業については、当該協議会と農業共済組合等からの情報提供をともなう確認、確認ができない場合は現地確認を行うものであるが、実施としては、農業共済組合等から提供可能な情報は農業計画書と同等のものであり、基本的に現地調査を要するものとなっている。当市においては、毎年度の現地確認について、市職員が中心となり、JA及び農業共済組合等と協力し8名体制で実施し、約半月を要しており、当該団体の職員が減少する中で事務負担が大きくなっている。なお、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金においては、市町村による農用地の管理状況の確認について、画像による確認も許容されているところ、作付面積等の確認も画像により可能であるため、経営所得安定対策等においても同様に画像による確認も可能な改正を求めたい。なお、画像確認も可能な改正は、令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」におけるアナログ規制の削減に関する基本的な方向性にも合致するものである。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	52	11.福祉	町	東浦町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることができる予定価格について、契約の締結が「工事は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げ規制緩和	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる「少額随意契約」については、「金額の額面契約によってまで競争入札を行うことは、事務量が膨らむに等しい」として増大し、競争入札の行政運営を阻害する」とみなしたためである。しかし、その契約の種類及び額面見する別表第5号には「定額の限度額は昭和57年10月の第37次改正法の施行時から改正されておらず、特に別表5中「工事は製造の請負」の限度額については、建設工事業の収支(175.3(1985年度)→100.0(2019年度)→113.2(2023年度(暫定))【出典】建設工事業データベース：建設総合(国土交通省)】や消費財の導入額(平成元年度:3%→平成4年:5%→平成26:8%→令和元:10%)等から、改正法施行当時の水準から大きく乖離している。今後、技能労働者の高齢化・担い手不足から働き手確保に向けて労働単価が上昇し、競争入札に係る事務量が增大することが見込まれることから、随意契約の限度額を少なくとも改正施行当時と同程度の水準に引き上げることが適正である。また、限度額が都道府県と市町村とで相違すること(「工事は製造の請負」は都道府県250万円、市町村130万円)について、競争入札に対する手間は自治体の規模や契約金額に関わらず同等である上、対象事業者は当該地域において概ね同じであることから、金額差を設ける必要はない。	—
R5	53	03.医療・福祉	都道府県	新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	栄養士法第5条の3	管理栄養士国家試験の受験資格について、管理栄養士養成施設を卒業した者は、栄養士免許を不要とすることを求める。	管理栄養士国家試験の受験資格について、管理栄養士養成施設を卒業した者は、栄養士免許を不要とすることを求める。	管理栄養士国家試験の受験については、管理栄養士養成施設を卒業した場合であっても、栄養士免許が必要とされている。そのため、受験者は、受験のために栄養士免許の申請が必要であり、その申請手続や申請手数料が負担となっており、都道府県(本庁及び保健所)等では、栄養士免許の交付や、「栄養士免許取得(具)」の照合(管理栄養士国家試験の受験願書の発行書類)の発行を短期間で行わなければならない、負担となっている。管理栄養士は、栄養士業務に加え、高度な業務に専事することができる、栄養士の高級資格であることから、受験者からは、「管理栄養士に栄養士免許は不要ではない」との意見も聞かれる。また、栄養士養成施設の卒業者の場合は国家試験の受験資格を得るためには実務経験を経る必要があるため、栄養士免許が必要であることは理解できるが、管理栄養士養成施設の卒業者の場合は実務経験は不要であるところ、その観点からも栄養士免許の取得は不要だと考える。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	54	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県	デジタル庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	第37回管理栄養士国家試験の実施について(令和4年8月30日付「厚生労働省健康局健康課長通知」)	管理栄養士国家試験に係る都道府県等による免許等照合書発行の廃止	管理栄養士国家試験において、都道府県等による免許等照合書の発行は廃止し、厚生労働省において受験資格の確認を行うことを求める。	管理栄養士国家試験の実施に当たっては、法令上は特段の規定がないにもかかわらず、厚生労働省の通知により、各都道府県(本庁及び保健所)等が受験者に対し、受験願書に添付する「免許等照合書」の発行を要している。発行の上められている。発行に当たっては、対応又は郵送により栄養士免許証(原本)等と免許等照合書の記載内容を照合する必要があることから、受験者及び都道府県等双方において大きな負担となっている。一方、調理技術技能評価試験では、試験実施機関が受験者から調理師免許の写しを受領し、受験資格に該当するかを確認していることから、管理栄養士国家試験においても、試験を実施する厚生労働省が、受験者から栄養士免許等の写しを受領し、確認すること、可能と考えられる。【参考】調理技術技能評価試験(令和4年度) 約30件(1件当たり所要時間 15~30分)	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	55	03.医療・福祉	一般市	今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、喜多町	B 地方に対する規制緩和	B 地方に対する規制緩和	母子保健法第13条	妊産婦健康診査の広域化	①妊産婦健康診査受診券を全国共通で利用できるような整備を求める。②産後1か月以内の妊産婦健康診査の結果を居住地の自治体に情報共有できるように整備を求める。例)妊産婦健康診査は全国の自治体で14回以上上助が行われており、14回までの妊産婦健康診査受診券については、全国の医療機関で利用できるような整備をいただきたい。(15回以上の助産を行う自治体においては15回以上の部分においては、これでもより償還払いにて対応など)	妊産婦健康診査は、母子保健法第13条により助産となっているが、全国で実施されている。そのため、母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査14回分、妊産婦健康診査は2回分の受診券をあらかじめ交付することで、妊産婦の経済的負担を軽減している。しかしながら、未受診者は県内の医療機関のみ受診できず、自費負担が大きい県外の医療機関を受診する場合は、償還払いとなるため、助産ごとに全額支払ひが必要であり経済的負担が大きい状況にある。また、徴収書や明細書など償還払いに必要な提出書類をすべて揃える必要があり産後に償還申請による負担が大きい状況である。また、償還払いの妊産婦健康診査については、当市に返送できないため、結果を知り得ない状況である。(健診の状況を把握できず妊婦中の行政支援を十分に行えない状況にある)	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	56	01.土地利用(農地除く)	指定都市	静岡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公有地の拡大の推進に関する法律第4条、第5条、第6条、第8条 生産緑地法第7条～第15条	生産緑地法に基づく買収手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続の合理化を図りたい	生産緑地地区に指定された土地を農業者以外の人に売却して農業者以外のものに転用する場合、生産緑地法第10条に基づき買収手続と公有地の拡大の推進に関する法律(以下、「公法法」という。)第4条に基づき届出手続が重複していることから、公法法の制度改正による手続の合理化を求める。	生産緑地地区に区域別の土地を農業者以外の人に売却して農業者以外のものにしようとする場合、農地法に基づく手続のほか、生産緑地法第10条の買収手続と、公法法第4条の届出が必要である。しかし、生産緑地法第10条の買収手続は、土地所有者が一旦民間取引を行い、公法法第4条に基づき届出を行うことで、買収手続が成立する可能性は一定程度限定されている。このように手続は、土地所有者及び行政機関に二重の手続きを生じさせるとともに、民間取引をいっせいに遅延させている。(支障事例)生産緑地地区10条の買収申請がされた場合、市町村の買収有無の確認、生産緑地の農林漁業者への取得義務を行い、最長3か月後に生産緑地に係る土地の行為制限が解除(生産緑地法第14条)される。一方、生産緑地地区10条の土地の売買契約が完了した場合、公法法第4条の規定により都道府県知事等へ有償譲渡届出が義務付けられ(公法法第4条第1項第5号)、届出後3週間以上地方公共団体等の買収有無の確認のため譲渡を制限されるため、生産緑地上の手続が終了しても民間の取引が停滞することとなる。また、生産緑地法上の行為制限解除後、既に宅地造成等された形も既に生産緑地地区の土地について、都市計画が変更されない限り、公法法の届出が必要となるため、民間取引の遅延が生じている。以上のように、2法律により類似の手続が重複していることから、土地所有者及び行政の手続の合理化を図る必要があると考えている。具体的には、生産緑地地区に指定された土地の売買については、生産緑地法の手続により公法法の制度目的は果たされることから、当該土地を公法法第4条の届出対象から除外すべきである。あるいは、生産緑地法上の手続により行為制限解除がされた土地は、生産緑地の指定は形式的なものに過ぎないため、公法法第4条の届出を省略し、生産緑地法第10条に基づき買収申請により、土地所有者が市町村から買収をしない旨の通知(生産緑地法12条第1項)を受けてから1年以内の場合、当該土地を公法法第4条の届出対象から除外すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	57	03.医療・福祉	町	蔵王町、仙台市、登米市、栗駒市、喜多方市、大川町、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法施行規則第140条の6 地域包括支援センターの設置運営等について(平成18年10月18日厚生労働省1018001号、老老発第1018001号)	主任介護支援専門員に係る配置要件の見直し	①「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の範囲拡大(主任介護支援専門員研修の受講要件(介護支援専門員資格向上事業実施要綱第3)の拡大)を求める。必要時の介護保険法施行規則(主任介護支援専門員の配置要件)に従うべき基準から「参事等」へ基準等を見直しを求める。(1.主任介護支援専門員を常勤から非常勤で可能とする基準緩和、2.地域の民間事業所の主任介護支援専門員と連携し、質の担保ができる場合に限り、主任介護支援専門員を配置したとみなす基準緩和、3.被保険者数による3職種配置区分要件の拡大等)	【現行制度について】一方、旧介護基準の木造住宅を対象とした当県の介護診断の補助実績のほとんどが耐震性がなかった(令和4年度175件、令和3年度206件全て、令和2年度155件中153件)ことを踏まえ、旧介護基準の不適合の除去について耐震診断の補助要件を必要としない。当県では、倒壊の危険性がある住宅の除去に係る補助制度を令和6年度から創設することを検討しているが、旧介護基準の耐震診断を必要とするため、耐震診断の実施のために住宅所有者の負担や、地方公共団体の財政負担及び事務負担が生じている。なお、当県における耐震診断に係る事務の件、職員1人当たりの所要時間は、約15分程度、県内市町村においては交付決定に係る審査が1時間程度、額の確定に係る図書の審査が1～2時間程度であり、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	58	09.土木・建築	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編「16-(12)-①第3号ウ、4.3-1号	旧介護基準の木造住宅の除去に係る住宅・建築物安全ストック形成事業の事業要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付事業の住宅・建築物安全ストック形成事業のうち、住宅の耐震改修等、建替え又は売却等に関する事業について、事業要件として対象となる住宅が耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであることが前提となっているが、旧介護基準の建築物の構造診断が強化された昭和56年5月以前に建てられた木造住宅を除外し、1970年以降については、当該要件を除外するよう求める。	旧介護基準の住宅の耐震改修への支援に際し、住宅の詳細な耐震性能を把握できる耐震診断は必要な補助要素であると考えられる。一方、旧介護基準の木造住宅を対象とした当県の耐震診断の補助実績のほとんどが耐震性がなかった(令和4年度175件、令和3年度206件全て、令和2年度155件中153件)ことを踏まえ、旧介護基準の不適合の除去について耐震診断の補助要件を必要としない。当県では、倒壊の危険性がある住宅の除去に係る補助制度を令和6年度から創設することを検討しているが、旧介護基準の耐震診断を必要とするため、耐震診断の実施のために住宅所有者の負担や、地方公共団体の財政負担及び事務負担が生じている。なお、当県における耐震診断に係る事務の件、職員1人当たりの所要時間は、約15分程度、県内市町村においては交付決定に係る審査が1時間程度、額の確定に係る図書の審査が1～2時間程度であり、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	59	03.医療・福祉	都道府県	宮城県、仙台市、岩手県、宮城県、栗駒市、蔵王町、大川町、山形県、福島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第3項「介護職員について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に関する事項に鑑みて専任等専任が定める基準等」について(平成29年9月29日社務発0929第4号、老老発0929第2号)	技能実習生における介護職員配置基準の緩和	介護職の技能実習生については、介護施設側が日本語能力を加味するなどして、6月の経過を待たずとも、配置基準の職員とみなす取扱いとなるよう、要件の緩和を求める。	介護人員不足については、福祉専攻の専門学校や大学の定員減少から新卒採用が困難な状況が続いていることから、年々深刻さを増しているため、介護関係団体より人材確保についての実効性のある取組について要望している。また、国境の世代が全員後期高齢者となる2025年には、高齢者と介護職員の年齢ギャップがさらに進展することから、一層の介護職員確保が必要であるにも関わらず、職員が充足されないために、利用定員数に対して職員が不足するなどの事業の立ち崩れや、定員の確保が困難となる恐れがある。そこで、介護職の技能実習生の受入を進めるべきであり、実習を開始した日から6月を経過しければ、配置基準上の職員とみなさないことから、地方における機動的な職員の解消に至っていない現状にある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】</p> <p>(13)経営所得安定対策等交付金 経営所得安定対策等交付金の交付手続における地域農業再生協議会が実施する対象作物の作付面積等の確認については、画像等の利用が可能であることを明確化するため、令和6年中に「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」(平27農林水産事務次官命通知)を改正する。</p>	—	<p>経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平27農林水産事務次官命通知)を改正し、経営所得安定対策等交付金の交付手続における地域農業再生協議会が実施する対象作物の作付面積等の確認について、画像等の利用が可能であることを明記した。また、本改正については地方公共団体に通知するとともにWebサイトに掲載し、周知した。</p>	<p>【農林水産省】経営所得安定対策等推進事業実施要綱の一部改正について(令和6年4月1日付け農林水産事務次官命通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_51">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_51</a></p>	<p>農林水産省農産局穀物課経営安定対策室 農林水産省農産局企画課水田農業対策室</p>
—	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】</p> <p>(5)栄養士法(昭22法245) (a)管理栄養士国家試験の受験資格(5条の3)については、管理栄養士養成施設を卒業した者(5条の3第4号)は、栄養士として必要な知識及び技能を修得していることを確認することができることから、栄養士でなくても受験を可能とする。</p>	—	<p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)(第14次地方分権一括法)において、管理栄養士養成施設を卒業した者は、栄養士でなくても管理栄養士国家試験の受験を可能とした。 ・防衛省の職員の給身等に関する法律施行令及び食品衛生法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第343号)を令和6年11月1日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係法令の整備に関する省令(令和6年厚生労働省令第164号)を令和6年12月27日に公布し、第14次地方分権一括法の施行に伴い必要な政省令の改正を行った。 ・令和7年6月19日付け官報「第40回管理栄養士の国家試験の施行及び厚生労働省ウェブサイトにおいて、受験資格の改訂を公表した。」</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正について(通知)(令和6年6月25日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】(官報)第40回管理栄養士国家試験の施行</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_53">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_53</a></p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局長健康課</p>
<p>【デジタル庁(1)(ā)】【厚生労働省(5)(ā)】 栄養士法(昭22法245) 管理栄養士国家試験の受験の申請に係る免許等照合書については、受験者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、令和7年度管理栄養士国家試験から廃止する。</p>	—	<p>令和7年度管理栄養士の受験資格の改訂を廃止した。(令和7年6月19日付け官報「第40回管理栄養士の国家試験の施行」)</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正について(通知)(令和6年6月25日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】(官報)第40回管理栄養士国家試験の施行</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_54">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_54</a></p>	<p>デジタル庁国民向けサービスグループ(マイナOSS組) 厚生労働省健康・生活衛生局長健康課</p>
<p>【子ども家庭庁(9)】【デジタル庁(6)】 母子保健法(昭40法141) (1)里帰り出産に際し、(住所)地と里帰りの地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実地調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。 (ā)妊産婦健康診査の受診票の利用に際し、地方公共団体及び妊産婦の選抜に際しに係る手続の負担を軽減する方策等について、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【国土交通省】 (12)公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66)及び生産緑地法(昭49法68) 生産緑地地区の区域内に所在する土地に係る届出(公有地の拡大の推進に関する法律4条1項5号)については、地方公共団体及び土地所有者の負担軽減並びに土地取引の円滑化を図るため、一定の要件を満たす場合には、生産緑地及び特定生産緑地の買取りの申出(生産緑地法10条及び10条の5)をした者について当該届出を不要とする。</p>	—	<p>生産緑地地区の区域内に所在する土地に係る届出(公有地の拡大の推進に関する法律4条1項5号)については、生産緑地及び特定生産緑地の買取りの申出(生産緑地法10条及び10条の5)をした者について当該届出を不要とした。</p>	<p>【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正の施行について(通知)(令和6年8月19日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長・都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_56">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_56</a></p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局土地政策課 都市局公園緑地・景観課</p>
<p>【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (aa)地域包括支援センター(115条の46第1項)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、当該条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とする観点から、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (a)地域包括支援センター(115条の46第1項、以下「センター」という。)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき職種の常勤職員の員数を、複数のセンターが担当する区域の第1号被保険者の数を合算した上で、当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ配置基準を満たすものとし、柔軟な職員配置を可能とした。 〔措置済み(介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第14号)〕</p>	<p>地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちのいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこと等とし、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第6号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_57">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_57</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>【国土交通省】 (19)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅を除外する場合には、図面を要しない簡易な診断方法を活用することを可能とし、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	—	<p>住宅・建築物耐震改修事業について、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅を除外する場合には、図面を要しない簡易な診断方法を活用することを可能とする旨について、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除外における耐震診断について(技術的助言)(令和6年1月30日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_58">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.html#t5_58</a></p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課</p>
—	—	—	—	—	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>【農林水産省(10)】経済産業省(7)</b>  <b>【農林水産省(10)】経済産業省(7)</b>          中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)          農商工等連携事業計画の認定(4条1項)に当たっては、農山漁村基イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度中に通知する。  <b>【農林水産省】</b>          (11)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平22法67)          総合化事業計画の認定(5条1項)に当たっては、当該計画案の提出があった場合、円滑な事業の執行に資するため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要綱(平26農林水産省食料産業局産業連携課長通知)」に基づき、都道府県と事前に十分な連絡調整を行うよう、改めて地方農政局に周知した。  <b>【措置済み(令和5年10月11日都市農村交流課長等会議)</b></p>	—	<p>&lt;前段&gt;          申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度に通知した。</p> <p>&lt;後段&gt;          総合化事業計画の認定に当たっては、当該計画の提出があった場合、円滑な事業の執行に資するため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要綱(平26農林水産省食料産業局産業連携課長通知)」に基づき、都道府県と事前に十分な連絡調整を行うよう、改めて地方農政局に周知した。</p>	<p>&lt;前段&gt;  <b>【農林水産省・経済産業省】</b>農商工等連携事業における都道府県への情報提供について(令和6年9月18日付け農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知)</p> <p>&lt;後段&gt;  <b>【農林水産省】</b>令和5年度都市農村交流課長等会議資料(令和5年10月11日開催)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teanbosyu/2023/r5fu_tsuchi.htm#5_60">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teanbosyu/2023/r5fu_tsuchi.htm#5_60</a>	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課 農林水産省農村振興局都市農村交流課
<p><b>【農林水産省】</b>          (5)農地法(昭27法229)          農地(2条1項)については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保持したまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	—	農地については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保持したまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知した。	<b>【農林水産省】</b> 農地に盛土等の行為を行った場合の農地法等の取扱いについて(令和5年12月25日付け農林水産省経営局農地政策課経営専門官(農地調整担当)、農村振興局農村政策部農村計画課課長補佐(農業振興地域班)事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teanbosyu/2023/r5fu_tsuchi.htm#5_61">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teanbosyu/2023/r5fu_tsuchi.htm#5_61</a>	農林水産省経営局農地政策課 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
<p><b>【文部科学省】</b>          (21)学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)          学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理及び一覧性のある記入要領の作成などの改善方を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令8&gt;  <b>4【文部科学省】</b>          (25)学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)          学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理、一覧性のある記入要領の作成等の措置を講ずるとともに、「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」を活用したオンライン申請を試行的に実施した。  <b>【措置済み(令和6年5月15日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室事務連絡)</b></p>	提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理、一覧性のある記入要領の作成等の措置を講ずるとともに、「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」を活用したオンライン申請を試行的に実施した。	—	—	文部科学省総合教育政策局地域学校学習推進課地域学校協働推進室
—	—	—	—	—	—
<p><b>【内閣官房】</b>          (1)ギャンブル等依存症対策基本法(平30法74)          都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(13条。以下この事項において「計画」という。)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)と一体のものとして策定すること及び都道府県がその実情に応じて計画の期間を判断することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。  <b>【措置済み(令和5年11月30日付け内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局事務連絡)</b></p>	—	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)と一体のものとして策定すること及び都道府県がその実情に応じて計画の期間を判断することが可能であることを明確化し、その旨を都道府県に通知した。	<b>【内閣官房】</b> 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画と医療計画との一体的策定等について(令和5年11月30日付け内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teanbosyu/2023/r5fu_tsuchi.htm#5_65">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teanbosyu/2023/r5fu_tsuchi.htm#5_65</a>	内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局
—	—	—	—	—	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (12)住民基本台帳法(昭42法81) (イ)住民基本台帳ネットワークシステムからの本人確認情報(30条の6第1項)の提供については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、照会件数の上限に係る柔軟な対応について、地方公共団体に説明会を通し令和6年中に周知する。</p>		<p>地方公共団体が住民ネットワークを活用し本人確認情報の提供を受ける際の照会件数の上限について、柔軟に対応できる可能性があるため総務省や-LISに相談を行うよう「令和6年度住民基本台帳ネットワーク担当者説明会」、「令和6年度住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」及び「社会保険・税番号制度担当者説明会」(都道府県職員向け)及び「令和6年度(住民基本台帳制度関係事務担当者説明会)及び「社会保険・税番号制度担当者説明会」(市町村職員向け)において周知した。</p>			総務省自治行政局住民制度課
<p>【法務省】 (3)地方税法(昭25法226)及び登録免許税法(昭42法35) 不動産の登記申請に係る登録免許税の額の算定については、市町村から登記所への不動産の評価額に関する通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合には、当該評価額に関する情報を活用し、申請者による評価額証明書等の取得及び提出を不要とする方向で、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一標準化に伴って算定した標準仕様書により、オンラインでの通知機能が実装されることを踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】 (27)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成26年法律第44号)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余额について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当できることとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【厚生労働省】 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成26年法律第44号)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余额について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。 【措置済み(令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知)】</p>	<p>【厚生労働省】「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について(令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_70">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_70</a></p>		厚生労働省保険局医療介護連携政策課
<p>【総務省】 (5)お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭24法224) 郵便葉書付配分事業の申請に係る都道府県知事の見解(施行令2条2項)については、その作成に係る都道府県の事務負担を軽減するための見直しについて整理するなど、運用を見直し、都道府県に令和5年度中に通知する。その上で、令和6年度の改善状況を検証し、必要に応じて、更なる見直しに向けた検討を行い、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>令和5年12月22日の閣議決定を受け、令和6年3月28日に、各都道府県宛てに事務連絡「年賀寄付金配分事業の申請添付書類(都道府県知事の見解)に関する運用の見直し等について(令和5年地方分権改革提案事項)(周知)」(令和6年3月28日付け総務省情報流通行政局郵政行政部課長通知)を发出し、都道府県知事の見解の作成に係る事務負担の軽減等を図る観点から都道府県知事の見解(作成部署・記載事項)に関する運用の見直しを行うことについて周知を行った。</p> <p>※対応方針後段部分については、令和6年度中に、お年玉付郵便葉書等の寄付金による助成を受ける団体が申請をする際の添付書類として提出が求められる都道府県知事等の意見書の提出を義務としない方向で関係省政の改正を行う予定。</p>	<p>【総務省】「年賀寄付金配分事業の申請添付書類(都道府県知事の見解)に関する運用の見直し等について(令和5年地方分権改革提案事項)(周知)」(令和6年3月28日付け総務省情報流通行政局郵政行政部課長通知)</p> <p>【総務省】「年賀寄付金配分事業の申請添付書類(都道府県知事の見解)に関する運用の見直し等について(令和5年地方分権改革提案事項)(再周知)」(令和7年9月12日付け総務省情報流通行政局郵政行政部課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_71">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_71</a></p>	総務省情報流通行政局郵政行政部課長
<p>【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項。以下この事項において「伐採届林届出書」といふ。以下同じ)及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合であって、市町村への補助申請等に伐採届林届出書の記載事項と同等の内容が含まれているときは、伐採届林届出書を兼ねるものと取り扱うことが可能であることを、令和5年度中に市町村に通知する。 ・市町村が事業主体となって間伐する場合について、伐採届林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査した上で、伐採届林届出書の提出を不要とする等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249) (イ)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項。以下この事項において「伐採届林届出書」といふ。以下同じ)については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。 ・市町村が事業主体となって間伐する場合について、伐採届林届出書の提出を不要とするために必要な措置を令和7年度中に講ずる。</p>	<p>伐採届林届出書については、森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合であって、市町村への補助申請等に伐採届林届出書の記載事項と同等の内容が含まれているときは、伐採届林届出書を兼ねるものと取り扱うことが可能であることを示すため、林野庁森林整備部計画課長通知を改訂した(令和6年3月28日施行)。</p> <p>市町村が事業主体となって間伐する場合について、伐採届林届出書の提出を不要とするため、森林法を改正した(令和7年5月30日公布、令和6年4月1日施行)。</p>	<p>【農林水産省】「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」の一部改正について(令和6年3月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)</p> <p>【農林水産省】(官報)森林法の一部改正について</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_74">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_74</a></p>	林野庁森林整備部計画課



対応方針(閣議決定)記載内容 (優先年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】</p> <p>(3) 森林法(昭26法249)</p> <p>(イ) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項、以下この事項において「伐採造林届出書」という。以下同じ。)</p> <p>(ロ) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項、以下この事項において「伐採造林届出書」という。以下同じ。)</p> <p>・施設管理上必要な危険木又は支障木を伐採する場合について、伐採造林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査した上で、伐採造林届出書の提出を不要とする等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【農林水産省】</p> <p>(5) 森林法(昭26法249)</p> <p>(イ) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項、以下この事項において「伐採造林届出書」という。以下同じ。)</p> <p>・施設管理上必要な危険木又は支障木を伐採する場合について、伐採造林届出書の提出を不要とするために必要な措置を講ずる。</p>	<p>施設管理上必要な危険木又は支障木を伐採する場合について、伐採造林届出書の提出を不要とするため、森林法施行規則を改正した(令和7年12月19日公布、令和8年4月1日施行)。</p>	<p>【農林水産省】(官報)森林法施行規則の一部改正について</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.75">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.75</a></p>	<p>林野庁森林整備部計画課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(11) 医療法(昭23法205)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)</p> <p>医療機能情報提供制度(医療法6条の2)、薬局機能情報提供制度(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律8条の2)及び病院等の開設許可(届出)事項の一部変更届の届出(医療法施行令4条1項、3項及び4条の2第2項)については、以下のとおりとする。</p> <p>・医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る情報をオープンデータとして活用可能とする等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>・医療機能情報提供制度の報告については、項目が重複し、かつ、報告先が同一の場合に、地方公共団体の判断により、病院等の開設許可(届出)事項の一部変更届の届出に代えることができる等について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(19) 医療法(昭23法205)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)</p> <p>医療機能情報提供制度(医療法6条の2)及び薬局機能情報提供制度(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律8条の2)については、両制度に係る情報をオープンデータ化し、令和6年9月にホームページに公表した。</p> <p>[措置済み(厚生労働省ホームページ「医療情報ネットのオープンデータ」にて公表)]</p>	<p>医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る情報については、オープンデータ化し、令和6年9月にホームページに公表した。</p>	<p>【厚生労働省】ホームページURL &lt;医療情報ネットのオープンデータ&gt; <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_43373.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_43373.html</a></p>	<p>厚生労働省 医政局総務課</p>	<p>厚生労働省 医政局総務課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(13) 身体障害者福祉法(昭24法283)及び社会福祉法(昭26法45)</p> <p>都道府県知事等が身体障害者福祉法15条1項に基づく医師を定めるに当たって行方地方社会福祉審議会への意見聴取(身体障害者福祉法15条2項)については、地方社会福祉審議会を審議会として開催することや身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法11条1項)の下に少人数の専門部会を設置することなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>都道府県知事等が身体障害者福祉法15条1項に基づく医師を定めるに当たって行方地方社会福祉審議会への意見聴取(身体障害者福祉法15条2項)については、地方社会福祉審議会を審議会として開催することや身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法11条1項)の下に少人数の専門部会を設置することなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】「身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会の運用に係る取組事例について(通知)」(令和6年3月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.77">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.77</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(31) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)</p> <p>(イ) 結核患者が入院又は退院したときの病院管理者の届出(53条の11)については、保健所が、病院の実施する院内DOTS(直接服薬確認療法)への参加等により、必要な患者情報を把握している場合における当該届出の簡素化について、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>4【厚生労働省】</p> <p>(57) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)</p> <p>(イ) 結核患者が入院又は退院したときの病院管理者の届出(53条の11)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、電子メールによる届出が可能であることを地方公共団体に通知した。</p> <p>[措置済み(令和7年10月24日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)]</p>	<p>結核患者が入院又は退院したときの病院管理者の届出(53条の11)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、電子メールによる届出が可能であることを地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核患者の入院等に係る届出について(令和7年10月24日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.81">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.81</a></p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課</p>
<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>【農林水産省(9)】【国土交通省(15)】</p> <p>優良田園住宅建設計画(以下この事項において「建設計画」という。)の認定(4条)に係る手続きについては、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>・建設計画の認定に係る都道府県知事との協議(同条4項)については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知する。</p> <p>・優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法38)8条2項1号)外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)及び開発許可(都市計画法(昭43法100)29条)の手続きを並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知した。</p> <p>優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可及び開発許可の手続きを並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知した。</p> <p>併せて、農地転用等に関する調整を定めた通知において、市町村に作成を求めている様式の見直しを行い、簡素化を図った。</p>	<p>【農林水産省】【国土交通省】「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について(一部改正について)」(令和6年3月27日付け農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長、国土交通省住宅局長通知)</p> <p>【農林水産省】「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について(一部改正について)」(令和6年3月27日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.84">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.84</a></p>	<p>農林水産省農村振興局農村計画課 国土交通省都市局都市計画課、住宅局住宅総合整備課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【内閣府】</p> <p>(1) 災害復旧法(昭22法118)</p> <p>(イ) 被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る借家の所有者の資力確認については、円滑な救助実施に資するよう、救助実施主体である地方公共団体が資力を確認するための具体的な書類の例を示しつつ、それら書類のうちいずれかにより確認すればよいこと等を明確化するため、災害救助事務取扱要領(令5内閣府政策統括官(防災担当)通知)を改正し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【子ども家庭庁(4)(ロ)】【厚生労働省(3)(ロ)】 児童福祉法(第22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項に変更があった際に行う届出の手續(児童福祉法21条の5の26第2項及び24条の38第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律51条の2第2項及び51条の31第2項)については、指定障害福祉サービス事業者等において、その指定に関する事項の変更があった場合に届け出らるべきとされている機関(児童福祉法21条の5の20第4項及び24条の33第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律46条1項、51条の25第1項及び9項、以下この事項において「指定権者」という。)が同一であり、かつ、同一の届出事項の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があったことをもって監督権者への変更の届出があったこととみなすことができるよう、令和5年度中に府令及び省令を改正する。</p>		<p>令和5年度末に、指定権者と監督権者が同一で、かつ、同一の届出事項(主たる事務所所在地、その代表者の氏名等)の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があったことをもって、監督権者への変更の届出があったこととみなす府令及び省令の改正を行った。</p>	<p>【子ども家庭庁】【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部改正について(令和6年4月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、子ども家庭庁支援局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/aiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.87">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/aiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.87</a></p>	<p>子ども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>5【厚生労働省】 (33)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)障害者向けグループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令171)210条1項に規定する指定共同生活援助に係る共同生活住居をいう。))に居住する障害のある難病病患者を含む障害者に対する医療的ケアの提供の在り方については、令和6年度以降に行う検討の中で、当該者の生活実態や当該者に対する各種サービスの提供の実態等も踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【子ども家庭庁】 (14)子ども子育て支援法(平24法65) (ロ)施設型給付費(27条1項)及び地域型保育給付費(29条1項)(以下この事項において「給付費」という。)については、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出がなされないよう、地方公共団体における教育・保育の質の向上を図る取組及び事業者の適正な施設運営に資するため、給付費の本来の趣旨を明確化し、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年12月8日付け子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)]</p>		<p>地域型保育給付費について、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出がなされないよう、給付費の本来の趣旨を明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【子ども家庭庁】地域型保育給付費等に係る支出について(令和5年12月8日付け子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/aiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.92">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/aiambosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5.92</a></p>	<p>子ども家庭庁成育局保育政策課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
RS	94	03.医療・福祉	一般市	喜小牧市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化・適切な報酬設定を行うとともに、指定介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援の利用者について取扱件数の算定から除くなどの居宅介護支援費の適制の見直しを行うなど、地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策の構築を求める。	介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化・適切な報酬設定を行うとともに、指定介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援の利用者について取扱件数の算定から除くなどの居宅介護支援費の適制の見直しを行うなど、地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策の構築を求める。	【現状と課題】 地域包括支援センターの業務は、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防支援業務等、多岐にわたるが、高齢者人口の増加や専門職の確保が困難であることから業務負担が増えている。 介護予防支援業務については、指定介護予防支援事業者はその業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされている。 介護報酬において、居宅介護支援費の方が介護予防支援費より単価が高い状況であるが、委託者は受託者に対し、介護報酬の範囲内で委託料を支払うため、委託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況下において、介護認定支援者数の増加により、居宅介護支援事業所への外部委託を希望するセンターも多いが、委託料等の経済的理由や従業者の報酬基準上における取扱件数の理由から、委託先が見つからず、地域包括支援センターの負担が増加し、他業務に影響を与えている。 なお、令和年度提案を踏まえ、介護予防支援業務の実施主体を拡大する方向で検討が進められているが、介護報酬の削減制がある限りは、技術的な負担軽減は難しいものと考えられる。 また、令和年度提案において、介護予防支援と居宅介護支援で報酬に大きな差が出ていることについて理由を明確化の上、削減制の見直しを含め、適切な報酬設定を行うなど、実行性のある地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html	
RS	95	12.その他	都道府県	群馬県、新潟県	個人情報保護委員会	B 地方に対する規制緩和		保有個人情報の開示の実施の方法その他の政令で定める事項の申出の方法について、文書の提出でなく口頭でも可能とすること	保有個人情報開示の実施の方法その他の政令で定める事項の申出の方法について、文書の提出でなく口頭でも可能とする。	【現行制度について】 令和5年4月1日に全面施行された改正個人情報保護法は、地方公共団体にも適用されることとなる。同法及び同法施行令において、保有個人情報の開示の実施の方法等の申出は、書面により行われなければならないとされている。これにより、地方公共団体においても、開示の実施方法等申出書を文書で提出してもらうことが必要となる。 【支援事例・制度改正の必要性】 これまで当該事例により個人情報開示制度を適用し、開示方法について文書提出を求めずとも適切に開示を行ってきた実績がある。文書提出が必要となれば、申出書類の提出方法等に係る請求者からの問合せ対応や提出された文書の取受け手続等の事務が追加で発生することが想定される。 また、郵送で申出書を提出する場合、郵送により往復する日数や相手方の書面の確認が発生するため、開示までの期間が1週間程度遅くなることに加え、郵送料も発生し県民の利益を損なうことが想定される。このため、開示することが可能であると回答した期間において対応できるようスケジュールを確保しておく必要があり、相手方へ速やかに返信がなかった場合はスケジュールを確定できず通常業務への支障が大きくなることと想定される。 【支援の解決策】 開示の実施方法等の申出を文書の提出でなく口頭でも可能とすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html	
RS	96	06.環境・衛生	都道府県	群馬県、栃木県、川崎市、神奈川県、山梨県、静岡県、高知県	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条	PRTR制度における電子情報処理組織使用届出書の提出に関する規制緩和	PRTR制度における電子届出について、電子情報処理組織使用届出書を廃止する。その代替として、入力事項確認機能を新たに電子届出システムに付与した上で、使用届出提出に相当する手続をシステム上で行えるようにする。また、仮パスワードも、関係事業者に送付される等、事業者が行う手続を全てオンラインで行うことができるようにする。	【現行制度について】 PRTR制度は、事業者が電子届出を開始する場合、あらかじめ電子情報処理組織使用届出書が都道府県知事に提出され、知事が形式確認を行った上で、NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)による登録手続が行われ、都道府県を経由して仮パスワードが発行される。 手続的な流れは下記の通り。 ①事業者が届出書を作成し、郵送又はメールで送信 ②届出書が都道府県に到着後、既にPRTRシステムに登録済みの事業者でないことを確認(登録があれば①以降の事務) ③届出書の記載内容に不備等が無いを確認(不備があれば職権訂正を行うか再提出を依頼) ④書面で提出された場合、都道府県で届出書を電子化後にNITEにメールで送信 ⑤NITEから登録完了通知を受信、疑義照会があった場合、事業者に電話で内容を確認し、システム上で職権訂正 ⑥仮パスワードが記載されている電子情報処理組織使用届出書登録内容(PDFファイル)を、システムからダウンロード ⑦PDFファイルを印刷後、事業者に郵送又はメールで送信 【支援事例・制度改正の必要性】 当県では、令和2年度及び令和3年度に電子届出を開始した事業者に対するアンケート調査を実施し、今まで電子届出にならなかった理由を聞いたところ、「事前登録が面倒だった」という回答が最も多かった。手続きにかかる一連の事務に時間を要することが、電子届出を開始する際の支障となっていると考えられる。 【支障の解消策】 電子届出システム上で電子情報処理組織使用届出書を提出できるとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html
RS	97	06.環境・衛生	町	碓氷市、松山市、八幡浜市、四国中央市、東温市、上島町、九万高瀬町、石前町、伊方町、松野町、東北町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		狂犬病予防法施行規則第11条第1項、第12条第5項	狂犬病予防注射の実施時期等の見直しについて	狂犬病予防法施行規則における注射済票の交付について、毎年3月2日から同月31日までの間に実施する狂犬病予防注射で翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、4月1日を境に交付年度を分けるよう、見直しを求める。それに伴い、予防注射の時期について、4月1日から6月30日までの間に回収させなければならないのではなく、通年接種できるように、見直しを求める。	【3月2日で交付年度を分けることによって生じる支障】 (注射済票の交付について)3月2日以降、住民が窓口で持参する注射済票の注射年月日を確認し、注射済票の交付年度を判断しなければならない。この際、3月1日以前の注射済票を窓口で持参される方がおり、その場合は前年度の注射済票を交付しなければならない。現行の制度は飼い主にとって分かりにくいものであり、窓口での説明に時間を要する場合がある。 ・3月2日から3月31日に接種して翌年度の済票をすでに交付されているにも関わらず、現年度の済票を交付されていると勘違いし、翌年度(4月1日以降)に誤ってもう一度接種してしまう可能性がある。 ・まず、犬の体調や飼い主の状況によっては、4月から6月の間に注射を受けさせることが困難な場合もある。 ・4月から6月に接種時期が限定されているため、予防注射の接種時期が自治体の繁忙期と重なる。なお、当該においては4月～6月の接種が約550件、7月～3月の接種が約210件となっている。これらについて、4月～6月の期間においては、平均して1件10～15分ほど処理(注射済票の確認・注射済票の交付、手数料納付書の作成、畜犬システムへの入力等)に時間を要しており、事務が特定の期間に集中することによる負担感が大きい。 1 集合注射に関する事務(11時間) 毎年4月の第2週日ごろに、役職員3名と獣医師で、町内の集会所を日回りで回り、狂犬病の予防注射を行う。職員は、その場で住民に注射済票を交付する。 ・集合注射の取扱い(日種決め・獣医師との連絡調整・集合注射委託契約など) ・30時間 ・住民に送付する案内ハガキの作成・送付 ・10時間 ・広報活動(ホームページ・広報とへ・地区の放送等で周知) ・5時間 ・つり紙等、当日の準備 ・18時間 ・集合注射当日の集金作業等 ・18時間×3人=54時間 ・集合注射後に、受け取った済票交付手数料の確認をする ・2時間×3日=6時間 ・畜犬システム入力 ・集合注射時に交付した注射済票の番号を、一匹ずつシステムに入力する。 2 窓口での済票交付に関する事務(4.5時間) ※当町と狂犬病予防注射の業務委託契約を結んでいない病院で注射された場合、窓口で持参された注射済票を確認し、済票を交付する。 ・済票確認後、納付書を作成 ・1件につき、手数料の550円を、住民の方にお支払いいただく ・済票交付 ・システム入力 ・一連の作業にかかる時間:15分×18件(4月～6月の済票交付件数)=4.5時間 (4月-4件、5月-5件、6月-9件) 3 病院での済票交付に関する事務(19.5時間) 当町と狂犬病予防注射の業務委託契約を結んでいない病院で注射された場合、それぞれの病院から届いた報告書を畜犬システムに入力し、手数料の納付書を送る。 ・狂犬病実施状況報告書の送付、畜犬システム入力 毎月、済票の交付件数についての報告書が各獣医師会から届いたら、畜犬システムに入力する。4月～6月は、件数が分岐が多いので、入力作業の負担が大きい。3分×330件(4月～6月の病院での済票交付件数)=16.5時間 ・納付書作成・発送業務 各獣医師会に、毎月、注射済票交付の手数料を後払いしていたために納付書を送送する 20分×3病院×3か月分=3時間	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】  (30)介護保険法(平9法123)  (v)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務負担を軽減する方策について、令和6年4月から施行される改正介護保険法における指定介護予防支援事業者の指定対象の拡大が有効に機能するよう、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;  4【厚生労働省】  (45)介護保険法(平9法123)  (ii)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務については、当該センターの業務負担を軽減するため、省令及び告示を改正し、以下の措置を講ずる。  ・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしていたところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。  【措置済み(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))】  ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に申請し事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けて実施する場合は、介護報酬の単位数の引上げを行った。  【措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))】</p>	<p>・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしていたところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。  ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に申請し事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けて実施する場合は、介護報酬の単位数の引上げを行った。  【措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))】</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)  【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/teianboisyu/2023/55fu-tsuchi.htm#5.94">https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/teianboisyu/2023/55fu-tsuchi.htm#5.94</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>【個人情報保護委員会】  (1)個人情報の保護に関する法律(平16法57)  開示請求における開示の実施の方法等の書面上による申出(87条3項及び施行令26条1項)については、開示請求者の利便性向上と地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、簡便な運用方法を検討し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A(行政機関等編)」の事例追加により、開示請求における開示の実施の方法等の書面上による申出の運用方法として、一定の場合において口頭で調整し申出書の提出を不要とすることは差し支えないことを明確化し、地方公共団体等に通知した。</p>	<p>【個人情報保護委員会】個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A(行政機関等編) (令和6年3月更新)  【個人情報保護委員会】個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A(行政機関等編)の更新について(通知)(令和6年3月26日付け個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室へ事務通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/teianboisyu/2023/55fu-tsuchi.htm#5.95">https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/teianboisyu/2023/55fu-tsuchi.htm#5.95</a></p>	<p>個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室</p>
<p>【経済産業省(6)】【環境省(4)】  特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86)  電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【厚生労働省】  (15)狂犬病予防法(昭25法247)  (i)狂犬病予防注射の時期(施行規則11条)については、通年での接種を可能とすることについて市区町村等の意見を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令7&gt;  4【厚生労働省】  (21)狂犬病予防法(昭25法247)  (ii)狂犬病予防注射(15条)については、市区町村の事務負担を軽減するため、令和8年中に省令を改正し、以下の措置を講ずる。  ・狂犬病予防注射の時期(施行規則11条)については、通年での接種を可能とする。  ・注射済票の交付(施行規則12条)については、3月2日から3月31日に狂犬病予防注射を実施した場合は翌年度の注射済票を交付する旨の規定を廃止し、実施した日の属する年度の注射済票を交付することとする。</p>	<p>都道府県及び市区町村にアンケートを実施のうえ検討を行い、令和7年11月14日に開催した第100回厚生科学審議会感染症部会において、提案のとおり、狂犬病予防法施行規則を改正し、狂犬病予防注射の通年での接種を可能とし、3月2日から3月31日に接種した場合は翌年度の注射済票を交付する旨の規定を廃止することについて了承を得た。(改正は、令和8年4月1日公布、令和9年3月2日施行予定)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R5	98	03 医療・福祉	都道府県	京都府、大府、兵庫県、奈良県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第58条	医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止等の見直し	医薬品等の国家検定について、都道府県経由事務を廃止し、検定申請等を事業者から直接、検定機関(国立感染症研究所)に提出する形とすることを求める。都道府県経由事務の完全な廃止が困難な場合は、手続をオンライン化し、オンラインにより手続がされた場合の都道府県経由事務と併行して行うこと、都道府県及び事業者の負担軽減に資する見直しを求める。	【現行制度】 医薬品等の国家検定の申請を行う場合、現在は、事業者の製造所を所管する都道府県が試験検査検体を採取し、申請書とともに検定機関に送付している。また、検定後の結果の通知も検定機関より都道府県を経由して事業者へ通知している。事業者は、その通知を受け取った後に、製品の包装等作業(検定合格表示を含む)を行い、最終製品化後に市場に出荷している。 【支障事例】 当局では、日誌毎週、申請及び検体採取が発生しており、それに係る業務時間、人件費等の負担が大きい(参考:令和4年度の申請数は99件)。検定申請に関する取組検査検体の採取について、当局では検体採取後の検体保管する設備がなく、温度管理の観点から速やかに国立感染症研究所へ抜き取り品を送付する必要があり、検定申請書も併せて送付が必要があるため、検体採取(保健所)及び申請(本庁業務課)の日程を併せての調整状況によって、翌週に申請を繰り越すなどのタイムラグも発生している。また、合否通知についても現在は、合否の通知に先立ち、メールにて検定機関より都道府県へ送付され、都道府県もそのメールを踏まえて事業者あてに先行して合否の連絡をしているが、どちらか一方又は双方のメール連絡が遅れると、事業者が包装等作業に仕掛かるまでの時間についてタイムラグが発生してしまうケースもある。これにより、理由のない場合と比べて、最大数週間の製品の市場出荷のタイムラグが起きている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2023/seinboosyu_jokka.html
R5	99	09 土木・建築	都道府県	京都府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法第10条	宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に関する対象書類の簡素化	宅地建物取引業者に係る事業者名簿や申請書類等の閲覧制度について、インターネット閲覧の対象から個人情報が含まれる書類を除くなどの簡素化を求める。	【現行制度】 現在、政府全体でデジタル化の検討が進められており、今後、宅地建物取引業法第10条に基づく宅地建物取引業者名簿等(以下「業者名簿等」という。)の閲覧についても、インターネットでの閲覧を可能とする方針が国土交通省から示されている。 【支障事例】 当局では、業者名簿等の閲覧請求が、コロナ以前は年間900件程度、コロナ以降も600件程度あると。現在は、閲覧所に保管している業者名簿等を紙媒体で申請者に閲覧させているが、インターネットでの閲覧となる場合は、業者名簿等を全てデジタル(PDF形式等)に置き換える必要があるため、直ちに対応することは事務負担が大きく、非常に困難である。また、業者名簿等には、個人のプライバシー情報が含まれるものもあり、インターネットでの閲覧が可能となる場合、プライバシー保護の観点からも課題があるとともに、これらの情報をマスキングする事務負担も膨大となる恐れがある。 以上により、業者名簿等の閲覧対象書類については、その全てを閲覧させるのではなく、個人情報が含まれる書類を除くなど、簡素化・合理化が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2023/seinboosyu_jokka.html
R5	100	03 医療・福祉	一般市	狹路市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条第2項、第24条の2、介護保険法施行令第11条の2第2項、介護保険法施行規則第34条の2第2項第3号、第34条の3	介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の認定調査員の調査範囲の見直しを求める。	介護保険(要介護(支援)認定調査)における居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲について、更新調査のみでなく新規の調査を可能とするよう見直しを求める。	要介護(要支援)認定調査においては、新規の認定調査については市町村が実施する(指定事務委託法人への委託は可能)こととされており、居宅介護支援事業所に所属する認定調査員への委託ができない。申請者や家族の状況により、土日・祝祭日等の調査を希望されることがあるが、対応が困難な状況である。また、市内及び近隣の居宅介護支援事業所が指定事務委託法人として指定を受けることと難く(事業所として指定事務委託法人の役割を担い受け手がいない)、市認定調査員の確保も難しい状況が続いており、申請者数の増加への対応が困難となっている。 新規調査件数の増加しており、現行制度では新規申請に係る認定調査の事務が追いつかず、利用者にも認定までの時間を要してしまい、すみやかなサービス提供が開始できないという形で影響が生じてしまっている。さらに、今後団塊世代の高齢化が目前に迫っていることからさらなる急激な増加が確実に見込まれ、危惧される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2023/seinboosyu_jokka.html
R5	101	04 雇用・労働	都道府県	埼玉県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業・就業型」のうちマッチングサイト使用に係る要件の見直し	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))に係る実施計画の作成において、移住支援事業とマッチング支援事業の一体的申請を必須とせず、就業に関する要件についてもマッチングサイトに掲載している求人以外も対象とすることにより、マッチングサイト実施の実質的な義務付けを廃止すること。	【現行制度】 デジタル田園都市国家構想交付金に係る実施計画において、移住支援事業とマッチング支援事業の一体的申請が求められており、移住支援事業単独での申請はできない。また、就業に関する要件として、対象地で就業する場合には、就業先はマッチングサイトに掲載している求人のみが対象となっている。 【支障事例について】 本県では毎年、約7,500千円～8,500千円の経費をかけてマッチングサイトを運営している。また、マッチングサイト運営・管理に係る業務委託契約先の選定やその後の契約事務、マッチングサイトに求人掲載を希望する法人に対する掲載の承認(認定)事務、事業者への周知等に係る事務負担が発生している。(10時間/月程度) 全国的にも同様の傾向であり、マッチング件数の全国平均は6.6件、支給実績上位の県でも件数は少ない(群馬県4件/全体79件(全国2位)、茨城県3件/全体74件(全国3位)) 一方、ネットワークによる移住前の業務継続は全国平均15.6件であり、マッチングサイトを活用した就業の約2.4倍となっている。(本県は23件で全国1位) 現行制度により、移住支援金制度を実施するためには、都道府県のマッチングサイトの構築・運営が実質的に義務付けられており、地場の実状に合った施策の実施の提供が妨げられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2023/seinboosyu_jokka_yosana.html	
R5	102	12 その他	都道府県	埼玉県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条第2項第6号、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第3項第6号	公益認定申請に係る納税情報(PICTIS)における国、都道府県、市町村の納税情報連携機能を実施すること(例:PICTISと既存システム(電子申告やe-TAXなど)を連携させ、既存システムから納税情報を取得できるようにする)。	内閣府が構築している公益認定等総合情報システム(PICTIS)における国、都道府県、市町村の納税情報連携機能を実施すること(例:PICTISと既存システム(電子申告やe-TAXなど)を連携させ、既存システムから納税情報を取得できるようにする)。	公益認定申請は、一般社団法人又は一般財団法人が、行政庁(知事又は内閣府大臣)から認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となるための手続である。公益認定申請書には国税及び地方税の納税証明書の添付が義務付けられている(公益認定法施行規則第5条第3項第6号)が、内閣府が構築している公益認定等総合情報システム(PICTIS)で電子申請をする場合であっても、国税、県税、市町村税それぞれの納税証明書をPDFでシステムに並録する必要があり、申請法人は、納税証明書の取得手続の手間が生じている。とりわけ都道府県の納税情報については、自治体で異なる情報であるにも関わらず、申請者が納税証明書を取得する必要があり、申請者にとっては、所轄の県税事務所まで赴いたうえ、証明書交付手数料を支払う負担、地方公共団体にとっては納税証明書発行にかかる事務負担が生じているところである。 【参考】当局では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規制等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付省略を目指している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2023/seinboosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (23)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品等の国家検定(43条)については、薬事制度全体の見直しの中で、都道府県の関与を不要とする方向で検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>4【厚生労働省】 (24)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) (イ)医薬品等の国家検定の申請に係る都道府県經由事務(施行令第58条及び60条)並びに都道府県による試験品採取(施行令第59条)及び合格表示の確保(施行令第62条)に係る事項については、都道府県の負担軽減及び検定実施体制の合理化に資するよう、政令を改正し、事業者から検査実施機関に対して直接申請を行う仕組みへの見直しと合格表示の廃止を行うこととして、当該事務を廃止した。 〔措置済み(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和7年政令第362号))〕</p>	<p>医薬品等の国家検定の申請に係る都道府県經由事務(施行令第58条及び60条)並びに都道府県による試験品採取(施行令第59条)及び合格表示の確保(施行令第62条)に係る事項については、事業者から検査実施機関に対して直接申請を行う仕組みへの見直しと合格表示の廃止を行うこととして、当該事務を廃止した。</p>	<p>【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条に規定する検査の取扱い等について(令和6年3月31日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#t5_98">https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#t5_98</a></p>	<p>厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課</p>
<p>【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引業者名簿等の閲覧(10条)については、閲覧制度のデジタル化に伴い、プライバシーの保護及び都道府県の事務負担の軽減のため、閲覧に係る対象書類に關し、当該制度の趣旨を踏まえつつ、プライバシー情報に当たるものを除外し、かつ、閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障が生じない範囲内で合理化する。</p>	<p>—</p>	<p>宅地建物取引業者名簿等の閲覧については、閲覧制度のデジタル化に伴い、プライバシーの保護及び都道府県の事務負担の軽減のため、閲覧に係る対象書類に關し、当該制度の趣旨を踏まえつつ、プライバシー情報に当たるものを除外し、かつ、閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障が生じない範囲内で合理化すること内容を内容とする宅地建物取引業法改正を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、第213回通常国会へ提出し、令和6年6月12日成立(令和6年法律第53号)、令和6年6月19日公布。</p>	<p>【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法施行規則並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について(令和6年6月28日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#t5_99">https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/seinbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#t5_99</a></p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局不動産課</p>
<p>【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vii)要介護認定及び要支援認定に係る調査(27条2項及び32条2項)の事務については、市町村(特別区を含む。)の要介護認定及び要支援認定に要する期間の短縮を図るため、地方公共団体の事務の実態等に関するヒアリングを行い、地域の実情に応じた方策を検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【内閣府】 (5)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人及び公益財団法人(以下「公益法人」という。)が毎事業年度に行政庁(3条、以下この事項において同じ。)に提出する、当該法人が滞納処分を受けたことがないことの証明書(22条1項及び施行規則38条1項1号)については、その提出を一部不要とするなど、公益法人、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減する方法について検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【内閣府】 (3)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人若しくは公益財団法人(以下「公益法人」という。)又は公益認定(4条)を申請する一般社団法人若しくは一般財団法人(以下この事項において同じ。)に提出する、当該法人が滞納処分を受けたことがないことの証明書については、公益法人、一般社団法人等、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減するため、府令を改正し、以下のとおりとした。 *公益認定の申請において一般社団法人等が行政庁に提出する地方税の納税証明書(7条2項6号及び施行規則5条3項6号)及び公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する地方税の納税証明書(22条1項及び施行規則38条1項1号)については、これらの法人が納付すべき地方税に係るものに限定した。 *公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する国税及び地方税の納税証明書については、行政庁において当該公益法人が滞納処分を受けたことがないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認める場合には、その旨を説明した書類を添付することで足りることとした。</p>	<p>公益社団法人若しくは公益財団法人(以下「公益法人」という。)又は公益認定(4条)を申請する一般社団法人若しくは一般財団法人(以下この事項において同じ。)に提出する、当該法人が滞納処分を受けたことがないことの証明書については、公益法人、一般社団法人等、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減するため、府令を改正し、以下のとおりとした。 *公益認定の申請において一般社団法人等が行政庁に提出する地方税の納税証明書(7条2項6号及び施行規則5条3項6号)及び公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する地方税の納税証明書(22条1項及び施行規則38条1項1号)については、これらの法人が納付すべき地方税に係るものに限定した。 *公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する国税及び地方税の納税証明書については、行政庁において当該公益法人が滞納処分を受けたことがないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認める場合には、その旨を説明した書類を添付することで足りることとした。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>内閣府公益認定等委員会事務局総務課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R5	103	05.教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	事務連絡 文部科学省WEB調査システム(Edusurvey)の私立学校への調査にかかわる都道府県経由事務の廃止	文部科学省WEB調査システム(Edusurvey)の本格稼働にあたり、私立学校への調査の都道府県経由事務(督促、回答確認等)を廃止すること	私立学校への調査等においては、令和4年度に文部科学省がWEB調査システム(Edusurvey、以下「本システム」という。)の試行を開始し、約30件の調査が本システムにより行われた。令和5年度からは本格稼働予定となっていると理解しているところ、本システムを使用すれば、学校・幼稚園が負担を軽減せず文科省へ直接回答することが可能である。 【支障事例】 令和4年に本システムを使用した試行調査においては、県に対して提出状況の確認や回答の督促等の依頼がされており、県経由の事務が発生している。例として、令和4年7月25日に事務連絡を受けた「学校安全の確保に関する計画に係る取組状況調査の実施について」に基づく調査では、文科省主導の調査で初めて各回答者から本システムに直接回答する方法がとられたが、学校・幼稚園の回答の有無など内容によっては県の確認を要することとなり、県に督促等を行うなどの負担が発生している。また、試行期間中にはあるが、本システムを利用しないExcel形式の調査が複数回行われており、令和5年度の本格稼働後においても併用されることになれば、都道府県の負担が生じ、本システム導入の趣旨から不合理である。 【参考】 上記調査については、本システムが使用できず、Excelファイルによる回答が求められており、県が全対象者宛に通知し、とりまとめを行って文科省に報告する方法で調査が実施された。令和4年9月26日事務連絡「体罰に係る実施把握について」 令和4年12月6日「令和4年度特別支援教育に関する調査について」 調査の督促等には多様な方策を要し、突発的調査(例として令和4年度では關バス事故を受けての実地調査等)や新規調査については通常業務のスケジュールを遅延させる要因となるため、大きな支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html	
R5	104	12.その他	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第8条の2、第6条の11、第6条の13、第6条の14、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項、第9条の2、第10条の第2項、第10条の4の2、第10条の12第2項、第10条の12の2、第10条の16第2項、第10条の17の2、2.優良廃棄物処理業者認定制度運用マニュアル	優良廃棄物処理業者認定にかかわる申請手続きにおいて、バックオフィス連携(情報連携)を利用して取得した納税情報により、優良廃棄物業者認定制度における優良認定申請時に必要な都道府県納税を廃止すること 現行規定で添付省略が可能であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により、当該書類の添付を義務付ける規定があることから、バックオフィス連携(情報連携)により必要な納税情報が確認できれば都道府県納税を省略できることとを証する書類(納税証明書)の添付を省略できることとを証明すること さらに、将来的には産業廃棄物処理業の許可申請手続き等の電子化の推進に向けた法整備を行い、国が国、都道府県、市町村の納税情報連携機能等、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築を含めた電子申請システムの構築を目指すこと。	優良廃棄物処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に間に合わせた能力及び実績を有する者の基盤に適合する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事等が優良廃棄物処理業者として認定する制度である。認定の申請に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」において、都道府県を納税していないことを証する書類(納税証明書)の提出を求められている。申請者は、県に届出納税証明書の取得に当たり、所轄の県事務所まで赴き、証明書交付手数料を支払った。手間及び負担が生じている。当県では、県民サービスの向上と行政事務の更なる効率化のため、庁内の行政手続でのバックオフィス連携を行うことにより納税証明書の省略を進めているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に都道府県納税を納税していないことを証する書類(納税証明書)の提出を求められていることとを証する書類(納税証明書)の提出を求める手続があり、推進の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html	
R5	105	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条、特定化学物質の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第11条、第12条	PRTR届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務を廃止すること。	PRTR届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務を廃止すること。 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出について、事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)は電子情報処理組織(以下「PRTR届出システム」という。)を利用して届出を行うことができる。 PRTR届出システムを初めて利用を開始する際や、届け出た事項に変更があったときは、事業者は事業所が所在する都道府県(事務移譲を含む)ごとに、所管する各地方公共団体に対して届出が必要である。 【支障事例について】 地方公共団体は事業者からの申請を受け、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」という。)に進達(メール又はFAXで送付)、NITEが交付したID等を再度都道府県経由で事業者に転送している。本手続は、事前に地方公共団体が審査を要する項目がない、事務的なものである。届出手続に追加で、ID給付等による機密な変更も都道府県を経由しなければならず、変更だけでなく年間100件を超える届出がされているなど、地方公共団体に対する負担が大きく、通常業務の進捗に支障をきたしていることから、制度の改正を望むものである。 (令和4年度) 利用開始届25件、変更届128件、再発行手続10件 (令和5年度) 利用開始届19件、変更届118件、再発行手続14件 ※1件当たりの事務作業時間 利用開始届:6分、変更届:再発行手続3:30分 なお、本来電子申請を行うことによる事業者のメリットは、申請等の手間が省かれることにあるが、当該制度は電子申請を始める前に必要とする手間が多く、負担感が強いものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html	
R5	106	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第73条、78条、船員保険法第3条、国民健康保険法第45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第66条、72条、医療保険制度等及び医療費等の指導及び監査について(平成7年12月22日付保発第117号)	厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できることを通知、指導大綱・監査要綱などで明確化すること。	厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できることを通知、指導大綱・監査要綱などで明確化すること。 【現状】 建設業法による建設業許可事務において、令和5年1月10日より建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請の受付を開始した。当該システムは国土交通省が開発し、地方整備局及び都道府県が利用している。 申請者の利便性を高めるため、建設業に係る国土交通大臣許可を当該システムから申請する場合は、国税庁システムとの情報連携機能を用いて法人税及び所得税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となっている。一方、都道府県知事申請の場合、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象となっており、納税証明書の提出が必要となっている。 【支障事例】 当該における納税証明書の提出が必要な建設業許可の申請件数(令和4年度中)は1,001件となっており、その都道府県納税証明書の提出が必要となつたため、申請者にとっては、納税証明書の交付を受けた上で別途建設業許可の申請等を行うこととなり、負担となっている。また、当該申請においては、納税証明書を交付する事務が負担となっている。また、県税納税情報に係る当該独自の情報連携体制の活用を検討しており、許可申請等の際に納税証明書の添付自体を省略し、申請者の同意を得た上で申請後に職員が独自の情報連携システムにより申請者の納税情報を確認及び審査する形態を想定しているが、現行規定では添付の省略を可能とする告示等がなく、納税証明書の添付を要している。 【参考】 当該では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付者を目指している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html	
R5	107	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建設業法第6条第1項第2号、第11条第2項、建設業法施行規則第4条第1項第1号、同条第3項、第10条第1項第4号 電子情報処理組織を使用して建築業の許可を申請する場合に届出を省略することができる届書又は書類を定める件(令和4年12月20日付国土交通省告示第1302号) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項	建設業許可申請に係る納税情報の連携を可能とし、納税証明書の添付を不要とすること	①建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける都道府県知事への建設業の許可申請及び毎事業年度経過後の書類提出について、当該システムの連携機能を用いて都道府県事業税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となる機能を早期に実装する。 ②上記の機能が実装されるまでの当面の措置として、都道府県独自の納税情報に係る情報連携体制が構築されている場合には、都道府県知事への許可申請等に係る事業税の納税証明書の添付を省略可能とする。	【現状】 建設業法による建設業許可事務において、令和5年1月10日より建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請の受付を開始した。当該システムは国土交通省が開発し、地方整備局及び都道府県が利用している。 申請者の利便性を高めるため、建設業に係る国土交通大臣許可を当該システムから申請する場合は、国税庁システムとの情報連携機能を用いて法人税及び所得税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となっている。一方、都道府県知事申請の場合、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象となっており、納税証明書の提出が必要となっている。 【支障事例】 当該における納税証明書の提出が必要な建設業許可の申請件数(令和4年度中)は1,001件となっており、その都道府県納税証明書の提出が必要となつたため、申請者にとっては、納税証明書の交付を受けた上で別途建設業許可の申請等を行うこととなり、負担となっている。また、当該申請においては、納税証明書を交付する事務が負担となっている。また、県税納税情報に係る当該独自の情報連携体制の活用を検討しており、許可申請等の際に納税証明書の添付自体を省略し、申請者の同意を得た上で申請後に職員が独自の情報連携システムにより申請者の納税情報を確認及び審査する形態を想定しているが、現行規定では添付の省略を可能とする告示等がなく、納税証明書の添付を要している。 【参考】 当該では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付者を目指している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	108	09.土木・建築	都道府県	埼玉県、新潟県、岐阜県、沖縄県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	令和4年度版施工合理化調査、施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の協力について(依頼)(令和6年1月5日国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長通知)	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の協力について	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査において、オンライン調査を導入すること。	調査対象の工場で実際に使用する機械、材料、施工状況の写真及び作業日報等を提供するためには、施工業者への確認が必要であること、当該調査の一部は、施工業者が回答の作成を依頼(委託)しているところ、国が配布するアンケート形式など修正が発生する場合や追加調査が必要な場合など、その都府メール(データ容量が大きい場合には、大容量ファイル交換用システム)により施工業者に連絡しなければならないため、回答作成の依頼や回答の取りまとめを行う際に非効率な業務を強いられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html

対応方針（閣議決定）記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文部科学省】 都道府県知事が所轄する私立学校への調査 都道府県知事が所轄する私立学校への調査については、「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」の更なる活用を促進するなど、都道府県の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令7＞ 4【文部科学省】 (32)都道府県知事が所轄する私立学校への調査 都道府県知事が所轄する私立学校への調査については、都道府県の負担軽減に資するよう、学校法人向けの調査も「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」を活用できるようにするなどの機能改修を行った。 【措置済み(令和7年3月までに学校法人向け調査でも活用できるようにするなどの機能改修を実施)】</p>	<p>都道府県知事が所轄する私立学校への調査については、都道府県の負担軽減に資するよう、学校法人向けの調査も「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」を活用できるようにするなどの機能改修を行った。</p>	—	—	<p>文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付  文部科学省高等教育局私学部私学行政課</p>
<p>【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (a)産業廃棄物処理業者が優良認定を申請する際に添付する住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税(以下この事項において「地方税」という。)を滞納していないことを証する書類(施行規則9条の2第2項15号、10条の4第2項9号、10条の12第2項及び10条の16第2項)については、省令を改正し、申請先の都道府県、指定都市又は中核市が情報連携システム等により、地方税を滞納していないことを確認できるときは、当該書類の添付を省略することを可能とした。 【措置済み(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年環境省令第12号))】</p>	—	<p>産業廃棄物処理業者が優良認定を申請する際に添付する住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税(以下この事項において「地方税」という。)を滞納していないことを証する書類(施行規則9条の2第2項15号、10条の4第2項9号、10条の12第2項及び10条の16第2項)について、省令を改正し、申請先の都道府県、指定都市又は中核市が情報連携システム等により、地方税を滞納していないことを確認できるときは、当該書類の添付を省略することを可能とした。</p>	<p>【環境省】「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(令和5年7月27日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/1561_tsuchi.htm#6_104">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/1561_tsuchi.htm#6_104</a></p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>
<p>【経済産業省(6)】【環境省(4)】 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86) 電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】 (22)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (a)都道府県及び地方厚生(支)局における円滑な事務の実施に資するよう、保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指導及び報告等に必要な診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化することについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令6＞ 4【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (1)都道府県及び地方厚生(支)局における円滑な事務の実施に資するよう、保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容及び診療報酬の請求に関する指導、報告等(国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項)に必要な診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化し、都道府県及び地方厚生(支)局に令和6年度中に通知する。</p>	<p>指導監査業務における診療報酬明細書等の収集の根拠を明確化する通知を都道府県及び地方厚生局に令和7年3月28日付けで発出した。</p>	<p>【厚生労働省】「診療報酬明細書(写)等の提供について(令和7年3月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知)」 【厚生労働省】「診療報酬明細書(写)等の提供について」の一部訂正について(令和7年4月1日付け厚生労働省保険局医療課長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/1561_tsuchi.htm#6_106">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/1561_tsuchi.htm#6_106</a></p>	<p>厚生労働省保険局医療課</p>
<p>【国土交通省】 (1)建設業法(昭24法100) 建設業の許可申請(3条)及び毎事業年度経過後の書類提出(11条2項)における事業税の納税証明書の添付については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおいて当該納税証明書の添付が可能となるよう都道府県の納税情報との連携を検討し、令和6年度中に結論を得る。また、都道府県が納税情報を内部利用することが可能である場合に当該納税証明書の添付の省略が可能となるよう、省令の改正等について検討し、令和6年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令6＞ 4【国土交通省】 (1)建設業法(昭24法100) 建設業の許可申請(3条)及び毎事業年度経過後の書類提出(11条2項)における事業税の納税証明書の添付については、令和6年度中に省令を改正し、都道府県が納税情報を内部利用することが可能である場合に当該納税証明書の添付の省略が可能とする。</p>	<p>建設業法(昭24年法律第100号)に基づく許可の申請等において求めている事業税の納税証明書の添付について、建設業法施行規則の一部を改正する省令(令和7年国土交通省令第38号)におきかえを改正する。また、当該申請等を受ける都道府県の納税部局と建設業許可部局との間に納税情報を共有・確認できる体制が構築されており、当該申請等を行う者から、当該者の納税情報を都道府県内部で使用するに同意がある場合は、納税証明書の添付を省略させることができることを、令和7年3月31日付けで地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】建設業許可の申請等における納税証明書の取扱いについて(令和7年3月31日付け国土交通省不動産・建設経済局建設課長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/1561_tsuchi.htm#6_107">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/1561_tsuchi.htm#6_107</a></p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局建設課建設業適正取引推進指導室</p>
<p>【国土交通省】 (20)施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査 施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査については、施工業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン調査の導入の可否も含め、調査の運用の改善を図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令6＞ 4【国土交通省】 (21)施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査 施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の調査表については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、ホームページから取得するよう配布方法を変更し、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年5月13日付け国土交通省大臣官房参事官(イノベーション)通知)】</p>	<p>施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の調査表の配布について、専用ホームページからダウンロードするよう配布方法を変更し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】令和6年度 施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の協力について(令和6年5月13日付け国土交通大臣官房参事官(イノベーション)通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/1561_tsuchi.htm#6_108">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/1561_tsuchi.htm#6_108</a></p>	<p>国土交通省大臣官房参事官(イノベーション)グループ 施工企画室</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (概要年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【5】文部科学省</p> <p>(6)文化財保護法(昭25法214)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)文化財保存事業費関係国庫補助金の申請等の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請や実績報告に係る書類の電子データによる提出を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【文部科学省】 (9)文化財保護法(昭25法214)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)、国重要文化財等保存・活用事業費補助金、国重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金及び文化財活用事業費補助金、国重要文化財等保存・活用事業費補助金、国重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業の「地域コンテンツの整備等」及び地域の伝統行事等のための伝承事業(国指定等)に限る。)及び文化資源活用事業費補助金(「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業」及び「文化財多言語解説整備事業」に限る。)の申請等の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請等に係る新たなシステムの構築及びオンライン化等を方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 &lt;令7&gt; 4【文部科学省】 (8)文化財保護法(昭25法214)及び文化財保存事業費関係補助金に文化財保存事業費関係補助金の申請等の手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、オンラインによる提出を可能とする。同時に、都道府県からの電子メールを「文化財保存事業費関係国庫補助金実施要領」(昭64文化庁)に定める都道府県知事又は都道府県教育委員会の進捗とみなすことを可能とし、都道府県に令和7年度中に通知する。</p>	<p>文化財保存事業費関係補助金の申請手続については、都道府県の事務負担の軽減となるよう、メール又はboxを活用した提出を可能とし、また都道府県からの電子メールを「文化財保存事業費関係国庫補助金実施要領」(昭64文化庁)に定める都道府県知事又は都道府県教育委員会の進捗とみなすことを可能とし、都道府県へ通知した。</p>	<p>【文部科学省】文化財関係補助事業の電子データによる申請等提出について(案内)(令和8年4月22日付 別紙6)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_109">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_109</a></p>	<p>文化庁文化資源政策・記念物課</p>
<p>【5】警察庁</p> <p>(1)道路運送車両法(昭26法185) (イ) 自主防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。 [措置済み(令和5年9月4日付警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡)] (ロ) 青色防犯パトロール講習のオンラインによる実施については、実施に係る基準や具体的な実施方法を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【警察庁】 (1)道路運送車両法(昭26法185) 青色防犯パトロール講習については、オンライン実施が可能であることを明確化し、講習の効果検証等に係る留意点及びオンライン実施の事例と併せて、都道府県警察に通知した。 [措置済み(令和6年2月27日付警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡)]</p>	<p>自主防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。 青色防犯パトロール講習については、効果検証等に係る留意点と共に、オンラインによる実施が可能であることを明確化し、参考事例と併せて、都道府県警察に通知した。</p>	<p>【警察庁】青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロールに関するオンライン申請手続の取扱いについて(令和5年9月4日付警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡) 【警察庁】オンラインによる青色防犯パトロール講習の実施について(令和6年2月27日付警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_110">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_110</a></p>	<p>警察庁生活安全局生活安全企画課</p>
<p>【5】こども家庭庁</p> <p>(1)子ども子育て支援法(平24法65) (イ) 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に対して行う申請(32条1項及び44条1項)については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を求めるとの必要について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ) 市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【こども家庭庁】 (1)子ども子育て支援法(平24法65) (イ) 市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年度中に府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。</p>	<p>市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。</p>	<p>【こども家庭庁】(情報)子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第5号) 【こども家庭庁】子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(令和7年1月28日付けこども家庭庁成育局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_111">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_111</a></p>	<p>こども家庭庁成育局保育政策課</p>
<p>【5】こども家庭庁(5)(イ)【文部科学省(3)(イ)】 児童福祉法(昭22法164)及び数字前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)]</p>	<p>—</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【こども家庭庁】文部科学省幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における園庭及び屋外遊戯場の面積算定に係る園児及び幼児の年齢の基準日について(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_112">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_112</a></p>	<p>こども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課</p>
<p>【5】こども家庭庁</p> <p>(1)児童福祉法(昭22法164) (イ) 認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (イ) 認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。 [措置済み(児童福祉法施行規則の一部を改正する府令(令和6年内閣府令第28号))]</p>	<p>認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。</p>	<p>【こども家庭庁】認可外保育施設に対する指導等の実施について(令和6年3月29日付けこども家庭庁成育局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_113">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_113</a></p>	<p>こども家庭庁成育局保育政策課</p>
<p>【5】こども家庭庁(1)(ロ)【文部科学省(2)】 児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項(34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項)のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【5】農林水産省</p> <p>(2)土地改良法(昭24法195) 土地改良施設の施設更新事業(85条の3第1項)については、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続を省略できる要件に関する解釈及び当該要件に関する具体的な事例を整理したパンフレットを作成し、地方農政局及び地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知)]</p>	<p>—</p>	<p>土地改良施設の施設更新事業(85条の3第1項)については、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続を省略できる要件に関する解釈及び当該要件に関する具体的な事例を整理したパンフレットを作成し、地方農政局及び地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】国営土地改良事業における同意徴集手続の省略が可能となる施設更新事業について(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知) 【農林水産省】国営土地改良事業における同意徴集手続の省略が可能となる施設更新事業の適切な運用について(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_115">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_115</a></p>	<p>農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課</p>
<p>【5】文部科学省</p> <p>(10)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) (イ) 公立学校施設整備費国庫負担事業(3条)については、39年度の国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)を令和7年度から可能とする。</p>	<p>—</p>	<p>公立学校施設整備費国庫負担事業(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81)については、令和7年度から39年度の国庫債務負担行為が可能となるよう、法律改正及び省令改正を行った。 引き続き、各種通知の見直し等を行い、令和7年4月1日より39年度の国庫債務負担行為を可能とする。</p>	<p>【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正について(通知)(令和6年6月19日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知) 【文部科学省】義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)(令和6年9月19日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_117">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_117</a></p>	<p>文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省(39)】【国土交通省(17)】 住宅宿泊事業法(平成29年65)</p> <p>「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」(平成29厚生労働省医業・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。</p>	—	<p>「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」(平成29厚生労働省医業・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため改正し通知した。</p>	<p>【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正について(令和6年12月24日付け厚生労働省健康・生活衛生局長、国土交通省不動産・建設経済局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知)</p> <p>【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_118">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_118</a>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課</p> <p>国土交通省観光庁観光産業課観光業務適正化指導室</p>
—	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】 (22)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)</p> <p>(1)保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指書及び報告等(国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項)に基づく指書及び報告等をいう。以下この事項(において同じ。)並びに施設基準等に係る適時調査における経済上の措置に関する事務のうち返還金同意書等については、当該事務の負担軽減及び効率化に資するよう、電磁的記録の提供等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)</p> <p>(i)以下に掲げる措置に関する事務のうち、返還金同意書等については、都道府県及び地方厚生(支)局の円滑な事務の実施に資するよう、電磁的記録の提供を可能とし、地方厚生(支)局に令和6年度中に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容及び診療報酬の請求に関する指書、報告等(国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項)</li> <li>・施設基準等に係る適時調査</li> </ul>	<p>返還金処理支援ツールを自治体へも提供するよう、地方厚生局へ令和7年3月31日付けで通知した。</p>	<p>【厚生労働省】診療(調剤)報酬の返還に係るデータの提供について(令和7年3月31日付け厚生労働省保険局医療課医療指導監査室事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_120">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_120</a>	<p>厚生労働省保険局医療課</p>
<p>【総務省(23)】【文部科学省(23)】 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務</p> <p>学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務については、地方公共団体や学校における実務の状況等を把握した上で、当該事務を正かつ円滑に実施するための方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令7&gt; 4【総務省(48)】【文部科学省(30)】 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務</p> <p>学校給食費以外の学校徴収金の徴収等については、学校教育法(昭22法26)等の規定により学校設置者は学校教育活動に対する責任を有することから、各学校を設置する地方公共団体が公会計で取り扱うことが可能であることを明確化し、公会計化等に係る対応状況や進め方の例と併せて、地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(令和7年4月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課長通知)】</p>	<p>学校給食費以外の学校徴収金については、各学校を設置する地方公共団体が公会計で取り扱うことが可能であることを明確化し、公会計化等に係る対応状況や進め方の例と併せて、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【文部科学省】学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について(通知)(令和7年4月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_121">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_121</a>	<p>総務省自治行政局行政課</p> <p>文部科学省初等中等教育局 教育職員政策課 働き方改革推進室</p>
—	—	—	—	—	—
<p>【内閣府】 (11)災害救助法(昭22法118)</p> <p>(iii)救助の期間(4条4項及び施行令3条2項)については、延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合でも延長できることを、具体的な記載例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年中に周知する。</p>	—	—	—	—	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付</p>
<p>【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118)</p> <p>(ii)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等(以下この事項において「土砂等」という。)で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(4条1項1号及び施行令2条2号)については、車両、道具、雑物、フェンス、道路構造物及び農機具等が土砂等に含まれることや、床下の土砂等を取り除く際に併せて床下の土砂等を取り除く場合には床下の土砂等が除去の対象となることを明確化するため、「災害救助事務取扱要領」(令5内閣府政策統括官(防災担当)通知)を改正し、地方公共団体に令和6年中に通知する。</p>	—	—	—	—	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付</p>
<p>【こども家庭庁】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(iv)特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に対して行う申請(32条1項及び44条1項)については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を求めるところの必要根拠について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(v)市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 4【こども家庭庁】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(iv)市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。</p>	<p>市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。</p>	<p>【こども家庭庁】(官報)子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第5号)</p> <p>【こども家庭庁】子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(令和7年1月28日付けこども家庭庁成育局長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_125">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_125</a>	<p>こども家庭庁成育局保育政策課</p>
<p>【こども家庭庁(5)】【文部科学省(3)】【文部科学省(3)】 児童福祉法(昭22法64)及び就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)】</p>	—	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【こども家庭庁】【文部科学省】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における園庭及び屋外遊戯場の面積算定に係る児童の年齢の基準日について(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_126">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu.tsuchi.htm#r5_126</a>	<p>こども家庭庁成育局保育政策課</p> <p>文部科学省初等中等教育局幼児教育課</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【子ども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (n)認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【子ども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。 [措置済み(児童福祉法施行規則の一部を改正する府令(令和6年内閣府令第28号))]	認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。	【子ども家庭庁】認可外保育施設に対する指導監督の実施について(令和6年3月29日付け子ども家庭庁成育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_127	子ども家庭庁成育局保育政策課
5【子ども家庭庁(1)(ii)】【文部科学省(2)】 児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項(34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項)のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vi)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等については、被保険者及び市町村(特別区を含む。)の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (v)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定のオンライン申請における被保険者証等の添付書類については、被保険者及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する観点から、オンラインによる提出を可能とし、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡)]	介護保険被保険者証等の原本の郵送を求めた手続の一部について、書類をスキャンしたPDFや書類を撮影した画像でも受付可能とする等の見直しを行うこととし、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】介護ワストップサービスにおける事務の運用についての一部改正について(令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_129	厚生労働省老健局介護保険計画課
—	—	—	—	—	—
5【子ども家庭庁(3)】【厚生労働省(2)】 児童福祉法(昭22法164)及び雇用保険法(昭49法116) 育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【子ども家庭庁】【厚生労働省】 児童福祉法(昭22法164)及び雇用保険法(昭49法116) 育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、省令を改正し、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡、令和6年6月28日付け厚生労働省職業安定局長通知)]	育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、省令を改正し、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に通知した。	【子ども家庭庁】育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について(令和6年4月5日付け子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡) 【厚生労働省】雇用保険業務に関する業務取扱要領の一部改正について(令和6年6月28日付け厚生労働省職業安定局長通知) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令について(育児休業給付関係)(令和6年3月25日付け厚生労働省職業安定局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_131	子ども家庭庁成育局保育政策課 厚生労働省職業安定局雇用保険課
5【子ども家庭庁】 (14)子ども子育て支援法(平21法65) (iii)市町村子ども子育て支援事業計画(61条1項)の中間年の見直しについては、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。	—	—	—	—	—
5【子ども家庭庁(2)】【厚生労働省(1)】 児童福祉法(昭22法164)及び民生委員法(昭23法198) 民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法6条1項及び児童福祉法16条)の緩和については、当該市区町村に居住しない者が民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【子ども家庭庁(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)及び民生委員法(昭23法198) 民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法6条1項及び児童福祉法16条)については、一定の要件を減らす場合に、現職の民生委員・児童委員が他の市区町村に転出後も、転出前の担当区域において引き続き民生委員・児童委員として活動可能となるよう見直しした上で、令和7年中に地方公共団体及び関係団体に通知する。また、地方公共団体及び関係団体の意見を踏まえつつ、民生委員協会の配置推進など民生委員・児童委員の担い手確保のために必要な措置を講ずる。	民生委員・児童委員の選任要件については、一定の要件を満たす場合には、現職の民生委員・児童委員が他の自治体に転出した後も、任期の残期間については転出前の担当区域において引き続き民生委員・児童委員として活動可能となるよう選任要件を改正し、令和7年2月19日に通知した。	【子ども家庭庁】【厚生労働省】民生委員・児童委員の選任について(一部改正について(令和7年2月19日付け子ども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_133	子ども家庭庁成育局成育環境課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
5【デジタル庁(7)】【総務省(16)】 電子署名等に係る公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153) 個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(3条1項。以下この事項において同じ。)が住民票の異動等により失効した場合(15条1項2号)の再発行の手続については、申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担の軽減に資するよう、令和6年度までに省令を改正し、転入又は転居に伴う署名用電子証明書の再発行の手続を法定代理人又は同一世帯人が行う場合には、照会書兼回答書の提出を不要とする。	—	個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(3条1項。以下この事項において同じ。)が住民票の異動等により失効した場合(15条1項2号)の再発行の手続については、申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担の軽減に資するよう、令和5年度に省令を改正し、転入又は転居に伴う署名用電子証明書の再発行の手続を法定代理人又は同一世帯人が行う場合には、照会書兼回答書の提出を不要とした。	—	—	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ番号法制課 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室







対応方針(閣議決定)記載内容 (概要年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(10) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金については、補助対象系統の沿線市区町村の一部において当該系統を地域公共交通計画(5条)に位置付けていない場合であっても、当該系統を補助対象とする合理的な理由があるものとして認められる事例について、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」(平23国土交通省)において具体的に明記し、令和6年中に地方公共団体に周知する。</p>	—	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、補助対象系統の沿線市区町村の一部において当該系統を地域公共交通計画に位置付けていない場合であっても、当該系統を補助対象とする合理的な理由があるものとして認められる事例を「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」(平23国土交通省)に明記し、令和6年6月14日に地方公共団体へ周知した。</p>	【国土交通省】地域公共交通確保維持改善事業実施要領(令和6年6月14日付改訂)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_144	国土交通省総合政策局地域交通課
<p>【文部科学省】</p> <p>(13) スポーツ基本法(平23法78)</p> <p>地方スポーツ推進計画(10条1項)については、地方公共団体が行う策定の負担軽減等を図る観点から、文部科学省が行うスポーツの実施状況等に関する世論調査における調査項目の見直し等について検討し、その結果に基づいて令和6年度調査において必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;今6&gt;</p> <p>4【文部科学省】</p> <p>(21) スポーツ基本法(平23法78)</p> <p>地方スポーツ推進計画(10条1項)については、地方公共団体の事務負担軽減のため、都道府県別「スポーツ実施率」のデータを公表した。</p> <p>【措置済み(スポーツ庁ホームページ)令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和6年11月調査)にて公表】</p>	<p>地方公共団体が行う策定の負担軽減等を図る観点から、文部科学省が行うスポーツの実施状況等に関する世論調査の実施にあたり検討を行った結果、(令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の報道発表において、都道府県別の結果を公表した。</p> <p>具体的には、令和4年度から令和6年度までの3年分を合わせた20歳以上の選1日以上のスポーツ実施率を都道府県別に算出し、各都道府県の結果(都道府県全体や性別別のスポーツ実施率、人数)を複眼的に理解しやすい形で公表した。</p>	【文部科学省】令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和6年11月調査)(令和7年9月11日スポーツ庁健康スポーツ課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_145	スポーツ庁健康スポーツ課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(34) 自殺対策基本法(平18法85)</p> <p>(ii) 地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、仕入控除税額報告及び返還における事務手続の簡素化について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;今6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(30) 自殺対策基本法(平18法85)</p> <p>地域自殺対策強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱」(令元厚生労働事務次官通知別紙)を改正し、仕入控除税額報告及び返還に係る事務手続を簡素化した。</p> <p>【措置済み(令和6年3月29日付)厚生労働事務次官通知】</p>	<p>地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱(令元厚生労働事務次官通知別紙)を改正し、仕入控除税額報告及び返還に係る事務手続を簡素化した。</p>	【厚生労働省】地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)の交付について(令和6年3月29日付)厚生労働事務次官通知	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_146	厚生労働省社会・援護局総務課
<p>【経済産業省】</p> <p>(3) 砂利採取法(昭43法74)</p> <p>砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告(砂利採取業者の登録等)に関する規則(昭43通商産業省令80)8条)については、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;今6&gt;</p> <p>5【経済産業省】</p> <p>(4) 砂利採取法(昭43法74)</p> <p>砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告(砂利採取業者の登録等)に関する規則(昭43通商産業省令80)8条)については、省令を改正し、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とした。</p> <p>【措置済み(砂利採取業者の登録等)に関する規則の一部を改正する省令(令和6年経済産業省令第38号)】</p>	<p>砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告については、省令を改正し、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とした。</p>	【経済産業省】砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令(令和6年6月28日付)経済産業省令第38号	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_147	経済産業省製造産業局素材産業課
<p>【文部科学省】</p> <p>(8) 義務教育費国庫負担法(昭27法303)</p> <p>教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担(2条及び3条)に係る実支出見込額の算定事務については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、実支出額の見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能である旨を、都道府県及び指定都市に令和5年度中に通知する。</p>	—	<p>対応方針を踏まえ、実支出見込額の算定事務について、その見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能である旨を、都道府県及び指定都市に通知した。</p>	【文部科学省】令和6年度義務教育費国庫負担金の交付申請書の提出について(事前依頼)(令和6年1月22日付)文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_148	文部科学省初等中等教育局財務課給与・課係
<p>【こども家庭庁(10)】【厚生労働省(45)】</p> <p>児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務</p> <p>児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <p>・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p> <p>・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;今6&gt;</p> <p>4【こども家庭庁(13)】【厚生労働省(55)】</p> <p>生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務</p> <p>生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担を軽減するため、「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)運営要領」(平21厚生労働省社会・援護局長通知)を改正し、調査書の添付を求める対象者を限定するとともに、民生委員を経由せずに借入申込書の提出が可能な場合を追加するなど、運用を見直し、都道府県及び指定都市に通知した。</p> <p>【措置済み(令和6年7月4日付)厚生労働省社会・援護局長通知、令和6年7月4日付)厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡】</p>	<p>1【3】項目</p> <p>【証明事務について】</p> <p>証明事務については、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」(令和5年12月26日付)こども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)【厚生労働省】生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)貸付制度の運営について)の一部改正について(令和6年7月4日付)厚生労働省社会・援護局長通知)【厚生労働省】生活福祉資金貸付制度に係る民生委員調査書の様式例の修正について(令和6年7月4日付)厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)【厚生労働省】生活福祉資金貸付制度の見直しに関する質疑応答集について(令和6年7月4日付)厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)</p>	【こども家庭庁(10)】【厚生労働省(45)】児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務について(令和5年12月26日付)こども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)【厚生労働省】生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)貸付制度の運営について)の一部改正について(令和6年7月4日付)厚生労働省社会・援護局長通知)【厚生労働省】生活福祉資金貸付制度に係る民生委員調査書の様式例の修正について(令和6年7月4日付)厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_149	こども家庭庁支援局家庭福祉課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
<p>【総務省】</p> <p>(8) 地方公務員法(昭25法264)</p> <p>地方公務員の特別休暇については、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方公共団体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	—	<p>地方公務員の特別休暇について、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方公共団体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化する通知を、地方公共団体へ発信した(令和5年12月25日付)総務省自治行政局公務員課長、安全厚生推進室長通知)。</p>	【総務省】「令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果等を踏まえた地方公共団体における勤務環境の整備・改善等について(令和5年12月25日付)総務省自治行政局公務員課長、安全厚生推進室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_150	総務省自治行政局公務員部公務員課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(24) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)</p> <p>(ii) 特別児童扶養手当認定請求書(施行規則1条1項)及び特別児童扶養手当所得状況届(施行規則4条)については、令和5年度中に省令を改正し、公印の押印を不要とする。</p>	—	<p>「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第94号)により、施行規則様式第一号、第二号及び第六号における公印の押印を求める記載を削除した。</p>	【厚生労働省】「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第94号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_151	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
<p>【こども家庭庁(7)】</p> <p>(7) 児童扶養手当法(昭36法238)</p> <p>(i) 児童扶養手当認定請求書(施行規則1条の様式第1号)及び児童扶養手当所得状況届(施行規則3条の5の様式第5号の5)については、令和5年度中に省令を改正し、公印の押印を不要とする。</p> <p>また、児童扶養手当現況届(施行規則4条の様式第6号)については、公印の押印が不要である旨を地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	—	<p>児童扶養手当認定請求書(施行規則1条の様式第1号)及び児童扶養手当所得状況届(施行規則3条の5の様式第5号の5)については、省令を改正し、公印の押印を不要とした。</p> <p>また、児童扶養手当現況届(施行規則4条の様式第6号)については、公印の押印が不要である旨を地方公共団体に通知した。</p>	【こども家庭庁(7)】児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について(令和6年3月29日付)こども家庭庁支援局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_152	こども家庭庁支援局家庭福祉課
—	—	—	—	—	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案中におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省(39)】【国土交通省(17)】 住宅宿泊事業法(平29法65) 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)(平29厚生労働省医業・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。</p>		<p>「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」(平29厚生労働省医業・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため改正し通知した。</p>	<p>【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正について(令和6年12月24日付)厚生労働省健康・生活衛生局長、国土交通省不動産・建設経済局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知 【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/soanbosoyu/2023/r56nitsuchi.htm#5_159">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/soanbosoyu/2023/r56nitsuchi.htm#5_159</a></p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 国土交通省観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(備考等)
RS	161	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、九幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高前町、内子町、愛南町、高知市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同法施行令、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	地域生活支援事業費補助金の都道府県への配分内示時期と地域生活支援促進事業と同期(4月)に要望額に対する配分額の内示を行うこと。また、4月の内示額に要望額に満たない場合は、改めて要望額を付したうえで、下半期(10月)に追加配分額の内示を行うこと。	地域生活支援事業費等補助金における都道府県への配分内示時期と地域生活支援促進事業と同期(4月)に要望額に対する配分額の内示を行うこと。また、4月の内示額に要望額に満たない場合は、改めて要望額を付したうえで、下半期(10月)に追加配分額の内示を行うこと。	国の総合補助金である地域生活支援事業費補助金は、交付要綱は4月に発出されているものの、配分額内示が12月上旬、交付決定が3月中旬、支払いが3月末と遅い時期に行われている。国は、都道府県への所要見込額調査や内示時期の事前問合もなされてきた。地方公共団体の財政事情や予算確保状況が考慮されていない状況にある。このため、都道府県では、内示額が当該年度補助金として見込んでいた額を下回る可能性があるという不透明な状況で業務の遂行を強いられる状況となっている。令和4年度においては、明確な理由も説明されいまま前年度内示額を大きく割り込む内示額が12月に示されたことから、年明けからは財政当局への説明や事業の執行停止等の見直し、関係団体への説明に追いつけず、現在の交付スケジュールは適正かつ円滑な予算執行の確保と定めて、委託業務の契約相手方である障害者支援団体等に多大な迷惑をかけた。県への不信感を招く要因となっている。令和5年度の予算執行に当たっても、交付金額の減額が12月に示される可能性があるという不安定な状況で、委託業務内容の規模縮小などの見直しの検討を強いられる状況。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka_yosha.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka_yosha.html</a>
RS	162	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高前町、内子町、愛南町、高知市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の複数年度にわたる工期への対応	社会福祉施設等施設整備事業における国と都道府県との協議の場を設ける。	社会福祉施設等施設整備事業における国と都道府県との協議の場を設ける。	厚生労働省から社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付内示があったが、都都市に留った状況となっており、また、各都道府県に対して明確な理由が提示されることなく、不採択とされた。各都道府県では協議段階で予算措置が前提とされており、不採択とされた場合、予算編成に係る業務が徒労に終わるのみならず、知事や財政当局、要望団体等に対して不採択理由等の説明を行うなど、大きな負担が生じている。採択方針や不採択理由が示されないため、説明にも窮している状況にある。整備施設協議の際には、書類審査だけでなく、本省や各支局において、各都道府県に対してヒアリングを実施するなど、「オープンな協議の場」を設けていただき、各都道府県の現場の声を踏まえて採択を行うことを検討された。	令和5年2月28日、令和4年度の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(一般整備分)の二次内示について記者発表があり、各都道府県で41箇所、1,397.287千円の内示があったことが公表された。採択の内訳では、中国、四国、九州地方の中で採択されたのは岡山県1件のみであった一方、人口の多い東京都は7件、茨城県は5件、愛知県は5件であるなど、一部の都道府県に大きく偏った採択状況であった。
RS	163	06.環境・衛生	都道府県	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、南河内郡、広域連合	環境省	B 地方に対する規制緩和	特定外来生物防除等対策事業交付要綱第6条、令和5年度特定外来生物防除等対策事業事務手続きの手引き	特定外来生物防除事業交付金の交付決定に係るスケジュールの見直し	特定外来生物防除等対策事業事務手続きの手引きに記載のスケジュールにおいては、4月前までに環境省からの採択内示通知を受け地方公共団体から交付申請を行う流れとなっている。また、「交付申請書が完了した時点で、当該申請に係る交付決定を行って通常要すべき標準的な期間は、原則60日以内(特定外来生物防除等対策事業交付要綱第6条)となっており、年度当初より事業を実施できない現状となっている。例外的に緊急の対応を要する場合は交付決定前着手が認められているが、それも内示後しか行えず、多くの特定外来生物が春季に活動が活発になることから交付決定に至るまでのスケジュール自体を前倒ししていた。	特定外来生物防除等対策事業事務手続きの手引きに記載のスケジュールにおいては、4月前までに環境省からの採択内示通知を受け地方公共団体から交付申請を行う流れとなっている。また、「交付申請書が完了した時点で、当該申請に係る交付決定を行って通常要すべき標準的な期間は、原則60日以内(特定外来生物防除等対策事業交付要綱第6条)となっており、年度当初より事業を実施できない現状となっている。例外的に緊急の対応を要する場合は交付決定前着手が認められているが、それも内示後しか行えず、多くの特定外来生物が春季に活動が活発になることから交付決定に至るまでのスケジュール自体を前倒ししていた。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka.html</a>
RS	164	02.農業・農地	都道府県	奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、南河内郡、広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	家畜伝染病予防法第3条の2、第6条	特定された抗体陰性豚に対する豚熱ワクチンの追加接種を可能とすること	豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種について、免疫付与状況等確認検査の結果が80%以上の豚群についても、抗体陰性豚が特定されている場合にあっては、国と協議の上、その豚に対する追加接種を認めること。	【現行制度】 豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種は、国の防疫指針に沿って、農業者の免疫付与状況の確認を行いつつ、接種適期を調整している状況である。指針では、農場の抗体陽性率が80%以上である場合には、抗体陽性率が80%未満の豚舎又は接種群(以下「豚舎群」という。)が確認された場合のみ、国と協議の上、当該豚舎群への追加接種を行うこととされており、抗体陽性率が80%以上の豚舎群については繁殖豚等の一部を除き追加接種の必要がないとされている。 【支障事例】 農場の抗体陽性率が80%以上かつ豚舎群の抗体陽性率が80%以上であった場合、当該豚舎群の中で抗体陰性豚が特定されていたとしても、当該豚舎には追加接種をすることができない。農場内で1頭でも感染が判明すれば、ワクチン接種も含む全ての豚舎処分が必要とされている一方で、抗体陽性が低く感染可能性の高い豚舎が特定されている場合でも追加接種が認められず、有効な対策を行うことができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka.html</a>
RS	165	03.医療・福祉	都道府県	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、南河内郡、広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	令和5年度当初予算(案)等における社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の複数年度にわたる工期への対応	社会福祉施設等整備費国庫補助金の複数年度にわたる工期への対応	厚生労働省において実施する社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業において、必要に応じて国庫補助金の交付決定(支出負荷)で債務負担を行なう。着年度にわたる施設整備計画を認めるより見直しを求めたい。	【現行制度について】 社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業において、国交付決定においては単年度事業しか認められていない。 【支障事例】 障害者支援施設は、相対的に大規模施設であり、また本県では築30～40年を経過する施設も多く、今後全面改築や大規模修繕を予定されている。この改築または移転改築に当たっては、グループホーム等其他工事規模が大きくなることから本県においても、複数年度におかたることが既に見込まれているところ。加えて、昨今の建設資材の高騰、品不足の影響も相まって、工期が大幅に遅延している事例もある。 【制度改正の必要性】 複数年度にわたる施設整備計画を対象とすることができないことから、地域のニーズに応えることが出来ず苦慮している。 【支障の解決策】 複数年度にわたる施設整備計画について、国交付決定において債務負担を行うことなどで解決できると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka_yosha.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka_yosha.html</a>
RS	166	12.その他	指定都市	千葉市、横浜市、静岡市、熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	多様なPPP/PPF手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改訂版)、PPP/PPF手法導入優先的検討規程策定の手引、PPP/PPF手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和6年6月21日付府政経第401号、総行地第92号)	多様なPPP/PPF手法導入を優先的に検討するための指針(以下「指針」という。))において、概ね以下の内容が規定されている。 一定規模以上の公共施設整備事業の実施に際して、PPP/PPF手法導入を優先的に検討することとする国の指針やガイドラインについて、あくまで優先的に検討することとを要請するものであり、義務付けるものではないことを明確にするよう求める。	一定規模以上の公共施設整備事業の実施に際して、PPP/PPF手法導入を優先的に検討することとする国の指針やガイドラインについて、あくまで優先的に検討することとを要請するものであり、義務付けるものではないことを明確にするよう求める。	【現行制度】 多様なPPP/PPF手法導入を優先的に検討するための指針(以下「指針」という。))において、概ね以下の内容が規定されている。 公共施設等を管理する人口10万人以上の地方公共団体は、指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、次に掲げる公共施設整備事業の基本構想、基本計画等での策定や公共施設等の運営管理の方針の見直しを行うに当たっては、優先的検討規程に従って、多様なPPP/PPF手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型方式に優先して検討することが行われるべきである。 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。) 【指針の位置付け】 「上あるお問い合せと回答」では、指針の位置付けについて、優先検討を求める通知(平成27年12月17日付府政経第886号総行地第154号)は、地方公共団体に対して検討を要請するものとの回答であるが、現行指針では、優先的検討規程を定める場合によるべき準則となっている。 また、国は、地方公共団体等における優先的検討の状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表するものとしていることから、当該指針は、実態上、地方公共団体が従うべき基準であるかのような期待がされていると懸念する。 【支障事例】 上記の事業費基準が定められた平成27年以降、建設費等の高騰により、施設整備等における事業費が上昇し、従来は対象外であったと想定される事業が基準額に達する事例が増加傾向にある。特にそのような事例において、PPP/PPF手法導入の検討を行うための事務手続きが必要となり、地方自治体の負担が増加している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisihin/seinobosyu/2023/seinobosyu_jokka.html</a>
RS	167	05.教育・文化	都道府県	岐阜県、三重県、大阪府、高知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	義務教育法及び公立高標準法により、養護教諭の配置基準が定められている中、養護教諭に求められる役割が、社会の変化に伴い「複雑化・多様化する」とも業務が増大しており、繁忙期を中心として負担感が増している。 特に、配置基準が可能な児童生徒数未満たない学校においては、その負担感が顕著であり、コロナ禍での児童生徒の健康管理、健康診断時期などの繁忙期の業務対応に苦慮している。 文部科学省では、令和5年度予算において新規に学校保健衛生部支援事業を立ち上げ、繁忙期や現役教諭の研修代替としてOB等を派遣できる経費の助成事業を創設したが、年度の途中で繁忙期や研修期間に当たって、必要資格を持った人材を確保することはかなり困難であり、学校現場の困りごとの恒久的な解消にはつながらない。	義務教育法及び公立高標準法により、養護教諭の配置基準が定められている中、養護教諭に求められる役割が、社会の変化に伴い「複雑化・多様化する」とも業務が増大しており、繁忙期を中心として負担感が増している。 特に、配置基準が可能な児童生徒数未満たない学校においては、その負担感が顕著であり、コロナ禍での児童生徒の健康管理、健康診断時期などの繁忙期の業務対応に苦慮している。 文部科学省では、令和5年度予算において新規に学校保健衛生部支援事業を立ち上げ、繁忙期や現役教諭の研修代替としてOB等を派遣できる経費の助成事業を創設したが、年度の途中で繁忙期や研修期間に当たって、必要資格を持った人材を確保することはかなり困難であり、学校現場の困りごとの恒久的な解消にはつながらない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【環境省】  (5)特定外来生物防除等対策事業交付金  特定外来生物防除等対策事業交付金については、以下のとおりとする。  ・交付申請期間については、年度当初からの事業着手を可能とすることも含め、申請等のスケジュールの前倒しについて、特定外来生物の防除に関する科学的及び実務的な観点から検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  ・令和6年度の当該交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、交付決定前着手届に係る手続を可能な限り早期に行う。</p>	<p>&lt;令8&gt;  <b>4【環境省】</b>  (13)特定外来生物防除等対策事業交付金  特定外来生物防除等対策事業交付金については、事業の早期着手に資するため、申請スケジュールの前倒し、交付決定前着手の弾力的運用、交付対象事業の審査基準の公表、審査体制の充実等の運用改善を行い、地方公共団体に通知した。  [措置済み(令和6年11月28日付け環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室事務連絡)]</p>	<p>申請スケジュールの前倒し、交付決定前着手の弾力的運用、交付対象事業の審査基準の公表について、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【環境省】令和7年度以降における特定外来生物防除等対策事業(交付金)について(令和6年11月28日付け環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室事務連絡)  【環境省】令和7年度特定外来生物防除等対策事業(交付金)の申請スケジュールについて(別紙1)  【環境省】特定外来生物防除等対策事業における交付決定前着手届の弾力的運用に係る補足について(別紙2)  【環境省】交付対象事業の審査基準の公表について(別紙3)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunko-suishin/etanbooyu/2023/4561jstuchi.html#5_163">https://www.cao.go.jp/bunko-suishin/etanbooyu/2023/4561jstuchi.html#5_163</a></p>	<p>環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室</p>
<p>【内閣府】  (3)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平11法117)  地方公共団体が公共施設等の整備等を行う際に優先してPPP/PEI手法を検討するための手続及び基準等(以下この事項において「優先的検討規程」という。)の策定については、地方公共団体がその実情に応じて優先的検討規程の策定及び運用の判断が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年中に周知する。</p>		<p>「PPP/PEI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和3年6月21日付府政経シ第401号、総行地第92号)」のほか「PPP/PEI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和5年7月24日付府政経シ第419号、総行地第119号)」において、地方自治法に基づく技術的な助言に留意する旨を示した。  また、令和6年6月27日開催の第1回 全国都道府県・指定都市PEI担当者会議)において、都道府県・指定都市のPPP/PEI担当部局の課長級職員を対象に、優先的検討規程の趣旨・位置付けについて改めて説明した。</p>			<p>内閣府民間資金等活用事業推進室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R5	168	03.医療・福祉	都道府県	長野県、須坂市	こども家庭庁	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法(昭和22年法律第16号)第3条 児童福祉施設及び児童養育施設等の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条	保育所において子育て支援研修修了者(児童福祉施設に在籍する保育士に代えて配置可能にする規制緩和)	年度途中の保育需要の増加や産前産後休業・育児休業による保育士不足の解消を図るため、子育て支援研修修了者等、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を自治体の判断により保育士に代わって保育所に配置できよう。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条において規定されている保育所の人員配置基準を緩和すること。	児童福祉法では、保育所を含む児童福祉施設に配置する従業者及びその員数は、国が定める人員配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条)に従うこととされている。従業者については「(規定)の定数の範囲内(保育士)または保育士に相当する資格を有する者(保育士)である」と規定されている。1歳児以下(乳児)に対する人員配置基準については、1歳児は6対1から5対1へ、4歳児は4対1から3対1へ改善することにより、保育士の更なる処遇改善を検討するとしている。これによって保育士の負担軽減や保育の質向上が期待できるが、一方で、保育士の絶対数が限られている小規模保育所においては、保育士の確保が求められるケースにおいては、人員配置基準に従った体制を確保することがより困難となり、特種児増加に懸念がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku_yosha.html
R5	169	04.雇用・労働	都道府県	長野県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条	特定地域づくり事業協同組合制度における、同制度を活用する組合が定めた通年雇用を実現できない、派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が定めた通年雇用を実現できない、派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可してはく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとしている。派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。また、市町村は事業協同組合の組合員になることができます。組合員以外による組合事業の利用は年間組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡大することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が確保できない。さらに、こうした地域にも建設などの事業所は労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。このように農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣に関する要件の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	170	04.雇用・労働	都道府県	長野県	総務省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法第9条の2第3項	特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用割合の拡大	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が定めた通年雇用を実現できない、中小企業等協同組合法第9条の2第3項に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可してはく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとしている。派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。また、市町村は事業協同組合の組合員になることができます。組合員以外による組合事業の利用は年間組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡大することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が確保できない。さらに、こうした地域にも建設などの事業所は労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。このように農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣に関する要件の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	171	04.雇用・労働	都道府県	長野県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域人口急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第19条	特定地域づくり事業協同組合制度において組合が位置する市町村以外への派遣が可能な見直し	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が定めた通年雇用を実現できない、人口急減地域特定地域づくり推進法により規制されている組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可してはく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとしている。派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。また、市町村は事業協同組合の組合員になることができます。組合員以外による組合事業の利用は年間組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡大することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が確保できない。さらに、こうした地域にも建設などの事業所は労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。このように農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣に関する要件の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	172	03.医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	令和4年度医療介護提供体制改革推進交付金(医療分)の内示について(令和4年8月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課「医療事務連絡」)令和5年度地域医療介護総合確保基金(医療分)の配分方針及び調整要等の作成について(令和5年9月21日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・医療事務連絡)	地域医療介護総合確保基金(医療介護提供体制改革推進交付金(医療事業分))の内示時期の早期化	地域医療介護総合確保基金(医療介護提供体制改革推進交付金(医療事業分))について、年度当初から実施される事業もあることから都道府県への交付金の内示時期を早くし、年度当初の早期に配分額を示すこと。交付金は、「①1 病棟機能分化・連携推進事業」、「② 2 病棟機能再編支援事業」、「③在宅医療推進事業」、「④医療従事者確保事業」、「⑤勤務医労働時間短縮事業」の5つの事業区分ごとに配分されているが、都道府県が重要な事業を実施できず、特に②在宅医療推進事業、「③医療従事者 確保事業」の配分方針については予算算成作成に関わることから、これを早期に示すこと。	都道府県への交付金の内示時期が速く(4/28月5日)、事業の活用率に執行に支障があるほか、要望額全部が交付される保証がない状態である事業を実施することから事業者にも多大な負担をかけた状況が残り、事務負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	173	01.土地利用(農地除く)	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第24条	国土利用計画法第24条の規定による勧告を行う場合に必要と見られる義務付けの廃止	国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告を行う場合に必要と見られる義務付けの廃止を求める。	国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告は、土地利用審査会の意見を聴取した上で、原則3週間以内(最長6週間以内)にしなければならぬこととなっている。しかし、当該規定が勧告しない場合に行う勧告を行うことが困難である。このため、勧告は全国にも実効性がない。また、国土利用計画法第27条の2の規定による勧告では、従わない場合の担保が国土利用計画法上ないため実効性が不足する場合があるとされており、従わない場合には公表という担保を残している勧告を積極的に利用したいと考えているが、土地利用審査会の意見聴取を含め(原則3週間以内(最長6週間以内))という期間の短縮から、実質的に勧告制度が利用できず、やむなく勧告にとどまっている。当該点において、勧告より対応すべきとした助言による事例としては、以下の【具体事例】 届出に係る土地は、農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律第8条)において農用地区域に含まれていた土地であったが、当該届出に係る土地利用目的(太陽光パネルの設置)は当該計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の公正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障が生じると認められた。一方、当該契約段階で事業の初期段階であったことから、市町村においては当該土地について、その時点で農用地除外する不明なことであり、当該土地は勧告も含めて検討したが、時間的な制約等により助言にとどまった。勧告は、公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合に限られているため、勧告要件に該当するかの判断は土地利用審査会の意見を聴くまでもなく都道府県自ら判断が可能であり、かつ当該都道府県による判断で足りると考えられている。したがって、国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告前に必須とされている土地利用審査会の意見聴取の義務付けを廃止すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html
R5	174	01.土地利用(農地除く)	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	昭和54年6月25日付(国土利用計画法)第23条第1項の規定による事後届出の状況把握に係る土地取引規制実施設計システムについて、データを入力したEXCELファイルにシステムに取り込めるようにするなど、入力容易性を高める機能の追加を求める。	国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況把握に係る土地取引規制実施設計システムについて、データを入力したEXCELファイルにシステムに取り込めるようにするなど、入力容易性を高める機能の追加を求める。	国土交通省は、国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況把握のために、毎月都道府県に対して、土地取引規制実施設計処理システムより出力したデータの提出による報告を求めている。当該システムは、国土利用計画法の事後届出の届出状況把握のために導入されたシステムであり、当該システムは稼働している。現状システムは直接入力ではなく、特に項目名(受理台帳コード)について、入力の際に誤差を許すエラー配列により、入力したデータから入力したとおりとし、起ること、業務の効率化を図ることができない状況となっている。国土事後届出の状況把握を必要とされており、都道府県が毎月の報告を行うこと自体は必要であると理解しているが、システムの仕様のために都道府県に必要以上の事務負担を生じさせることのないよう、都道府県の業務効率化のためのシステム改善を推進すべきであると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokoku.html	
R5	175	03.医療・福祉	都道府県	長野県、須坂市	こども家庭庁	B 地方に対する規制緩和	こども子育て支援法、費用の算定に関する基準(平成27年3月31日内閣府告示)第32条など	保育室に全国一律の公的基準を設ける見直し	保育室に全国一律の公的基準を設ける見直し(「参酌すべき基準」、「参酌すべき基準」)の見直し	県内市町村によっては、保育所入所を希望する保護者が多く、既存の施設の居室内面積が入所を希望する全ての児童を受け入れることが困難な状況が生じている。	—
R5	176	01.土地利用(農地除く)	都道府県	長野県	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の申出対象となる区域の追加	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公法」といふ。)第5条第1項の地方公共団体等に対する土地の買取り等の申出の対象となる土地に、地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加することとを求める。	現行制度では都市計画区域外が申出の対象としないことから、次のような支障が生じており、結果的に公有地の取得に遅れが生じている。 ①都市計画区域外にない市町村を合併した市町村の区域において、市町村が道の駅や診療所を設置しようとする場合、これらの事業の地権者は当該申出をすることができないことから、これらに事業に協力しても、公法に基づいて都市計画区域外の地権者が受けられる規制上の特例を受けられない。 ②都市計画区域でない区域における公有地取得の対象となる土地は、土地収用法第20条の事業の認定を受けることによる規制上の特例を活用することができない状況となっている。 ③都市計画区域外にない土地の買取りについては、金額の定めがあること、市町村の負担は大きく、事業の認定を行う都道府県においても、認定事務は現地調査の実施、認定内容の公告が必要となること、事務量が多く、負担が大きい。 地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加すれば、都市計画区域外においても申出の対象とすることができることから、これらの支障は解決するものと考えられる。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (従来年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省(20)】【厚生労働省(40)】 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項、以下この事項において「組合」という。)については、以下の措置を講ずる。 *職業能力開発の一環として行う在籍型出向により、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を、都道府県労働局及び都道府県に令和5年度中に通知する。</p>	<p>特定地域づくり事業協同組合制度において、特定地域づくり事業協同組合の職員が在籍型出向により建設業に従事する場合における留意点等を都道府県労働局及び都道府県宛に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】【総務省】特定地域づくり事業協同組合の職員が在籍型出向によって建設業に従事する場合の留意点等について(令和6年3月29日付け厚生労働省職業安定局給調調整事業課長、総務省地域力創造グループ地域振興室長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_169</p>	<p>総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 厚生労働省職業安定局給調調整事業課</p>	
<p>【総務省(20)】【経済産業省(8)】 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項、以下この事項において「組合」という。)については、以下の措置を講ずる。 *組合の職員を組合員以外の者へ派遣する際の員外利用規制の組合制度への適用の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目的とし、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令7&gt; 4【総務省(30)】【経済産業省(10)】 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項)の職員を組合員以外の者のうち関係市町村等へ派遣する場合の員外利用規制の適用については、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額が、その事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の50以内に緩和された。</p>	<p>【総務省】「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通知)」(令和7年3月31日付け総務大臣通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_170</p>	<p>総務省自治行政局地域自立応援課 中小企業庁経営支援課</p>	
<p>【総務省】 (20) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項、以下この事項において「組合」という。)については、以下の措置を講ずる。 *区域外派遣(19条)の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					<p>総務省自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課</p>
<p>【厚生労働省】 (28) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金 以下に掲げる交付金等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、毎年度可能な限り早期に内示を行う。 *医療介護提供体制改革推進交付金(6条) *医療施設等施設整備費補助金 *医療施設等設備整備費補助金 *医療提供体制施設整備交付金 *医療提供体制推進事業費補助金</p>		<p>医療介護提供体制改革推進交付金について、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、令和6年度から可能な限り早期に内示を行った。</p>			<p>厚生労働省医政局地域医療計画課</p>
<p>【国土交通省】 (12) 国土利用計画法(昭49法92) (イ) 土地の利用目的に関する勧告(24条)については、その必要性の判断が円滑に行えるよう、都道府県及び指定都市における優良な取組事例を把握し、都道府県及び指定都市に令和5年度中に周知する。</p>		<p>令和5年10月に実施した「国土利用計画法に基づく勧告及び助言の実施に係る効率化等のためのアンケート調査の結果に基づき、令和6年3月6日付け事務連絡「国土利用計画法第24条に基づく勧告に係る事務の円滑化に資する取組について(周知)」にて、勧告に係る事務の円滑化のための優良事例を都道府県及び指定都市に周知した。</p>	<p>【国土交通省】「国土利用計画法第24条に基づく勧告に係る事務の円滑化に資する取組について(周知)」(令和6年3月6日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_173</p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局土地政策課</p>
<p>【国土交通省】 (12) 国土利用計画法(昭49法92) (ロ) 土地売買等の事後届出(23条1項)に係る当該届出内容の国への報告については、その際に使用する土地取引規制実態統計処理システムの改修など、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令7&gt; 4【国土交通省】 (29) 国土利用計画法(昭49法92) (イ) 土地売買等の事後届出(23条1項)に係る当該届出内容の国への報告については、都道府県等による届出書の記載内容に係る入力事務を不要とするため、電子的な届出情報を自動で取り込むことができるよう、令和7年度中に土地取引規制実態統計処理システムを改修する。</p>	<p>土地売買等の事後届出(国土利用計画法23条1項)に係る当該届出内容の国への報告については、都道府県等による届出書の記載内容に係る入力事務を不要とするため、電子的な届出情報を自動で取り込むことができるよう、令和7年度中に土地取引規制実態統計処理システムを改修を行った。</p>	<p>「国土利用計画法に基づく事後届出に係る土地取引規制実態統計処理システムへの取込み機能の追加について」(令和7年12月26日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#r5_174</p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局土地政策課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
RS	177	05.教育・文化	都道府県	福岡県、宮城県、福島県、九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認定)、同法第22条(役員欠格)、同法第28条(規則変更の承認)、同法第81条(解散命令)、同法第92条(2事務の区分)(別項8)	宗教法人法への暴力団排除規定の通知	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(暴力団員等に関する法律)の別項)の役員が暴力団員等であった日から五年を経過しない者をいう。(以下同様。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行う。 【改正案1】 宗教法人の欠格事由として (1)役員のうち暴力団員等に該当する者がいるもの (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。(※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(第6条と同内容)) 【修正案2】 (1)宗教法人第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること (2)宗教法人第81条の解散命令事由に「暴力団員等」の事業活動を支配するものを追加すること	【現状】 法定事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを管理している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。国が示すとおり、現行制度上でも解散請求や認証拒否を行うことができる規定は存在するが、暴力団等が関与した結果生じた反社会的事由に対しての対応や脱税等の行為に悪用される恐れのある不活動法人に対しての対応は一定程度所轄庁の権限で行うことができ、一方で、「由に暴力団等が関与している事実のみをもって、所轄庁の権限で規則の認定を拒否するなど、その関与を未然に防ぐ措置をとることは法上困難である。 【具体的な支障事例】 (1)宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金と活動を過去に発している別法人(2, 3, 4)。(2)暴力団員立時、政教令において、暴力団は直接的には関与せず、実効を及ぼしている場合など規則の変更認証手続きなどが形式的に適切になされた場合、仮に調査の結果、暴力団員の関与が分かったとしても、認証拒否等の対応が困難である。 別添5に示すとおり、過去に福岡県内の宗教法人に暴力団関係者が関与している疑いがあると県民から情報提供があったが、県警察に照会する権限がなく、認証拒否することができなかった。このため、認証後の現在も宗教活動を行っている団体は、特段の対応ができない状況である。なお、県警察への照会により暴力団関係者の関与が明らかになったとしても、直接的な反社会的行為がなければ、役員欠格事項の規定がな 【現状】では、認証拒否することはできなかったと思われる。 別添6の事例によると、県警察から代表役員が暴力団との関与が疑われる等の情報提供があったが、直接的な反社会的行為がなく、規則の変更認証手続きなども適切になされていたため、認証拒否の対応ができなかった。 なお、当該件は、文化庁の「不活動宗教法人対策推進事業」を活用するなど、不活動法人の解散命令申立や不活動法人の調査を行うなど、不活動法人対策を進めているところ、不活動法人と反社会的団体との関連の疑いがあった場合には、宗教法人法上、不活動を事由に解散命令請求を行うことができるものの、事務所備え付け書類等を毎年所轄庁に提出するなど宗教活動を継続して行っている団体の場合には、公共の福祉に反する行為を行う等しい限り対応することができず、上述のとおり、予防的措置を講ずることができない状況。 (3)法人設立において規則の変更申請が無い場合についても、所轄庁において行使する権限が無き暴力団等の関与を防ぐ措置をとることが困難である。 【類似法人状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。 【新たな社会構造的変化】 当該事業がマスコムや国策にて取り上げられた。 (1)令和5年2月6日の産経新聞・朝刊(2面及び22面)において、「本県など9県が、宗教法人法への暴力団排除規定を設けるよう要望しているが、国が認めていない旨の記事が掲載される(別添7)」「同年2月18日、職権評議委員会において、宗教法人の役員が暴力団関係者であることをチェックし、排除することは現行法上可能であるからの立憲民主党・憲法擁護議員の質問に対し、永岡文部科学大臣が答弁している。国が示すように、現行制度上でも解散請求や認証拒否を行うことができる規定は存在するが、暴力団等の関与により、脱税やマネーロンダリング等の犯罪が繰り返されていくとの懸念がある」旨を指摘した上で、上記1の件を取り上げ、国はきちんと受け止めて検討すべきだと、と発言(別添10)	
RS	178	03.医療・福祉	都道府県	福岡県、高知県、沖縄県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第94号)第5条第1項、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成26年厚生労働省告示第54号)、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	「医療介護提供体制改革推進交付金」について、過年度積立残を活用する場合に国へ提出する都道府県計画は、積立年度ペースではなく、事業の実年度ページのみを決定し、過年度の要請計画の策定を不要とすること	医療介護提供体制改革推進交付金の交付について(令和3年11月4日付厚生労働省医政1104第1号・厚生労働省発令1104第1号・厚生労働省発令1104第1号)の別紙「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」において、医療介護提供体制改革推進交付金の交付申請にあたっては、別に指示する期日までに交付申請書(写)及び関係書類の提出を求められているところである。現行制度では、地域医療介護総合確保基金管理運営要綱第5の(1)～(4)の規定のとおり、当該年度に実施する事業の財源として、過年度積立残を活用する場合、当該年度の計画を策定するとともに、過年度の計画を策定し変更する必要があり、大枚事務を担っている。 令和4年度において、変更が必要な年度の計画を25ページにわたり修正し、同様の作業を50年分で行うため(計画及び事後評価合わせて10資料分の修正)、事務作業と決裁過程を含めると1か月程度時間を要した。また計画変更は、地域医療介護総合確保基金管理運営要綱第5(2)に基づき、関係団体・学識経験者等で構成する会議において意見が語られているが、その際、「過年度の計画変更は、計画策定時から状況が変わっていることに加え、現在に至るまで複数回の変更を行っているため、計画資料を見ては内容が分かりにくい等の意見をいただいている。		
RS	179	09.土木・建築	指定都市	仙台市、札幌市、角田市、岩沼市、栗山島市、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、岐阜市、神奈川市、広島市、福岡市、熊本	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方税法附則第15条の第3項、第15条の9の3第2項	長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅(マンション)等の新築又は取得を行った場合の固定資産税の減額申請について、申告主体にマンション管理組合等の管理者等を加え、管理者等からの申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求めること	長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅(マンション)等の新築又は取得を行った場合の固定資産税の減額申請については、申告主体にマンション管理組合等の管理者等を加え、管理者等からの申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求めること また、令和5年度税制改正で創設されたマンション長寿化促進税制も同時に、管理計画認定マンションの管理組合等の管理者等による申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。	長期優良住宅の認定は、管理組合の管理者等が一括して申請のうえ住棟単位での認定を受けられる仕組みに変更された。一方で、当該住宅に係る固定資産税の減額の申告においては、管理者等からの申告は認められておらず、各区分所有者が自ら必要があるため、マンション棟で長期優良住宅の認定を受け、区分所有者全員が固定資産税の減額の申告をしなければならない。当然におお、区分所有者に係る長期優良住宅の認定実績、及び固定資産税の減額申告の有無は以下のとおり。 令和3年度は11棟(99戸(申告90戸、未申告9戸)) 令和4年度は11棟(88戸(申告21戸、未申告67戸)) これにより、平成29年に新築した長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅の場合、新築住宅の申告不要な5年間の減額措置が令和4年に終了するため、令和5年分の減額適用がないことへの問合せが未申告者から必ずと言っていいだけ寄せられている。建物の要件は満たしているにもかかわらず、未申告とだけで減額措置が終了することに納得が得られず、加えて隣戸の申告者は減額措置が適用されているに對する不満も大きい。 また、長期優良住宅の認定自体が令和4年に住棟認定へと変更されたこと、その声は益々大きくなると予想されている。 また、固定資産税担当部署において、旧制度の広報作業に100時間、住戸毎の申告受理及び審査作業に4時間、区分所有者への案内作業に4時間、決定通知発送作業に18時間を要して負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinabosyuu/2023/ceinabosyuu_jokoku.html
RS	180	03.医療・福祉	指定都市	仙台市、宮城県、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大塚市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本	こども家庭庁	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条～第61条	市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化	市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項となっている「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号)に関して、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込み」の算出等のための手引きにおいて「全国共通で量の見込みを算出することになっている地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みの算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとする」と	現状、計画の策定にあたり、各事業の量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込み」の算出等のための手引き(以下「手引き」という。))に基づき、ニーズ調査や人口推計、過年度の利用率等を踏まえ設定している。 【幼児保育・保育(手引き図表1の対象事業1～3)や放課後児童健全育成事業(手引き図表1の対象事業5)といった児童数推計と需要量が密接に関連している事業は、比較的精度の高い量の見込みを立定ることが可能であるが、その他の事業(手引き図表1の対象事業4、6～11)は、個人の利用意向等に左右される部分が大きいため、一定の精度をもった量の見込みを算出することが難しく、当該見込みとそれを踏まえた見込みとの乖離が大きいと見込まれている。また、上記の他、当該事業については、推計値に基づいてサービス提供体制を整えているというよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討していくことが基本となっており、策定した計画が十分に活用されているとは言えない状況である。 地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みの算出は、前述のように明確な算出根拠を示すことや精度の確保が難しい一方、その算出や計画策定に至るまでの作業負担が非常に大きく、それに対して得られる効果が極めて小さいのが現状である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinabosyuu/2023/ceinabosyuu_jokoku.html
RS	181	10.運輸・交通	指定都市	仙台市、宮城県、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、北九州市、熊本	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第16条第1項に関連する別表	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の算定に拠り地域窓口管理経常費用で用いられる東北ブロックの地区区分表(見直し)を定めること	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等の算定に拠り地域窓口管理経常費用で用いられる東北ブロックの地区区分表(見直し)を定めること また、宮城県だけでなく他の地方公共団体においても、同様の支障が生じているため、地域の実情に応じた地区区分の見直しを求める。	【現行制度について】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という)における赤字路線への運行経費に対する補助である「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の補助対象経費用算定に拠り東北ブロックの地区区分表(見直し)を定めること、適用地域が青森県、岩手県、宮城県及び福島県で構成される東北ブロックと位置づけられている。 【支障事例】 東北ブロック単価は、適用地域の各県における民間バス事業者の単車走行キロあたりの標準経常費用の平均値から算出されており、宮城県は都心部の交通渋滞による走行速度の低下等の理由から、バス事業者の単車走行キロあたりの標準経常費用が高くなっている。このため、東北ブロック単価により補助対象経常費用の算定をした場合、実際の経常費用と大幅な乖離により、バス事業者の実際の収支では赤字となる系統が、算定上は黒字となるため、殆どの系統が補助対象とならない。 【制度改正の必要性】 現状では、当該補助金の対象となるバス事業者の系統のうち、14系統は、実際の収支では赤字だが、算定上は黒字となり補助対象とならず、移動手段の確保に向けた路線維持に苦慮しているという実態がある。 【支障の解決策】 東北ブロックの地区区分、地域の実情に応じた宮城県単車単価へ見直しを行うことで、持続可能な移動手段の確保に向けた支障の解決につながるかと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceinabosyuu/2023/ceinabosyuu_jokoku_yosou.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (27) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) (28) 地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(4条1項。以下この事項において「都道府県計画」といふ。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余额について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当できることとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 【厚生労働省】 (42) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(4条1項。以下この事項において「都道府県計画」といふ。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余额について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。 [措置済み(令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知)]</p>	<p>都道府県計画(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律4条1項)及び地域医療介護総合確保基金(同法6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余额について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営についての一部改正について(令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5ft-tsuchi.htm#5_178">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5ft-tsuchi.htm#5_178</a></p>	<p>厚生労働省保険局医療介護連携政策課</p>
<p>【総務省】 (7) 地方税法(昭25法226) (8) 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置(附則15条の7)については、申告の在り方について検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 【総務省】 (8) 地方税法(昭25法226) (1) 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置(附則15条の7)については、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出が、減額措置の要件に該当する認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした。 [措置済み(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号))]</p>	<p>新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当する認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした。 [措置済み(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号))]</p>	<p>【総務省】(官報)地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5ft-tsuchi.htm#5_179">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5ft-tsuchi.htm#5_179</a></p>	<p>総務省自治税務局固定資産税課</p>
<p>【子ども家庭庁】 (14) 子ども子育て支援法(平24法65) (1) 市町村子ども子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出については、市町村(特別区を含む。)の判断により、利用希望把握調査以外の手法を用いることも可能であること及び個別の事業ごとの具体的な代替手法の例を通知した。 [措置済み(令和5年9月20日付け子ども家庭庁成育局総務課事務連絡)]</p>		<p>市町村子ども子育て支援事業計画における量の見込みの算出については、市町村(特別区を含む。)の判断により利用希望把握調査以外の手法を用いることも可能であることを周知するとともに、個別の事業ごとの具体的な代替手法を例示した。</p>	<p>【子ども家庭庁】第三期市町村子ども子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(別紙)について(送付及び意見照会)(令和5年9月20日付け子ども家庭庁成育局総務課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5ft-tsuchi.htm#5_180">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5ft-tsuchi.htm#5_180</a></p>	<p>子ども家庭庁成育局総務課</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【デジタル庁(8)(ロ)】総務省(17)(ロ)】電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カードの記載事項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2条7項及び同法施行令1条)の見直しや同カードに掲載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間の延長については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づいて設置された「次期個人番号カードタスクフォース」において検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【文部科学省】(4)教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法132)地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減及び作業時間を確保する観点から、以下のとおりとする。 ・地方公共団体に対して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務連絡について、複数の事務連絡を集約し、早期に発出した。【措置済み(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)】 ・需要数報告に係る事務の効率化による負担軽減を図るため、当該事務に係る新たなシステムを令和7年度からの運用に向けて構築する。 ・当面の措置として、市区町村教育委員会における当該事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に令和5年度中に要請する。</p>		<p>1)ボツ目について、地方公共団体に対して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務連絡について、複数の事務連絡を集約し、早期に発出した。 2)ボツ目について、当該事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のための新たなシステムを構築した。 3)ボツ目について、市区町村教育委員会における教科書の採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に通知した。</p>	<p>【文部科学省】令和6年度使用教科書の採択事務処理について(通知)(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知) 【文部科学省】教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【文部科学省】令和7年度使用教科書の採択事務処理について(通知)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知) 【文部科学省】教科書需要集計及び教科書需要集計一覧表等の様式の一部改正について(通知)(令和7年3月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2023/r561tsuchi.htm#5_183">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2023/r561tsuchi.htm#5_183</a></p>	<p>文部科学省初等中等教育局教科書課企画係</p>
<p>【総務省】(12)住民基本台帳法(昭42法81)(ロ)住民基本台帳ネットワークシステム利用端末については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、障害発生時に、現場に行かずとも手元の機器から障害解析用のログを取得できる機能の実装等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 【総務省】(12)住民基本台帳法(昭42法81)(ロ)住民基本台帳ネットワークシステム利用端末については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和7年度中に、障害が発生した際に障害解析用のログを別の端末から専用回線を通じて取得できる機能を実装する。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム利用端末については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、障害が発生した際に障害解析用のログを別の端末から専用回線を通じて取得できる機能を実装した。</p>			<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>【警察庁】(2)道路交通法(昭35法105)駐車許可(45条1項ただし書)の手続の簡素合理化については、以下のとおりとする。 ・申請者の負担を軽減する観点から、令和5年度中に「訪問診療等」に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)(平31警察庁交通局交通規制課長通達)を廃止し、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両及び提出が不要な説明書類を更に明確化した新たな通達として都道府県警察に対して通知する。また、関係団体等に対し、新たな通達の趣旨について広く周知を図る。 ・駐車許可に係る申請手続のうちオンライン申請ができていないものについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、オンライン申請を可能とする方向で検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令5&gt; 【警察庁】(2)道路交通法(昭35法105)駐車許可(45条1項ただし書)の手続の簡素合理化については、以下のとおりとする。 ・申請者の負担を軽減する観点から、令和5年度中に「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(平31警察庁交通局交通規制課長通達)を廃止し、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両及び提出が不要な説明書類を更に明確化した新たな通達として都道府県警察に対して通知する。また、関係団体等に対し、新たな通達の趣旨について広く周知を図る。 ・駐車許可に係る申請手続のうちオンライン申請ができていないものについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、オンライン申請を可能とする方向で検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令6&gt; 【警察庁】(3)道路交通法(昭35法105)駐車許可(45条1項ただし書)に係る申請手続のうちオンライン申請ができていないものについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、オンライン申請を可能とする。</p>	<p>新通達の発出を行い、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両に訪問介護車両等が含まれることを明確にするともに、提出が不要な説明書類を更に明確化して都道府県警察に対して通知した。また、厚生労働省の協力を得て、新通達の趣旨につき、関係団体等への周知を行った。 また、駐車許可に係る申請手続のうちオンライン申請ができていないものも含め、警察庁政務システムオンライン化システム(令和7年12月15日運用開始)において、オンライン申請を可能とした。</p>	<p>【警察庁】訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)(令和6年3月22日付け警察庁交通局交通規制課長通達)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2023/r561tsuchi.htm#5_186">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2023/r561tsuchi.htm#5_186</a></p>	<p>警察庁交通局交通規制課</p>
<p>【国土交通省】(4)建築基準法(昭25法201)(イ)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において農作業のために必要な小規模の休憩施設、便所又は倉庫を建築する場合における特例許可(48条1項から3項)については、許可実績に関する調査の結果を踏まえ、当該特例許可の参考となる情報を、特定行政庁に令和5年度中に通知する。</p>		<p>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において農作業のために必要な小規模の休憩施設、便所又は倉庫を建築する場合における特例許可(48条1項から3項)については、許可実績に関する調査の結果を踏まえ、当該特例許可の参考となる情報を、特定行政庁に通知した。</p>		<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2023/r561tsuchi.htm#5_188">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2023/r561tsuchi.htm#5_188</a></p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
RS	189	11.総務	中核市	中核市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある収収取次金融機関の担保提供規定の緩和	【現行制度について】 当初の下水道事業は令和2年度に公営企業会計を適用したことに伴い、地方公営企業法に基づき、公金の収納及び支払事務を担う出納取扱金融機関と、収納事務を取り扱う取納取扱金融機関を指定し、その金融機関が地方公営企業に係る公金の事務を取り扱っている。 地方公営企業法施行令第22条の3の規定により、出納取扱金融機関及び取納取扱金融機関には担保の提供が義務付けられている。 一般会計及び各種別会計では、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、各金融機関から公金の収納及び支払事務を担う取納取扱金融機関と、収納事務を担う取納代理金融機関を指定し、その金融機関が公金の事務を取り扱っている。しかし担保の提供義務は、地方自治法第168条の2第9項に基づき、指定金融機関のみには規定されている。 【支援事例】 担保提供義務の規定を理由として、既に当市の一般会計及び各種別会計を取り扱っている取納代理金融機関から、取納取扱金融機関の契約を断られる事例があった。 【更新制度の概要】 近年、金融機関が公金の取扱いから撤退する中、公金を取り扱う金融機関の存在は益々重要になると考えられる。 当該規定を理由として取納取扱金融機関の契約が締結できず、取り扱う公金より納付できる金融機関が異なることは、市民の立場から不合理であると考えられる。 そこで、担保提供の有無を各自治体と金融機関間の契約により決定することができれば、取納取扱金融機関の負担が減らそうとすることができ、契約に向けた交渉が進めやすくなるものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokka.html
							03.医療・福祉	都道府県	福井県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和
RS	191	02.農業・漁業	都道府県	岡山県、福島県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域法第2条第1項、同法施行規則第4条第5項、同法施行規則第4条第6項、同法施行令第4条第1項第2号および同法施行規則第37条	農業振興地域の整備に関する法律(昭和25年法律第100号)第4項、同法施行令第8条第2項、同法施行規則第4条の5第1項、農用地利用調整法第4条の5第1項、農用地利用調整法施行令第4条の5第1項	農業振興地域の整備に関する法律における「農用地等」の定義が適用されることが適当な土地を含まない土地に、「流通業務の総合化及び効率的な促進に関する法律」に規定する特定流通業務施設の用に供する土地の位置付けの見直し	流通業務総合化促進事業の用に供する施設である特定流通業務施設(流通業務の総合化及び効率的な促進に関する法律(以下「物流総合化促進法」という。))第2条第1項が立地可能な場所は高速自動車国道及び幹線道路等の幹線の交通を調節する機能を有する社会資本等の用に指定されているが、当該指定地域が多岐にわたるため、開発行為には原則として都道府県知事等による許可が必要となる。また、物流総合化促進法の規定により、特定流通業務施設の用に供する開発行為は「通常開発」として許可し、強制的な開発行為(「開発許可制度適用指針(一)〜1」)とされている。 一方、上記特定流通業務施設の用に供する土地は、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)上の農振除外手続が、農用地域内農振法ではなくて農地である場合には、農地法上の農地転用許可手続が必要となる。現在の法制度下、特定流通業務施設は農振法及び農地法上の農振除外手続が容易ではない。このため、農振法及び農地法を統合し、農振除外手続を共通化し、農振除外許可を可能とする運用としているが、計画農業者の負担が大きく、開発を促進するまでに時間差を要するものとなっている。例えば、地城末未投資促進法に基づき土地利用調整を要する地域経済者引継ぎ事業計画の作成を要しており、地域経済者引継ぎ事業の促進(地城末未投資促進法第4条、第5条)や土地利用調整計画(同法第11条第1項)の作成等の手続が多く、事業者及び地方公共団体に多大な時間と労力を使わされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokka.html
							03.医療・福祉	都道府県	岡山県、福山県、長野県、岐阜県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和
RS	193	08.消防・防災・安全	都道府県	岡山県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	全国交通安全運動推進要綱の早期情報提供等	全国交通安全運動推進要綱の早期情報提供等	春及び秋の全国交通安全運動推進要綱について、案段階で早期に情報提供を行うこととは要綱決定時期を前倒しすること。	【現行制度について】 全国交通安全運動推進要綱(以下「国要綱」という。)は、春は2月1日、秋は7月1日に中央交通安全対策協議会交通対策本部において決定されており、県では本要綱をもとに県の要綱を県交通安全対策協議会において策定している。 【支援事例】 例年の運動期間は、春は4月6日から15日、秋は9月21日から30日だが、地方独自の施策を実施する場合、国要綱の決定後に、その内容を踏まえて準備作業を行う必要があり、広報資料の作成や関係団体との調整といった一定期間の準備期間が必要となる。また、国要綱は毎年、全国的な交通安全情勢等を踏まえて運動重点等が変更されており、仮に都道府県において先行的に準備した場合も、後々になって国要綱の内容を踏まえた修正等の手戻りが発生する可能性があるなど、要綱発出前に準備を整えておくは困難である。 【支援事例】 都道府県では、現行より2週間程度早期に国要綱を案段階で提供する。又は国要綱の決定時期を前倒していただく。特に春は新年度の人事異動直後に交通安全運動を実施することとなり、関係機関との協議・調整が可能な期間が限られていることから、運動の準備と円滑な実施に向けて1月中旬までの情報提供を希望する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokka.html
							09.土木・建築	都道府県	岡山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和
RS	195	09.土木・建築	都道府県	岡山県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路メンテナンス事業補助制度要綱	道路メンテナンス事業補助制度に定義される「構造物」に該当しない、橋長2m以上かつ土被り1m以上の規模の構築物(カナルバート)についても、補助の対象とする。	道路メンテナンス事業補助制度要綱(以下「要綱」という。)は、春は2月1日、秋は7月1日に中央交通安全対策協議会交通対策本部において決定されており、県では本要綱をもとに県の要綱を県交通安全対策協議会において策定している。 【支援事例】 例年の運動期間は、春は4月6日から15日、秋は9月21日から30日だが、地方独自の施策を実施する場合、国要綱の決定後に、その内容を踏まえて準備作業を行う必要があり、広報資料の作成や関係団体との調整といった一定期間の準備期間が必要となる。また、国要綱は毎年、全国的な交通安全情勢等を踏まえて運動重点等が変更されており、仮に都道府県において先行的に準備した場合も、後々になって国要綱の内容を踏まえた修正等の手戻りが発生する可能性があるなど、要綱発出前に準備を整えておくは困難である。 【支援事例】 都道府県では、現行より2週間程度早期に国要綱を案段階で提供する。又は国要綱の決定時期を前倒していただく。特に春は新年度の人事異動直後に交通安全運動を実施することとなり、関係機関との協議・調整が可能な期間が限られていることから、運動の準備と円滑な実施に向けて1月中旬までの情報提供を希望する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokka.html	
							02.農業・漁業	都道府県	岡山県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和
RS	197	05.教育・文化	都道府県	京都府	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育費調査要綱第5	地方教育費調査の隔年及び説明書の記載の明確化	地方教育費調査(統計法(平成19年法律第53号))に基づく一般統計調査における教育費調査及び生涯学習関連調査について、毎年実施の隔年実施に変更すること。 また、調査における「教職員」の定義を明確化すること。	本調査の報告にあたっては、都道府県及び市町村教育委員会、都道府県立学校それぞれにおいて、資料の収集や項目別数値の集計・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力が必要である。本調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検証するための基礎資料を有するものとしており、毎年実施することの有用性も事業負担を改めて比較検討いただきたい。 また、調査作成にあたっては、学校教育費調査要綱(A-1人件費)により給与等々との四項目に分類するが、教職員の定義については、現行の説明書に明確に記載がなく、別紙質疑応答集上で「教職員の定義について、本調査と学校基本調査の定義はおおむね同じであるが、例えば本調査の対象である学校給食センターの職員を、学校基本調査では対象としない」と異なる取扱いをする場合があることとなり、本調査と学校基本調査の担当が異なる場合は整合性を保つて困難である。恒常的に誤謬が生じており、分類の判断が難しく、効率的な事務処理につながっていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jokka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(9) 地方官企業法(昭27法292) 収取取扱金融機関の担保提供義務(施行令22条の3第2項)については、令和6年中に政令を改正し、これを廃止する。</p>	—	令和6年12月6日に政令(地方官企業法施行令)を改正し、収取取扱金融機関の担保提供義務(施行令22条の3第2項)を廃止した。	【総務省】地方官企業法施行令の一部を改正する政令新旧対照表文	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_189">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_189</a>	総務省自治財政局官企業課
—	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】</p> <p>(31) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) (ii) 結核に係る定期的健康診断の通報又は報告(53条の7)の頻度(施行規則27条の5第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、現行の月1回から頻度を減らすことについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令7 &gt;  <b>【厚生労働省】</b>  (57) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)  (ii) 結核に係る定期的健康診断の通報又は報告(53条の7)の頻度(施行規則27条の5第1項)については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度中に省令を改正し、現行の月1回から年1回とする。</p>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第10号)を令和8年2月3日付で公布し、地方からの提案どおり、結核定期健康診断については、月1回から頻度を減らし、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに取り組み、同年4月10日までに通報又は報告することとした。(令和8年4月1日より施行)	【厚生労働省】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第10号) 【厚生労働省】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(公布通知)(令和8年2月3日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_192">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_192</a>	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課結核対策推進課結核対策係
<p>【内閣府】</p> <p>(2) 交通安全対策基本法(昭45法110) 春の全国交通安全運動については、地方公共団体の負担軽減を図るため、令和6年から実施要綱の決定及び通知を可能な限り前倒しする。</p>	—	春の全国交通安全運動については、地方公共団体の負担軽減を図るため、令和6年から実施要綱の決定及び通知を可能な限り前倒しした。	【内閣府】令和6年春の全国交通安全運動推進要綱(令和6年1月18日中央交通安全対策会議交通対策本部決定) 【内閣府】令和7年春の全国交通安全運動推進要綱(令和7年1月17日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_193">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_193</a>	内閣府政策統括官(共生・共助担当)付交通安全啓発担当
<p>【国土交通省】</p> <p>(18) 道路メンテナンス事業補助制度 道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、「道路局所管補助金等交付申請について(平13国土交通省道路局長通知)」に定める「事業箇所別調査(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調査【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱(令2国土交通省道路局長通知)」に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令6 &gt;  <b>【国土交通省】</b>  (16) 道路メンテナンス事業補助制度 道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「道路局所管補助金等交付申請について(平13国土交通省道路局長通知)」に定める「事業箇所別調査(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調査【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、同要綱に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とした。</p>	道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「道路局所管補助金等交付申請について(平13国土交通省道路局長通知)」に定める「事業箇所別調査(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調査【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱(令2国土交通省道路局長通知)」に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とする。また、令和6年1月15日に開催した令和5年度鳥獣被害全国会議において周知した。	【国土交通省】道路メンテナンス事業補助制度要綱(令和6年2月6日付け国土交通省道路局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_194">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_194</a>	国土交通省道路局路政課、国道・技術課、国道・技術課道路メンテナンス企画室
—	—	—	—	—	—
<p>【農林水産省】</p> <p>(12) 鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法については、捕獲従事者が捕獲確認アプリケーションを用いて地方公共団体へ報告することが可能であることを明確化するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平20農林水産省生産局長通知)を令和5年度中に改正するとともに、捕獲確認アプリケーションにより出力されたデータをもって捕獲確認書とすることが可能であることを、地方公共団体に令和5年度中に周知する。</p>	—	令和6年4月1日付け「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け農林水産省生産局長通知)」を改正し、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法について、捕獲従事者が捕獲確認アプリケーションを用いて地方公共団体へ報告することが可能であることを明確化した。また、捕獲確認アプリケーションにより出力されたデータをもって捕獲確認書とすることが可能であることを、令和6年1月15日に開催した令和5年度鳥獣被害全国会議において周知した。	【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱の一部改正について(令和6年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_196">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_196</a>	農林水産省農村振興局農政課鳥獣対策・農村環境課
<p>【文部科学省】</p> <p>(12) 統計法(平19法53) (1) 地方教育費調査については、その説明書等において、回答上の注意点の図示や当該調査の活用状況の紹介などの記載内容を充実させるよう検討し、令和6年度に実施する当該調査から反映させる。また、学校基本調査との人件費の定義の統一について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	地方教育費調査については、令和6年度調査より、説明書等において回答上の注意点の図示や当該調査の活用状況の紹介などの記載内容を充実させた。	【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)説明資料 【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)都道府県教育委員会用説明書 【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)都道府県立学校用学校教育費調査票説明書 【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)市町村教育委員会用説明書	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_197">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r56-tsuchi.htm#5_197</a>	文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
R5	198	05.教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子供の学習費調査要綱第2、第3の2、第6、第9	子供の学習費調査にかかる都道府県知事事務の廃止及び調査対象の見直し	子供の学習費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)について、都道府県を越えず文部科学省から直接学校へ調査依頼し、学校から直接回答するよう調査系統を変更すること。 また、公立幼稚園調査実施学校数を削減し、認定こども園を調査対象に追加するなどの見直しを行うこと。	例年、文部科学省の定める調査実施学校数に基づき無作為に選定した学校に、調査協力への理解を得ることに苦慮している。調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない等の調査票を集約し、提出確認できず、学校が効率的に調査票を回収できなかったりするなど、都道府県を越えることにより、調査対象保護者、調査実施校、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を越えず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。 また、現在、当県の公立幼稚園数・園児数は減少傾向であり、調査実施学校において調査対象園児数を満たさない園が多く、安定的な統計データの収集が難しくなっている。今後も幼児がいる家庭の教育費負担を軽減するため、(代わり)定年増加額にのみ対応義務を課せられたり調査対象に加えるなど、調査対象の変更を検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jekka.html
R5	199	05.教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	—	学校教員統計調査にかかる回答方法の見直し	令和4年度調査において、マクロ付き調査票(Excelデータ)を使って回答することになっていたが、パソコンやネットワーク環境の設定によっては、調査票をダウンロードする際マクロ機能が破損したり、クランクすればシステム→直接回答送付できる仕組みが上手く機能しないなどの不具合があり、学校からの問い合わせが多発し、その対応に時間を労力を非常に要した。特に幼稚園やこども園など、パソコン操作に不慣れた学校も多く、学校基本調査や地方教育費調査、社会教育調査などの統計調査と同様に、システムへの直接入力による回答とするなど、分かりやすく簡単な回答方法への変更を検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jekka.html	
R5	200	05.教育・文化	都道府県	岡山県、中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育費補助金交付要綱	要保護児童生徒援助費補助金に係る提出書類の簡素化	状況報告書(第7号様式)紙版、別紙(4)2と変更交付申請時に提出する事業計画書(第2号様式)1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であるにも関わらず、前者は令和4年度では令和4年12月2日、後者は令和5年2月3日をそれぞれ締め切りとして市町村で作成し、国に提出しており、状況報告書提出時から変更交付申請時まで状況の変更が無い場合、ほぼ同一の様式を二度作成することになり、事務作業が重複している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jekka.html	
R5	201	05.教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	—	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類の明確化及び事務処理の簡略化	必要書類の明示 年度当初1年間の事務処理についての連絡が文部科学省からあり、その際事業担当(市町村)とりまとめ担当(県)が提出する書類を一覧にしているが、要綱第4条第1項により実際に事業計画書を提出する際には一覧にない資料を事業計画書提出後に別途求められ、何度も国→県→市町村の間で照会や確認を行っている。 (例)市町村における補助の交付要綱、児童の名簿、パス通りの契約書等 長年の実務において、必要とする書類の届出は国→県→市町村間で行われていたと思われるので、補助の可否を審査する過程で必要な資料や確認事項があるのであれば、事前に明示してもらいたい。もしくは、明示しないのであれば、追加の書類提出を最低限のものに留めてもらいたい。 【変更交付申請事務の簡素化について】 事業状況の確認後、差額が生じた事業については変更交付申請(交付決定)を受けたとしても、変更交付決定をしない事業(補助対象児童の 변동があったとしても補助額に影響を及ぼさないもの)においても変更後の事業計画書(児童名簿)を求められ、県→市町村において書類作成等の事務が発生している。事業状況報告書の職員の職責と文科省も併用しているため、「全体として事務負担が軽減された場合と要望に基づき書類の変更交付決定等を行い、効率的な予算執行に努めるため」と思われるので、変更交付決定をしない事業における書類提出は不要と思われる。一律に事務処理を行うのではなく、全国の予算の執行状況を踏まえつつより明確で効果的な予算配分となるよう、事務を内部で取捨選択してから県→市町村に依頼したい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jekka.html
R5	202	03.医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	H4.3.13 第17号厚生省健康政策局指導課長通知	救急救命士が行う救急救命処置の範囲の見直し	救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置の具体的な範囲について、新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査を追加するよう見直しを求める。	【現行制度について】 現行の救急救命士法に基づいて救急救命士が行う救急救命処置の範囲については、厚労省課長通知においてその具体的な内容が列挙されているが、新型コロナウイルス抗原検査は含まれていない。 【支援事例】 大分県においても、第7設では救急処置困難症が急増し、発熱状態のある患者が10の病院に受入を断られ、翌日、重症熱中症で死亡するという発生も発生した。 【制度改正の必要性】 コロナの感染拡大の分類が変わる5月以降も、医療機関における感染対策は維持される見込みであり、救急搬送の更なる円滑化につながるためにも、救急救命士が抗原検査キットによる検査を実施できるよう、救急救命処置範囲を見直すことが求められる。 【支援の解決策】 救急救命処置範囲に「新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査」を追加することで支障が解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jekka.html
R5	203	03.医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	こども家庭庁	B 地方に対する規制緩和	令和4年2月18日子ども218第8号厚生労働省こども家庭庁等・児童家庭局長通知	児童養護施設における看護師配置基準の見直し	厚労省局長通知が定める児童養護施設における看護師配置基準について、2人以上の配置を後押しするよう見直しを求める。	【現行制度について】 児童の大多数が外国人である被虐待児や障害児が急増し、発熱状態のある患者が10の病院に受入を断られ、翌日、重症熱中症で死亡するという発生も発生した。 【制度改正の必要性】 コロナの感染拡大の分類が変わる5月以降も、医療機関における感染対策は維持される見込みであり、救急搬送の更なる円滑化につながるためにも、救急救命士が抗原検査キットによる検査を実施できるよう、救急救命処置範囲を見直すことが求められる。 【支援の解決策】 救急救命処置範囲に「新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査」を追加することで支障が解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jekka_yosan.html
R5	204	03.医療・福祉	都道府県	滋賀県	内閣府、こども家庭庁	B 地方に対する規制緩和	—	子どもの子育て支援法施行規則第1章第14条第2、(2)認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)	利用児童の大多数が外国人であり、母国語で、母国の教育・保育が行われている外国人向けの認可外保育施設においては、「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という基準を「外国の保育士資格を有する者等」に十分人取置数とし「日本の保育士資格を有する者を1名以上置数」といった基準に緩和すること。	児童の大多数が外国人である認可外保育施設は、基準上必要とされている保育従事者を確保することが極めて困難であり、幼児教育・保育の無償化の経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる見込みである。 保育士確保にあたっては、認可施設においても苦慮しているが、外国語で、外国の保育に対応できる有資格者を認可外保育施設で確保することが極めて困難な状況となっている。 当該施設では、母国の有資格者を配置することで保育の質と安全の確保に努めており、これまで、適切に施設運営されている。 当該教育・保育の無償化の制度の対象外となっており、外国人の子育てで家庭への負担が発生し、施設への利用料金の支払いが滞ることにより施設運営の存続も危がまれることになり、認可施設に馴染みがあった子どもたちが居場所を失ってしまつておぼやかし。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jekka_yosan.html
R5	205	03.医療・福祉	一般市	延岡市	こども家庭庁、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(制度の簡素化と事務の効率化)	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し	【現行制度】 処遇改善等加算Ⅰは、「教育・保育の提供に従事する人材の確保と資質の向上を図るために賃金水準を維持すること」を目的に、入所児童数や職員の平均経験年数に応じて変動する。 【支援事例】 加算に係る算定を行う市町村担当部署においては、保育現場での理解が進まずという声、各園の状況によっては、その都度、様々な疑問が生じており、各施設からの問い合わせへの対応も含め、多大な事務負担が生じている。 また、制度の複雑さから、様々な事業の精算事務が重なる年度末の短期間、給付費の各園への精算事務において返送させるを得ないケースもしばしば生じているなど事務の複雑化を招いており、その事務負担も大きい。 【制度改正の必要性】 加算算定に係る解釈において、例えば、職員個人の業績等に応じて変動するものは、賃金水準を下げることも可能となり、入所児童数の減少に伴う場合は、職員個人の業績に影響を及ぼすものとして、賃金を下げた加算要件は必要ないものとするが、その解釈も含め、児童数減少幅や減少期間、または職員個人の業績の影響の範囲など、煩雑かつ解釈においても差異が生じているなど、制度の簡素化が必要となる状況にある。 保育士の配置基準の見直しや「子ども誰でも通園制」の創設などが予定される中、今後、さらに保育人材の確保は急務であり、「長く働ける」職場環境の構築も目的とする「処遇改善等加算Ⅰ」における加算率の上昇や入所児童数を基礎とする加算算定方法については、市町村に賃金改善実績報告書を提出する必要がない。例えば、非常勤職員を含む全職員数に対して、統一報酬を乗じて算出する方法の見直しなど制度の簡素化をはじめ、解釈の部分をめぐる煩雑な算定方法の見直しによる事務の効率化についてご検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jekka.html
R5	206	03.医療・福祉	一般市	延岡市	こども家庭庁、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(加算算定方法の見直し)	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の運用の見直し	【現行制度】 処遇改善等加算Ⅰにおいては、賃金体系の改善を通じて「長く働ける」職場環境を構築し、もって賃の高い教育・保育の安定的な供給に資するとされているにも関わらず、現行の加算方法は、職員の平均経験年数が11年以上の場合とは同一とされており、長く働いても加算額が増えない制度設計になっている。 【支援事例】 職員個人の平均経験年数が11年を超えれば、そのため、職員の平均経験年数が11年を超え、加算率Ⅰ上限を超えている施設であっても、職員の定期昇給は行い必要があるが、処遇改善等加算Ⅰによる収入は増えないため、本来行うべきボーナスや定期昇給へ反映しづらい現状がある。 【制度改正の必要性】 出生数の減少などにより入所児童数の確保が困難な施設においては、職員個人の業績の低下を理由として賃金を下げることで「経営上の安定」にはつながらない。一方で、保育人材の確保が喫緊の課題である中、異なる待遇の悪化により人材確保が困難な「運営上の課題」を引き起こす要因もなっている。「経営上の安定」と「運営上の課題」の双方を維持・向上させるためにも、長く働くことにより保育人材の確保と資質の向上につながる必要があるが、早急な制度の再構築が必要である。 【支援の解決策】 出生数の減少や賃金改善及びコロナへの取組に応じた加算率の算定方法の技術的な見直しをはじめ、処遇改善等加算制度Ⅰ～Ⅲのそれぞれの目的を踏まえた制度の統合、さらには加算算定のシステム化も含めた制度の再構築の検討をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/teianbosyuu_jekka_yosan.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文部科学省】 (12)統計法(平19法53) (iii)子供の学習費調査については、以下のとおりとする。 ・調査票の回収に係る事務については、令和7年度の当該調査に向けて、都道府県の経由を要しない手法について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更することや、幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することについては、令和9年度の当該調査に向けて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 【文部科学省】 (19)統計法(平19法53) (i)子供の学習費調査については、以下のとおりとする。 ・調査票の回収に係る事務については、都道府県における開封及び封筒併用の負担軽減策を講じ、その旨を令和7年度中に都道府県に周知する。 ・令和9年度の当該調査に向け、調査票の回収業務を都道府県を経由せずに文部科学省において対応すること、調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更すること及び幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することを検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>1ポツ目 回収業務の一部（調査票開封・点検）については、都道府県の負担軽減となるよう、回収業務の一部を実施するための予算を確保し、令和7年7月、各都道府県に実施の連絡及び意向調査を行った上で、希望のあった都道府県の回収業務の一部を文部科学省で実施している。</p> <p>2ポツ目 令和9年度以降の子供の学習費調査に関する研究会（有識者会議）を設置し、以下の事項を検討中。（第1回：令和8年3月6日開催） ・紙の調査票を都道府県を経由せずに直接回収すること ・調査実施学校の選定方法を要変更すること ・幼保連携型認定こども園を調査対象に追加すること</p>	<p>1ポツ目 【文部科学省】「令和9年度以降の子供の学習費調査に関する研究会（第1回）」配付資料（抜粋）（令和8年3月6日）</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2023/456/tsuchi.htm#5_198">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2023/456/tsuchi.htm#5_198</a></p>	<p>文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付</p>
<p>【文部科学省】 (12)統計法(平19法53) (iv)学校教員統計調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和7年度実施予定の次回調査に向けて、回答方法を見直し方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令7&gt; 【文部科学省】 (19)統計法(平19法53) (i)学校教員統計調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和7年度調査より、マクロ付きExcel形式からブラウザ上で回答可能なHTML形式の電子調査票に変更を行うとともに、説明会においてその旨を周知した。 【措置済み(令和7年6月18日)令和7年度学校教員統計調査担当者向け説明会】</p>	<p>学校教員統計調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和7年度調査より、マクロ付きExcel形式からブラウザ上で回答可能なHTML形式の電子調査票に変更を行うとともに、説明会を行うとともに、説明会においてその旨を周知した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付</p>
<p>【文部科学省】 (18)要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)及び特別支援教育就学奨励費補助金については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭62文部省)を改正し、状況報告書が事業計画書と兼ねるよう、様式の一体化を行うとともに、変更交付申請において、状況報告書の内容から変更がない場合には、状況報告書を事業計画書とみなすことを可能とした。 【措置済み(令和5年10月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】</p>	<p>—</p>	<p>要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)及び特別支援教育就学奨励費補助金については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭62文部省)を改正し、状況報告書が事業計画書と兼ねるよう、様式の一体化を行うとともに、変更交付申請において、状況報告書の内容から変更がない場合には、状況報告書を事業計画書とみなすことを可能とした。</p>	<p>【文部科学省】「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正について(通知)」令和5年10月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2023/456/tsuchi.htm#5_200">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2023/456/tsuchi.htm#5_200</a></p>	<p>文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム就学支援係 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課係</p>
<p>【文部科学省】 (19)へき地児童生徒援助費補助金 へき地児童生徒援助費補助金の交付申請等の手続については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、提出書類を簡素化するなど、令和5年度中に必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>【必要書類の明示】 へき地児童生徒援助費補助金申請の際の提出書類一覧を改めた。 【変更交付申請事務の簡素化について】 変更申請手続については、補助対象経費の変更が生じない自治体については提出を求めない等、各自治体の事務負担が軽減されるよう対応した。</p>	<p>【文部科学省】「令和5年度へき地児童生徒援助費補助金の事業状況等の提出について(令和5年10月2日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)」 【文部科学省】「提出書類一覧」(令和6年2月18日)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2023/456/tsuchi.htm#5_201">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2023/456/tsuchi.htm#5_201</a></p>	<p>文部科学省初等中等教育局財務課係-助成係</p>
<p>【厚生労働省】 (29)救急救命士法(平3法36) (4)救急救命士による、新型コロナウイルス感染症の感染疑い患者に対する検体採取を含む抗原検査の実施については、救急医療の現場における医療関係職種の方に関する検討会ワーキンググループでの議論を踏まえて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【子ども家庭庁(14)(v)】【文部科学省(14)】 (14)子ども子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算1(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額)の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)に係る事務については、算定方法の解説を示したFAQの作成等、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt; 子ども家庭庁(14)(v)【文部科学省(20)(i)】 子ども子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算1(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額)の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)に係る事務については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、算定方法の解説を示したFAQの作成、提出書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年4月12日付け子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知、令和6年7月29日付け子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)】</p>	<p>処遇改善等加算1に係る事務については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算1について」の一部改正について(令和6年4月12日付け子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知)において、算定方法の解説を示したFAQの作成、提出書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【子ども家庭庁】【文部科学省】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算1について」の一部改正について(令和6年4月12日付け子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知)において、算定方法の解説を示したFAQの作成、提出書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。</p> <p>【子ども家庭庁】【文部科学省】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算1について」の一部改正について(令和6年4月12日付け子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知別紙) 【子ども家庭庁】「算定方法に関するFAQ(よある質問)」(令和6年7月29日付け子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡別紙) 【子ども家庭庁】「算定方法に関するFAQ(よある質問)」(令和6年7月29日付け子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2023/456/tsuchi.htm#5_205">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2023/456/tsuchi.htm#5_205</a></p>	<p>子ども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
RS	207	03.医療・福祉	一般市	足利市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条第1項、第32条第1項	要介護・要支援認定申請に付随する被保険者証について電子での提出が可能とすること	介護保険法第27条第1項及び同法第32条第1項に基づき、要介護・要支援認定申請の届出書類である被保険者証については、原本提出が義務付けられているが、被保険者証をスキャンしたPDFや被保険者証を撮影した画像での提出が可能とすることを求める。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、国の行政手続については、オンライン化が原則となり、本市においても総務省が策定した、「自治体DX推進計画」に基づき、原則として原則として原本提出が義務付けられており、オンラインでの申請には窓口への来庁や郵送等によっていただく必要があり、デジタル三原則のデジタルファースト(手続・サービスが一貫してデジタルで完結する)が実現せず、利用者にとっては、現状の運用(紙申請)より大きな負担を感じることで難しく、オンラインを推進していく上で大きなハードルとなっている。 職員側の事務処理に際しても、別途提出される被保険者証原本と申請書(オンライン)の紐づけ作業や被保険者証原本が提出されない場合の申請者への連絡作業が発生してしまい、事務負担の増加が見込まれる。また、別途提出される被保険者証原本の提出が遅滞した際は、当該申請のあった日から30日以内(標準処理期間)に、申請に対する対応が困難となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html
RS	208	05.教育・文化	指定都市	名古屋市中区	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第五十六条	不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求め、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求め	不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求め	【現行制度について】 不登校特例校については、文部科学大臣の指定により行うことが可能となっており、「指定申請書」「同意書」のほか、実施計画書として「教育課程表」「時間割」「削減された学習内容を補って学習指導要領の目標や内容を達成させるための工夫」などの資料を提出することとなっている。 【支援事例】 実施計画書にかかる資料は、教科ごとに膨大な量を作成しなければならぬものもある。また、開始予定年度の1年以上前から文部科学省に協議を行う必要があるため、事務作業が相当な負担となっており、学校を新設する場合には、工事にかかる期間も上乗せされることで更に開始までに時間がかかることが想定され、開校を望む、生徒や保護者からのニーズに対して迅速に対応することは困難である。 【制度改正の必要性】 不登校特例校を設置するにあたり、学校長が特別の教育課程を編成できるようにすることで、速やかな学校設置が可能となる。 【支障の解決】 夜間中学における教育課程特例(学校教育法施行規則第56条の4)の例により、公立の不登校特例校において校長(教育委員会)が実情に応じた特別の教育課程を編成できるようにする。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html
RS	209	03.医療・福祉	市区長会	特別区長会、高松市、神戶市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法等	地域包括支援センターの業務負担軽減方策	介護人材の確保やサービスの質の向上などを図るため、介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法を明確化し、都都市自治体の意見を十分踏まえた適切な報酬設定を行うこと、地域包括支援センターの業務負担軽減を図ること。	介護予防支援サービスは、原則、地域包括支援センターがケアプランを作成することとなっており、一部、居宅介護支援事業所に委託可能ではあるが、居宅介護支援事業所からは、「介護予防支援の報酬が低く、事業費補助金要綱、国民健康保険団体連合会等補助金要綱」を踏まえ、介護予防支援業務の実施主体を拡大する方向で検討が進められているが、介護報酬の差減は難しいものと考えられる。地域包括支援センターは、総合相談、権利保護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などのほか、認知症、介護予防、家族介護者等への支援においても重要な役割を担っており、これらの業務にも今後支援をきたす恐れがある。 このため、介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法を明確化し、適切な報酬設定を行うなど、実行性のある地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html
RS	210	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	一	医療施設等施設整備費補助金等に係る交付決定等の早期化	医療施設等施設整備費補助金等に係る交付決定等の早期化	【支援事例】 医療施設等施設整備費補助金等は、交付内示後に事業着手することとしている。厚生労働省からの交付内示の時期が遅く、特に医療機関が海外製品を整備する場合などは、十分な事業期間が確保できず、施設整備に支障をきたしている。 <該当する補助金等の令和4年交付内示日> ・医療施設等施設整備費補助金 9/12 ・医療提供体制整備費補助金 9/12 ・医療提供体制整備費補助金 10/14 ・医療提供体制整備費補助金 8/31 【支障の解決】 交付要綱を前年度中に確定し、都道府県は事業計画書を3月31日までに提出することとし、厚生労働省は4月中に交付決定又は、交付内示を行っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html
RS	211	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金要綱及び国民健康保険団体連合会等補助金要綱	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金要綱及び国民健康保険団体連合会等補助金要綱	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金要綱及び国民健康保険団体連合会等補助金要綱において、交付決定までの標準的期間が短縮されていること、実際には大幅に過ぎて交付決定がなされているため、早期化を求め、早期化を求め。	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金について、当県からの申請から交付決定までに標準的期間を大幅に超過している。これにより、当県から国民健康保険連合会に対して行う交付事務が繁忙期に集中し、また、事務が年度過ぎとなることから、事務負担が大変大きい。また、時期が不明であることから、業務の遅延が立ちはたし、見舞い等の要請が不可欠である。 このため、繁忙期である年度替わりに業務が集中しないよう留意し、交付決定時期を明確にすることや、交付決定の早期化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html
RS	212	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	一	厚生労働省国民健康保険から発出される補助金等決定通知書等の通知方法の統一化を求め	厚生労働省国民健康保険から発出される補助金等決定通知書等の通知方法の統一化を求め	国民健康保険連合会から発出される補助金等決定通知書等について、公印が押印されて郵送で届くものと、押印が省略されてメールのみで届くものと、メールで通知された後に公印が押印されて郵送で届くものとが混在している。見舞いや確認作業の煩雑化の原因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html
RS	213	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する各令	国民健康保険調整交付金の算定方法の簡略化及び説明書の記載内容の明確化	国民健康保険調整交付金に係る申請等について、以下のことを求める。 ①簡式や記載する項目を見直し、必要最小限とし、また、計算方法や表開示関係等通知等と併用していただきたい。 ②通知等において、事務毎に操作説明書の参照箇所等を明示していただきたい。	①国民健康保険調整交付金の申請・報告に関する様式について、転記すべき項目が多く、また、計算方法や表開示関係が示されていないため、確認作業等の事務負担が大きくなっている。 ②見舞い等の算定が不明確である。 ③補助金申請や月報報告などについて、システムを利した作業を求められているが、当該システムの操作説明書が数百ページに渡っており、参照すべき箇所が分からず、	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html
RS	214	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	会計検査院の指摘による返還に係る交付金事務の負担軽減(保険局事務連携)	保険者努力支援制度に係る交付金を一本化すること。又は、申請や還付に係る事務負担を軽減すること。	保険者努力支援制度に係る交付金は、保険者努力支援交付金として交付されるものと、特別調整交付金の一部で保険者努力支援費として交付されるものに分かれており、事務負担が大きい。特に、特別調整交付金の返還に係る事務負担が膨大である。返還金が生じた場合、保険者努力支援交付金は、翌年度4月の指定日までに実績報告を行うことにより、精算による返還が可能である一方、特別調整交付金は、交付決定と共に交付額確定が行われ、精算による返還が困難である。 このため、特別調整交付金については、厚生労働省から例年9月に照会される「自主返還」の案件として保険者努力支援費分を処理する必要があり、既に提出した交付申請書類を手書きで修正したり、理由書を作成する手間がかかっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html	
RS	215	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	一	官庁会計システム(ADAMS)の支払計画表等における国民健康保険療養給付費等負担金に係る名称の明示	ADAMSの支払計画表等における国民健康保険療養給付費等負担金に係る負担金名称を明示することを求める。	ADAMSの支払計画表等について、厚生労働省所管の支出科目に「国民健康保険療養給付費等負担金」という項目があるが、実際には以下の4負担金が含まれているにも関わらず、負担金の名称が表示されていない。 <該当する負担金名称> ・国民健康保険特別高額医療費負担金 ・国民健康保険特別高額医療費共同事業負担金 ・国民健康保険基礎安定負担金 ・国民健康保険療養給付費等負担金	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html
RS	216	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険第4条及び第106条、「国民健康保険の市町村保険者等に対する市町村村保険者及び国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会への国民健康保険の指導監督に関する事項」	国民健康保険の市町村村保険者等に対する市町村村保険者及び国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会への国民健康保険の指導監督に関する事項	①前回の実地指導において指摘事項がなかった市町村村保険者等については、今回は書面による指導のみとするなど、可能な範囲で、指導監督に関する負担軽減を図ること。 ②具体的な指導方法を明示化すること。 ③事業計画の策定に係る法的根拠、内容及び水準を明確化すること。当該法的根拠がない場合は指導監督の対象から除外すること。	県は、国民健康保険の市町村保険者及び国保組合に対して原則2年1回、実地により指導監督を行うこととしているが、平成30年度の国保の都道府県化による業務負担が大きくなっていること、また、当県の地的状況等から2年に1回を行うことは担当職員の負担となっている。 ①指導方法について、具体的に何をどのように確認して指導するの通知等でも示されていない。 ②指導監督事項のうち、市町村保険者の事業計画については、市町村保険者が事業計画を作成するものとする法的根拠が明確でなく、その内容・水準についても不明確であることから、指導に苦慮している状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要欄におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】</p> <p>(5)介護保険法(第9法123)</p> <p>(v)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等については、被保険者及び市町村(特別区を含む。)の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(145)介護保険法(第9法123)</p> <p>(v)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定のオンライン申請における被保険者証等の添付書類については、被保険者及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する観点から、オンラインによる提出を可能とし、地方公共団体に通知した。【措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡)】</p>	<p>介護保険被保険者証等の原本の郵送を求めていた手続の一部について、書類をスキャンした上で書類を撮影した画像でも受付可能とする等の見直しを行い、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】介護フロンティアサービスにおける事務の運用について一部改正について(令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2023/r5fu-tsuchi.html#5_207</p>	<p>厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>(1)学校教育法(昭22法26)</p> <p>(i)学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則56条、79条、86条及び108条)の指定申請資料については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <p>・特別の教育課程の編成に関する資料については、選択項目の設定や記載例の提示等の改善を行った新たな様式による審査の実施等の見直しを行い、令和5年8月に新たな様式をホームページに公表した。【措置済み(文部科学省ホームページ)「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)について」に公表】</p> <p>・実施計画書については、今後記載例の提示や様式の簡素化等の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【文部科学省】</p> <p>(1)学校教育法(昭22法26)</p> <p>(i)学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則56条、79条、86条及び108条)の指定申請資料については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、省令及び告示を改正し、以下のとおりとする。</p> <p>・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護予防支援の提供を受ける利用者の数を2分の1を乗じて件数に加えるとしていたところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。【措置済み(文部科学省ホームページ)「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)について」にて公表】</p>	<p>学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則56条、79条、86条及び108条)の指定申請資料のうち、「特別の教育課程の編成に関する資料」については、選択項目の設定や記載例の提示等の改善を行った新たな様式による審査の実施等の見直しを行い、令和5年8月に新たな様式をホームページに公表した。</p>	<p>【文部科学省】実施計画書(別紙1及び別添)、特別の教育課程の編成に関する資料(抜粋)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2023/r5fu-tsuchi.html#5_208</p>	<p>文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導課室生徒指導第一係</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(30)介護保険法(第9法123)</p> <p>(v)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務負担を軽減する方策について、令和6年4月から施行される改正介護保険法における指定介護予防支援事業者の指定対象の拡大が有効に機能するよう、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(145)介護保険法(第9法123)</p> <p>(i)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務については、当該センターの業務負担を軽減するため、省令及び告示を改正し、以下のとおりとする。</p> <p>・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護予防支援専門員1人当たりの取扱件数の算定において、介護予防支援の提供を受ける利用者の数を2分の1を乗じて件数に加えるとしていたところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。【措置済み(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))】</p> <p>・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に、当該事業を実施できず、当該事業者が市町村から指定を受けて実施する場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。【措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))】</p>	<p>指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護予防支援の提供を受ける利用者の数を2分の1を乗じて件数に加えるとしていたところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。</p> <p>・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に、当該事業を実施できず、当該事業者が市町村から指定を受けて実施する場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)</p> <p>【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2023/r5fu-tsuchi.html#5_209</p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(28)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金以下に掲げる交付金等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p> <p>・医療介護提供体制改革推進交付金(6条)</p> <p>・医療施設等施設整備費補助金</p> <p>・医療施設等設備整備費補助金</p> <p>・医療提供体制施設整備交付金</p> <p>・医療提供体制推進事業費補助金</p>	<p>—</p>	<p>医療施設等施設整備費補助金</p> <p>医療施設等設備整備費補助金</p> <p>医療提供体制施設整備交付金</p> <p>医療提供体制推進事業費補助金</p> <p>については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、令和6年から可能な限り早期に内示を行った。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省医政局医療経理室</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(44)後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金(後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金)については、都道府県の円滑な事業の執行に資するよう、可能な限り標準処理期間内に交付決定を行うとともに、標準処理期間内に交付決定できない場合には、交付決定予定時期を都道府県に情報提供する。</p>	<p>—</p>	<p>後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金</p> <p>・令和6年度について、標準処理期間内に交付決定を行った。</p> <p>国民健康保険団体連合会等補助金</p> <p>・令和6年度について、おおむね標準処理期間内に交付決定を行った。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省保険局高齢者医療課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(46)補助金等の通知等に関する事務</p> <p>国民健康保険課から発出する補助金等の決定通知書等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知の内容に応じて、公印の押印の有無及び通知方法を統一する。</p>	<p>—</p>	<p>国民健康保険課から発出する補助金等の決定通知書等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知の内容に応じて、公印の押印の有無及び通知方法を統一した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(21)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(v)国民健康保険調整交付金(72条)については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るため、以下のとおりとする。</p> <p>(a)国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)の申請様式の記載項目のうち、診療所半径4km圏内の年平均被保険者数については前同することとし、その旨を地方公共団体に通知した。【措置済み(令和6年12月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課施設整備係長事務連絡)】</p> <p>・申請様式の簡略化等の申請事務の改善については、地方公共団体の意見を聴いた上で検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(21)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(v)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(a)国民健康保険特別調整交付金(72条)の申請事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体のアンケート調査の結果を踏まえ、調整交付金交付申請書作成システムについて、入力数値を自動転記する項目を増やす等の改善を実施し、その旨を地方公共団体に通知した。【措置済み(令和6年12月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)】</p>	<p>国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)の申請様式の記載項目のうち、診療所半径4km圏内の年平均被保険者数については前同することとし、その旨を地方公共団体に通知した。</p> <p>国民健康保険特別調整交付金(72条)の申請事務については、調整交付金交付申請書作成システムについて、事務の簡略化を目的とした入力数値を自動転記する項目を増やす等の改善を実施し、その旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】国民健康保険へき地直営診療所運営費の交付申請に当たっての留意事項について(令和5年12月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課施設整備係長事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】令和6年度国民健康保険調整交付金の交付(追加交付・交付決定一部取消)申請手続について(令和6年12月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2023/r5fu-tsuchi.html#5_213</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(21)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(x)国民健康保険法の保険者努力支援制度(72条)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、国民健康保険保険者努力支援交付金(国民健康保険特別調整交付金)の一部の事務に関して、交付決定、額の確定及び精算等の時期並びに手続を統一することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年度における両交付金事務の開始までに必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>4【厚生労働省】</p> <p>(29)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(x)国民健康保険法の保険者努力支援制度(72条)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、国民健康保険保険者努力支援交付金(国民健康保険特別調整交付金)の一部の事務に関して、交付決定、額の確定、精算等の時期及び手続を統一した。【措置済み(令和6年4月1日付け厚生労働省事務次官通知)】</p>	<p>国民健康保険保険者努力支援交付金と国民健康保険特別調整交付金の一部の事務に関して、交付決定、額の確定、精算等の時期及び手続を統一した。</p>	<p>【厚生労働省】令和6年度国民健康保険保険者努力支援交付金等の交付について(令和6年3月1日付け厚生労働省事務次官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2023/r5fu-tsuchi.html#5_214</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(21)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(xi)国民健康保険保険料賦与負担金(70条)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <p>(a)国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)に含まれる負担金ごとの示連日及び示連額を記載した資料を添付することとした。【措置済み(令和5年10月度支払計画から実施)】</p> <p>・国民健康保険基金安定負担金(72条の4)及び未就学児均等保険料負担金(72条の3の2)についても、他の負担金と同様に、支払計画の通知に支払日ごとの支払予定日及び支払予定額を示すこととし、その旨を地方公共団体に通知した。【措置済み(令和6年12月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)】</p>	<p>&lt;令6&gt;</p> <p>5【厚生労働省】</p> <p>(21)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(xi)国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)に含まれる負担金ごとの示連日及び示連額を記載した資料を添付することとした。【措置済み(令和5年10月度支払計画から実施)】</p>	<p>支払計画を各都道府県に通知する際、当該負担金に含まれる負担金ごとの示連日及び示連額を記載した資料を添付して通知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和5年度国民健康保険基金安定負担金に係る支払予定日、支払予定額及び支払予定日について(令和5年12月8日厚生労働省保険局国民健康保険課課財政第二係長事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】令和5年度国民健康保険未就学児均等保険料負担金に係る支払予定日、支払予定額及び支払予定日について(令和5年12月8日厚生労働省保険局国民健康保険課財政第一係長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2023/r5fu-tsuchi.html#5_215</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(21)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(xii)都道府県が実施する市町村及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する国民健康保険の指導監督については、以下のとおりとする。</p> <p>・「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」(平31厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)において、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であることを明確化し、都道府県に令和5年度中に通知する。</p> <p>・市町村における事業計画の策定及び指導監督における確認の意義について、都道府県に令和5年度中に通知する。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(21)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(xii)都道府県が実施する市町村及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施については、以下のとおりとする。</p> <p>・「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」(平31厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)において、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であることを明確化し、都道府県に令和5年度中に通知する。</p> <p>・市町村における事業計画の策定及び指導監督における確認の意義について、都道府県に令和5年度中に通知する。</p>	<p>都道府県が実施する国民健康保険の指導監督について、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であること及び市町村における事業計画の策定・指導監督における確認の意義について、都道府県に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】国民健康保険の指導監督の実施に関するQ&amp;Aの送付について(令和6年3月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2023/r5fu-tsuchi.html#5_216</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
R5	217	03.医療・福祉	都道府県	鳥根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	令和5年度予算関係等資料の作成について(令和4年6月10日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)、「令和3年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」(令和4年6月20日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	国保予算関係等資料等 ①国保予算関係等資料及び前年度における国民健康保険事業の実施状況報告の調査項目と様式を見直し、 ②調査様式の統合が可能なものを例として、 ③予算関係等資料、調査、様式①、 ④国民健康保険事業実施状況調査、様式② ⑤法令や関係用語の改正があった場合には、様式に確実かつ速やかに反映すること。	①厚生労働省保険局国民健康保険課が例年6～8月に国保予算関係等資料の提出が求められているが、短期間に非常に多くの資料を作成しなければならず、県・市町村・国保組合の事務負担が非常に大きい。また、調査項目と様式が前年度における国民健康保険事業の実況状況報告の調査項目と異なるものが多く、調査項目の中には国保予算関係資料と共通する項目があるものの、当該調査資料と一致していないものが多くあり、負担となっている。 ②法令や関係用語の改正があった場合には、様式に確実かつ速やかに反映すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyuu/2023/eiainbosyuu_jokoku.html		
R5	218	05.教育・文化	都道府県	鳥根県、中国地方知事会、日本創生のための未来世代応援知事同盟	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	—	小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直しを求め、	【現状/制度】 小学校・専科担任制加配及び英語専科指導加配については、加配教員が受け持つ授業時間数に要件がある。(教科担任制:概ね週20コマ程度、英語専科指導:週24コマ) 【支障事例】 小学校の専科担任制加配が多くの小規模校が多く、当該授業時間数の下限を定めたことが困難な場合が多いことから、配置や大規模校や都市部に偏っており、指導・教育体制に格差が生じている。 【支障の解決策】 特に小規模校が点在する地域について、加配教員が受け持つ授業時間数の要件を緩和していただきたい。	【支障事例】 小学校の専科担任制加配が多くの小規模校が多く、当該授業時間数の下限を定めたことが困難な場合が多いことから、配置や大規模校や都市部に偏っており、指導・教育体制に格差が生じている。 【支障の解決策】 特に小規模校が点在する地域について、加配教員が受け持つ授業時間数の要件を緩和していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyuu/2023/eiainbosyuu_jokoku.html	
R5	219	05.教育・文化	都道府県	鳥根県、中国地方知事会、日本創生のための未来世代応援知事同盟	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	—	小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和	【支障事例】 英語専科担任加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。 【支障の解決策】 研修履修等から、英語に関する研修を努めて受講しており、学校長、市町村教育委員会が、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると認められた者や、高い指導力を有すると教育委員会が認めた者、校内又は市町村の教科研究会等で英語授業実践を中心的に行っていると認められる者も対象に含めると、資格要件を緩和していただきたい。	【支障事例】 英語専科担任加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。 【支障の解決策】 研修履修等から、英語に関する研修を努めて受講しており、学校長、市町村教育委員会が、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると認められた者や、高い指導力を有すると教育委員会が認めた者、校内又は市町村の教科研究会等で英語授業実践を中心的に行っていると認められる者も対象に含めると、資格要件を緩和していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyuu/2023/eiainbosyuu_jokoku.html	
R5	220	11.総務	一般市	茅ヶ崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第44条第3項、公職選挙法施行令第34条の2	引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事務について、公職選挙法施行令第44条の2(引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書)の廃止	令和31年及び令和5年の統一地方選において、事前に引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書(以下「引き続き証明書」という。)の発行を希望され、実行した選挙人が多数いたが、投票所にて「引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認が完了していない」との認識なく、「引き続き証明書」がない投票できない状況であった。また、当市では、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事務を実施するために、「引き続き証明書」の両者に対応できるように、準備を行う必要が生じている。 令和29年度の公職選挙法改正後、平成31年及び令和5年の統一地方選において、「引き続き証明書」を廃止すること。また、この2回の選挙においては、当市で「引き続き証明書」の発行実績はないことを例にとり、「引き続き証明書」のみで運用可能であると考える。一方で、公職選挙法施行令第34条の2第2項において、市町村長は、「引き続き証明書」の申請があった場合、直ちに証明書を送付しなければならぬとされているが、この条項がある限り、証明書を送付する準備や発行事務を継続する必要が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyuu/2023/eiainbosyuu_jokoku.html		
R5	221	03.医療・福祉	一般市	茅ヶ崎市	こども家庭庁、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども子育て支援法施行規則第28条の1第3項	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を利用する旨の証明書の無償化に係る制限の緩和	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上)又は開所日30日以上を確保しているにもかかわらず、幼稚園等利用者が認可外保育施設等を利用する旨の証明書の無償化に係る制限の緩和が適用できない状況がある。特に、認可外保育施設等を利用している幼稚園が法で定められた水準の預かり保育を提供しているかどうかについては、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、幼稚園等に通知することとされており、当市や周辺自治体では、例年2月頃に判断・通知をおこなっている。一方、幼稚園の園舎提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることとされており、保護者入園の準備を行っている時点で、認可外保育施設等を利用した場合当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるかどうかについて判断できない状況にある。幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定していたが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。実際に、入園前から知っていたにもかかわらず、その間は選ばなかったが、当市への苦情となることになり、対応に苦慮することがある。	在籍する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の併用は無償化の対象とならないことから、利用者が多くの苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際、預かり保育の選択が認可外保育施設のみである場合など、多様な働き方が存在する中で、在籍する幼稚園の預かり保育の実施水準にかかわらず認可外保育施設等を利用できない状況であっても、幼稚園等利用者が認可外保育施設等を利用する旨の証明書の無償化の対象とされることによる平等感が生じている。 また、無償化の要件とされている「幼稚園が法で定められた水準の預かり保育を提供しているかどうかについては、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、幼稚園等に通知することとされており、当市や周辺自治体では、例年2月頃に判断・通知をおこなっている。一方、幼稚園の園舎提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることとされており、保護者入園の準備を行っている時点で、認可外保育施設等を利用した場合当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるかどうかについて判断できない状況にある。幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定していたが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。実際に、入園前から知っていたにもかかわらず、その間は選ばなかったが、当市への苦情となることになり、対応に苦慮することがある。 特に、市外の幼稚園に入園を希望する市民ら問い合わせがあった場合、入園を希望する園が認可外保育施設等を利用している際に無償化の対象となるかどうかについては、年度によって状況が変わることもあり、理解が得ることが難しい。 また、認可外保育施設等を利用した分の利用料について、無償化に係る払い戻しの申請があった際、市外の幼稚園に通園している場合は、対象とならぬが自治体に確認が必要となり事務が煩雑となる。対象とならない場合、当市への苦情となることになり、対応に苦慮することがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyuu/2023/eiainbosyuu_jokoku_yosun.html	
R5	222	03.医療・福祉	一般市	茅ヶ崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第67条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条・32条	後期高齢者医療制度における基準収入額の職権適用について、法定で勘案すべき収入金額を把握する際に過大な事務負担が生じていることから、制度を円滑に運用している自治体等の取組を参考に、収入額の算出・共有を行うこと。また、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修等を行うこと。	後期高齢者医療制度における基準収入額の職権適用について、法定で勘案すべき収入金額を把握する際に過大な事務負担が生じていることから、制度を円滑に運用している自治体等の取組を参考に、収入額の算出・共有を行うこと。また、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修等を行うこと。 令和4年11月、基準収入額の職権適用が可能となるが、判定に必要な公的年金、給付、専従者給付以外の収入(以下、営業等の収入)はマニパナーの情報連携では把握できず、手作業必須である。後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、標準システム)で自動判定できない令和4年度保険更新の際、当市は1週間かけ職員2人で約500件の営業等の収入を調査。エクセルに手入力し関数を用い、標準システムには基準収入額適用後の負担区分と営業等の収入額を約500人分を手入力したが、職員2人で1週間要した。2割負担開始による判定の複雑化、被保険者数の増も加え、令和5年度は一段と事務量が増え込まれる。事例収集いただき先進事例を参考したい。 収入額把握に過大な事務負担があるため、標準システムを改修し、必要な収入額を情報連携で取り込むようにすること、パッチ処理等で基準収入額適用を自動で行えるようにすることを求める。自治体では令和7年度に収入額適用のためのシステム改修を予定しているが、今、自治体間・府県間での営業等の収入額を併用できるようにならない限り、改修はより困難になる。当市で基準収入額職権適用とされる被保険者の半数は、給与・年金収入のみであり、これらの被保険者がパッチ処理等での判定が容易だと考える。 新規で7歳になる人は月1約400人。負担割合を毎月行方が、システム上の課題がある。被保険者が17歳4の世帯員が各1人で「般二特」の場合、年齢到達で被保険者が2人になる自動で「般二差」と判定しているが、現状は自動で「一差」に戻り、同時に3割の保険証が出力される。修正には、基準収入額職権適用の再入力と3割の保険証の再入力、2割の保険証の再出力と2割の保険証の再入力が必要だ。この間に保険証のマイナンバー利用がオフライン資格確認が行われ、申請書類と照合して「若」医療機関が当市に、正しい負担割合は何かと質問が寄せられ、説明に苦慮している。 一番不利益を被るのは被保険者であり、マイナンバーコードの保険証利用の本格化は喫緊の課題である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyuu/2023/eiainbosyuu_jokoku.html		
R5	223	12.その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、川西市、たつの市、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	法務省	B 地方に対する規制緩和	再発の防止等の推進に関する法律第5条	国から地方公共団体へ再発防止対策に必要な出所者の情報提供の拡大	地方公共団体が地方再発防止推進計画等に基づき再発防止に関する施策を策定し実施するにあたり、特別調整の対象者だけでなく、本人同意が得られず、情報提供を拒否する者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報等について、国からの早期かつ丁寧な情報提供を行うこと。	【現状】 現在に法務省から地方公共団体に対する一定の犯罪歴を統計データでの提供はなされておらず、令和4年度からは地方公共団体別の刑施設出所者情報等が提供されるようになることと内容の拡充が図られている。しかし、その内容は統計データにとどまり、特別調整の対象者だけでなく、本人同意が得られず、情報提供を拒否する者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報等について、国からの早期かつ丁寧な情報提供を行うこと。 ・現状で提供されているデータ ・出所事由(仮釈放、満期釈放) ・居住先(配偶者のもと、父母のもと、更生保護施設等) ・精神状況(知的、精神等) 【支障】 地方公共団体との連携のもとに実効性のある取組みを進めていくためには、地方公共団体に本人同意が得られず出所者の個人情報が開示される必要があるが、特別調整対象者以外の情報は入手しにくい、優先しとる地方公共団体において対象者の特定や確認に至らず、出所者等が必要とする支障に繋がること困難な状況である。 【制度改正の必要性】 国の第二次再発防止推進計画においても、自治体に必要な情報等適切に提供する旨記載されている。受取者の中には、福祉面での支援等があるなどの情報を知らず、再発を繰り返している者が存在する。矯正施設と地方公共団体で、本人の同意を得ず上で配偶や障害の持主(居住地)「再発防止」可能な支援内容等を情報共有し、矯正施設からも特性に応じた本人への提案を行い、地方公共団体や特別調整の対象者へ「支障」を要する者の属性等を予知できるようにし、受取者の住所等の受け皿や福祉面での支援(生活保護や障害者手帳の交付、住居確保支援等)を行うことにより、再発防止を図る必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyuu/2023/eiainbosyuu_jokoku.html	
R5	224	11.総務	都道府県	兵庫県、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。 (例)として、旧日本育英会(現:財)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金(事業)。	【現状】 民間の交付を要する事務は、マイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。 (例)として、旧日本育英会(現:財)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金(事業)。 ①採用申請 約1,000件/年 ②選考免除・猶予申請 約500件/年 ③返還者等の状況確認 約3,500件/年	【現状】 民間の交付を要する事務は、マイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。 (例)として、旧日本育英会(現:財)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金(事業)。 ①採用申請 約1,000件/年 ②選考免除・猶予申請 約500件/年 ③返還者等の状況確認 約3,500件/年	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyuu/2023/eiainbosyuu_jokoku.html	
R5	225	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、たつの市、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための未来世代応援知事同盟	こども家庭庁	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援交付金交付要綱 放課後児童健全育成事業実施要綱 令和4年度子ども子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の交付に係る一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の交付単位の確認について(事務連絡)	小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣の承認を必要とする1類型の追加 (例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等	中山間や漁業集落、へき地、離島以外も、厚生労働大臣の承認が必要10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。 (例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等	【現状】 民間の交付を要する事務は、マイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。 (例)として、旧日本育英会(現:財)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金(事業)。 ①採用申請 約1,000件/年 ②選考免除・猶予申請 約500件/年 ③返還者等の状況確認 約3,500件/年	【支障】 協議の期は、国が定める年2回の協議時期に合わせて、市町村からの申請を県で確認後まとめて厚生労働省へ提出しており、市町においては協議書作成等の事務、県においても協議書の確認及び国への提出に要する交付申請内容の確認時に承認時期に承認可能な一定の事務負担は毎年発生している。 児童数10未満の小規模放課後児童クラブへの交付は平成27年度から実施されており、厚生労働大臣が認める小規模放課後児童クラブについての条件等が蓄積されてきたことから、その類型を大臣の承認を必要とする1交付対象項目として追加することで毎年度の協議要件が削減できると考える。 また、現在交付単位の制度では、当初は児童数が10人以上は見込んでいたものの年度途中の利用状況の変動により実績として児童数が10人を下回る場合協議時期を過ぎた場合などに、承認を受けられず交付対象外となるおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyuu/2023/eiainbosyuu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (1)厚生労働省が行う国民健康保険事業の実施状況報告及び予算関係等資料の作成については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、これらの調査における重複する様式の見直しなど事務の簡素化を行った。 【措置済み(令和5年6月23日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡、令和5年6月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)】	—	調査内容が重複する予算関係等資料の様式7-4、国民健康保険事業の実施状況報告の様式8について廃止するとともに、法令や関係用語の見直しを行った。	【厚生労働省】令和4年度における国民健康保険事業の実施状況報告について(令和5年6月23日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】令和6年度予算関係等資料の作成について(令和5年6月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_217">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_217</a>	厚生労働省保険局国民健康保険課
【文部科学省】 (22)小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課数企画係事務連絡)】	—	小学校専科指導加配については、複数校での兼務を行う場合、教員の学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】教職員定数に関する令和6年度概算要求について(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課数企画係事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_218">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_218</a>	文部科学省初等中等教育局財務課数企画係
【文部科学省】 (22)小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課数企画係事務連絡)】	—	小学校専科指導加配については、複数校での兼務を行う場合、教員の学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】教職員定数に関する令和6年度概算要求について(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課数企画係事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_219">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_219</a>	文部科学省初等中等教育局財務課数企画係
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
【厚生労働省】 (26)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金(67条1項)に関する基準収入額の職権適用(施行規則32条)については、市区町村等の事務負担を軽減するため、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
【法務省】 (7)尊厳の防止等の推進に関する法律(平28法104) 満期釈放者等(特別調整の対象者を除く。)であって、出所後に地方公共団体において支援を受ける必要性が認められる者については、地方公共団体が行う支援の内容を示した上で、本人に対して支援を受けよう働きかけを行うとともに、本人の同意が得られた場合には、地方公共団体に對して当該者に関する情報を提供することが可能であることを、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	令和6年3月27日付け法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室事務連絡を发出し、地方公共団体に通知した。	【法務省】地方公共団体における再犯防止対策に必要な満期釈放者等の情報提供について(令和6年3月27日付け法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_223">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_223</a>	法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
【内閣府(6)】【個人情報保護委員会(2)】【こども家庭庁(15)】【デジタル庁(9)(i)】【総務省(19)(田)】【法務省(6)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学費の貸与又は支給に関する事務については、マイナポータルAPI(自己情報取得API)により、当該機能を活用できることを各都道府県のマニファエスタ担当部局・奨学金担当部局・公益法人行政担当部局に周知した。	—	公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学費の貸与又は支給に関する事務について、マイナポータルAPI(自己情報取得API)により、当該事務における審査等に必要と情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを各都道府県のマニファエスタ担当部局・奨学金担当部局・公益法人行政担当部局に周知した。	【デジタル庁】地方公共団体が実施する奨学金事業における学費の貸与又は支給に関する事務におけるマイナポータルAPIの活用について(令和6年1月30日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ、国民向けサービスグループ事務連絡) 【内閣府】公益法人が実施する助成事業等におけるマイナポータルAPIの活用について(令和6年1月31日付け内閣府大臣官房公益法人行政担当室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_224">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_224</a>	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ デジタル庁国民向けサービスグループ 内閣府大臣官房公益法人行政担当室
【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭23法164) (a)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども、子育て支援法(平24法65)59条5号)については、児童の数が10人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しない類型を追加する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども、子育て支援法(平24法65)59条5号)については、児童の数が10人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しない類型として、小学校区内において唯一の支援の単位である場合を追加するとともに、過年度にこども家庭庁長官により承認された支援の単位であって、引き続き承認した事案に該当する場合は補助対象とすることとし、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年4月1日付けこども家庭庁成育局長通知)】	放課後児童健全育成事業における児童の数が10人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しない類型として、「発着している小学校区内において唯一の支援の単位である場合」を追加し、更に過年度にこども家庭庁長官による補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事案に該当する場合は協議なく、引き続き補助対象とすることとした。その旨、実施要綱を改正し、地方公共団体へ通知した。	【こども家庭庁】放課後児童健全育成事業の実施についての一部改正について(令和6年4月1日付けこども家庭庁成育局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_225">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu-tsuchi.htm#5_225</a>	こども家庭庁成育局成育環境課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
RS	226	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに関する費用の算定に関する基準	訪問看護・訪問介護の安全確保のための報酬加算要件の緩和	同意が得られない場合であっても、市町がその必要性を認めるときには報酬の加算が可能となるよう、利用者等の同意に係る加算要件を緩和すること。	【現状】 利用者からの暴力行為に対応するために行う、訪問介護事業者・訪問看護事業者による2名以上の訪問については、利用者又は家族等の同意が得られた場合に限り、報酬の加算が行われる。事業所等のハラスメント対策については基準省令において規定されたが、カスタマーハラスメント対策については、通知において事業所等での取組を推奨する段階にとどまっている。 【支障】 家族の同意が得られない場合、サービス提供者に負担が生じることから2名以上の訪問を控えることに繋がる恐れがあり、介護職員の離職に繋がる。	—
RS	227	09_土木・建築	都道府県	兵庫県	国土交通省	B_地方に対する規制緩和	建築基準法第18条	国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うことできること。	国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うことできること。	【現状】 建築確認については、特定行政庁が置く建築主事のほか、民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。 一方、国等の建築物に係る計画通知は、建築主事に対して行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできない。そのため、国等の建築物に係る審査・検査等の事務は建築主事のみが行っている状況である。 【支障】 近年、全国各地で地震が頻発しており、大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、大規模災害が発生すると、被災地においては、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に多くの人員を配置する必要がある。しかし、被災後は公共施設や公営住宅、民間住宅等においても大きな建築需要が生じることとなるが、現状ではこれらの計画通知は特定行政庁に置かれた建築主事に対応しなければならないと規定されていることから、これらの業務に迅速に対応することが困難となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2023/teianboosyu/jeikka.html
RS	228	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、姫路市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	介護保険法第200条	介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けた徴収金(介護保険法第22条)について、監査の開始から時効の完成猶予、更新又は時効期間を3年とする。	介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けた徴収金(介護保険法第22条)について、監査の開始から時効の完成猶予、更新又は時効期間を3年とする。	【現状】 介護保険法第22条に規定する徴収金は、介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けたものが該当し、徴収金の消滅時効は2年である。この「偽りその他不正の行為」を認定するために事業所に監査を実施しており、資料の整理・処分内容の決定に、長期間(長くは2年)を要するケースがある。 例えば、大規模な組織ぐるみで不正を働いている場合、通常よりも資料の分析や関係者からの聴き取りに時間を要する。何十人も従業員に対して聴き取りを行ったうえ、従業員が虚偽の答弁をしていないか、他の従業員の答弁内容や事前に回収した資料との整合性を確認したり、資料そのものに虚偽の内容が記載されていないか、資料相互の整合性を確認しており、どうしても時間を要する。 【支障】 徴収金と認定したときには消滅時効となっており、不正請求額の返還や加算金を求めることができない状況が生じている。組織が大きければ徴収金の額が大きくなる傾向にあるが、その分資料の分析にも時間を要し、巨額の徴収金を取りこぼすことがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2023/teianboosyu/jeikka.html
RS	229	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、姫路市	こども家庭庁、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	統計法	福祉行政報告例中の民生委員児童委員活動報告のオンライン化	民生委員・児童委員(以下「委員」)による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を構築すること。 (なお、委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なものとすること。)	【現状】 本県においては、委員が毎月の活動報告(件数)を民生委員児童委員協議会(民児協)を経て所管課に報告し、委員は各自紙ベースで活動内容をメモしたものをFAX等で報告している市町もあり、報告を受けた民生委員児童委員協議会(民児協)が手作業で集計を行っている。 (当該市の事例では、各民生委員が各区のとりまとめ後の民生委員に報告を行った後、とりまとめ後の民生委員より民児協へ報告が行われているが、それぞれの報告はFAX等の紙ベースで行われていることが多い。) 【支障】 各地区で取りまとめを行う民生委員にとっては集計作業による事務負担が大きい。(なお、Excel等を用いた電子媒体による報告については、パソコンを日常利用していない民生委員も多く、活用に応じたハードルが高い。) また、民児協では、紙帳票を一定期間保管しなければならないが、集計事務の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2023/teianboosyu/jeikka.html
RS	230	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、加古川市	こども家庭庁、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童扶養手当法施行規則第1条 特別児童扶養手当法施行規則第1条 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領	民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること	民生委員・児童委員活動における証明事務を見直し、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること	【現状】 「児童扶養手当および特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」において、受給資格認定に係る民生委員または児童委員(以下「民生委員等」という。)の証明を必要とする書類が多くある。 【証明する内容】 ・受給資格者が母である場合、対象児童と同様にしてこれを監護していること ・受給資格者が養育者である場合には、受給資格者が対象児童を養育していること ・対象児童の父母が事実上との婚姻関係と同様の事情であった場合であって、事実上の婚姻関係を解消したこと ・受給資格者が前年の一月三十一日において児童の生計を維持したこと 等 【支障】 従前は、民生委員等が日常的に住民と深く関わっているという趣旨のもと、証明事務を行っていたと思われるが、地域のつながりが希薄化する現代においては、お互いに面識のない中で住民が民生委員等に依頼し、事実確認が困難なケースも多い。 このため、民生委員等および申請する住民双方の心理的負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2023/teianboosyu/jeikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
<p>【国土交通省】  (4)建築基準法(昭25法201)  (ロ)老朽化した公共施設の建替え、大規模災害時の公共施設の再建等が円滑に行われるよう、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査及び検査(18条)等について、指定確認検査機関の活用を可能とする。</p>	—	<p>同等の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用を可能とするための建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年3月15日閣議決定)」が第216回国会で可決・成立(令和6年6月12日)し、公布(令和6年6月19日)、施行(令和6年11月1日)された。  上記法律の施行に伴って、下記通り、関係政省令の整備等、必要な措置を講じた。  ○公布:令和6年10月11日、施行:令和6年11月1日  ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日定める政令(令和6年政令第311号)  ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和6年政令第312号)  ○公布:令和6年10月25日、施行:令和6年11月1日  ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(令和6年国土交通省令第22号)  ・審査審査等に関する指針等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第1237号)</p>	<p>【国土交通省】(官報)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日定める政令(令和6年政令第311号)  【国土交通省】(官報)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する省令(令和6年国土交通省令第22号)  【国土交通省】(官報)確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第1237号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.htm#6_227">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.htm#6_227</a></p>	<p>国土交通省建築指導課</p>
<p>【厚生労働省】  (30)介護保険法(平9法123)  (ロ)介護保険法に基づく徴収金(22条3項)の徴収の実効性を高めるための方策については、監査の効率化及び迅速化の観点も含めて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;  4【厚生労働省】  (45)介護保険法(平9法123)  (ロ)介護保険法に基づく徴収金(22条3項)の徴収に関する事務については、その実効性を高めるとともに、監査事務の効率化及び迅速化に資するよう、「介護保険施設等に対する監査マニュアル」を策定し、地方公共団体に通知した。  【措置済み(令和6年4月5日付け厚生労働省老健局長通知)】</p>	<p>介護保険法に基づく徴収金徴収事務の実効性を高めるとともに、監査事務の効率化及び迅速化に資するよう、「介護保険施設等に対する監査マニュアル」を策定し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について(通知(令和6年4月5日付け厚生労働省老健局長通知))</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.htm#6_228">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.htm#6_228</a></p>	<p>厚生労働省老健局介護保険計画課</p>
<p>【こども家庭庁(12)(ロ)】【厚生労働省(35)(ロ)】  統計法(平19法53)  民生委員・児童委員の活動状況の報告(福祉行政報告例報告表40表)については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;  4【こども家庭庁(11)(ロ)】【厚生労働省(51)(ロ)】  統計法(平19法53)  (ロ)民生委員・児童委員の活動状況の報告(福祉行政報告例報告表40表)については、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン等を活用した効率的な取組事例を地方公共団体に通知した。  【措置済み(令和6年4月25日付けこども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)】</p>	<p>民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例を周知した。</p>	<p>【こども家庭庁】【厚生労働省】行政機関等におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例について(情報提供・周知依頼)(令和6年4月25日付けこども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)  【こども家庭庁】【厚生労働省】(第1回)行政機関等におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例について(情報提供・周知依頼)(令和6年4月25日付けこども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.htm#6_229">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.htm#6_229</a></p>	<p>こども家庭庁成育局成育環境課  厚生労働省社会・援護局地域福祉課</p>
<p>【こども家庭庁(19)】【厚生労働省(45)】  児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。  ・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。  ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令6&gt;  4【こども家庭庁(13)】【厚生労働省(55)】  生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務  生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担を軽減するため、「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)運営要領(平21厚生労働省社会・援護局長通知)を改正し、調査書の添付を求める対象者を限定するとともに、民生委員を経由せずに借入申込書の提出が可能となる場合を追加するなど、運用を見直し、都道府県及び指定都市に通知した。  【措置済み(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援事務連絡)】</p>	<p>1ポツ目  【証明事務について】  証明事務については、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」(令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)により、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化した。  2ポツ目  【調査事務について】  調査事務については、民生委員等による調査書作成が必要な場合を重点化、柔軟化するなど、見直しの具体的な内容について地方公共団体に周知した。</p>	<p>【こども家庭庁】【厚生労働省】児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について(令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.htm#6_230">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2023/r56tsuchi.htm#6_230</a></p>	<p>こども家庭庁支援局家庭福祉課  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>